

平成20年上富良野町決算特別委員会会議録（第1号）

平成20年10月10日（金曜日） 午前9時00分開会

委員会付託案件

議案第 3号 平成19年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件

議案第 4号 平成19年度上富良野町企業会計決算認定の件

出席委員（10名）

委員長	長谷川 徳行 君	副委員長	渡部 洋己 君
委員	村上 和子 君	委員	岩田 浩志 君
委員	谷 忠 君	委員	米沢 義英 君
委員	今村 辰義 君	委員	中村 有秀 君
委員	和田 昭彦 君	委員	佐川 典子 君

（議長 西村昭教君（オブザーバー））

欠席委員（0名）

遅参委員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾 岸 孝 雄 君	副 町 長	田 浦 孝 道 君
教 育 長	北 川 雅 一 君	代表監査委員	高 口 勤 君
議選監査委員	岩 崎 治 男 君	会計管理者	新 井 久 己 君
総務課長	服 部 久 和 君	産業振興課長	伊 藤 芳 昭 君
		農業委員会事務局長	
保健福祉課長	岡 崎 光 良 君	健康づくり担当課長	岡 崎 智 子 君
町民生活課長	田 中 利 幸 君	建設水道課長	
北向一博君	技術審査担当課長	松 本 隆 二 君	教育振興課長
前田満君	ラベンダーハイツ所長	菊 地 昭 男 君	町立病院事務長
大場富蔵君			

関係する主幹・担当職員

議会事務局出席職員

局 長	中 田 繁 利 君	主 査	深 山 悟 君
主 任	中 島 美 佐 子 君		

午前 9時00分 開会
(出席委員 10名)

事務局長(中田繁利君) おはようございます。
決算特別委員会に先立ちまして、議長と町長から
ごあいさつをいただきます。

初めに、議長からごあいさつをいただきます。

議長(西村昭教君) おはようございます。

いよいよきょうから19年度の決算特別委員会と
いうことでございます。大変御苦労さまでございま
す。これは、皆様御存じのとおり、14名の議員の
中で2名欠員という中で、私と議選の監査委員が抜
けるということでございますので、10名で19年
度の決算を精査していただくということになります。
非常に仕事量としては少ない人数で行うという
ことでございますので、大変だろうと思えますけれ
ども、ひとつよろしく願い申し上げたいと思いま
す。

また、あわせまして、それぞれ監査委員の監査報
告並びに主要施策の成果報告書もそれぞれ皆さん
方、目を通して臨まれるだろうと思えますので、行
政の最少の経費で最大の効果を上げるということ
をいつも言われるわけでありますけれども、なか
なか現実とは難しい部分もあろうかと思えますけ
れども、大所高所からひとつ、視点に立って、決
算の審査をしていただきますようお願い申し上げたい
と思えます。

今回は委員長も審査に入るといいながらも、実
質的には9名の皆さん方で決算審査をしていただ
くわけでございますので、どうぞひとつ、ふだんの
能力をまだ何割も発揮していただければ、なお、
より内容の深い審査ができるのかなと思っております
ので、どうぞよろしく願いを申し上げたいと思
います。

きょうから3日間でございますけれども、よろ
しく願い申し上げます。一言、議長といたしま
して、ごあいさつにかえさせていただきます。

よろしく願いいたします。

事務局長(中田繁利君) 続きまして、町長から
ごあいさつをいただきます。

町長(尾岸孝雄君) おはようございます。

委員の皆様方におかれましては、何かと御多用
な中、こうして決算特別委員会に御参集を賜り
ましたこと、心から厚くお礼を申し上げたいと
存じます。

9月定例議会に御提案させていただきました平成
19年度の一般会計並びに特別会計、そして企業
会計の決算につきまして、監査委員の意見書を添
えま

して提案させていただいたところでありますが、
ただいま議長からお話ございましたように、この
決算特別委員会におきまして審査を賜ることに
なっているところでございます。どうかひとつ、
委員の皆様方におかれましては、慎重な御審査
を賜りまして認定をしていただきますことを心
からお願いを申し上げる次第であります。議員
の皆様方に御議決賜りました予算の枠中で、
厳しい財政運営ではありましたが、その予算
の枠の中で意義ある事業展開をし、執行を
させていただいてきたところでございますので、
よろしく皆様方の審査を賜りまして認定
いただきますようお願い申し上げ、簡単では
ありませんけれども、ごあいさつにかえさ
せていただきます。

よろしく願いいたします。

事務局長(中田繁利君) 正副議長の選出
でございますが、平成20年第3回定例会
で議長及び議選の監査委員を除く12名
をもって決算特別委員会を構成して
おりますので、正副委員長の選出につ
きましては議長よりお諮りをお願い
いたします。

議長(西村昭教君) 正副委員長の選出
について、お諮りいたします。

議会運営に関する先例により、委員
長に副議長、副委員長に総務産建常
任委員長ということで、御異議
ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認め
ます。

よって、決算特別委員会の委員長
に長谷川徳行君、副委員長に渡部
洋己君と決しました。

事務局長(中田繁利君) それでは、
長谷川委員長は委員長席のほうへ
御着席願います。

それでは、長谷川委員長からご
あいさつをいただきます。

委員長(長谷川徳行君) 皆様おは
ようございます。

さきの第3回定例会で付託され
ました19年度決算特別委員会の
委員長に就任いたしました。よろ
しく願いいたします。

決算委員会は、1会計年度にお
ける歳入歳出予算の執行結果を
審査する重要な委員会だと思
います。

町は税等の住民の負担により、
住民福祉の増進のため行政活
動を実施し、予算を執行してい
ます。

本委員会は、住民の立場に立
ち、住民の負担が正しく適正
に住民のために執行されたか、
それによって、また、どのよ
うな行政効果が発揮できたの
か、また今後、行政運営にお
いてどのような工夫改善が
されるべきかということ
を踏まえまして、その成果

を来年度の予算編成、また行政執行にどのように反映するかというための重要な委員会であると思います。

委員各位、また執行部の皆様の御協力を得まして、円滑な委員会運営に努めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席委員は10名であり、定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本委員会の議事日程等について、事務局長から説明をいたさせます。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 御説明申し上げます。

本委員会の案件は、平成20年第3回定例会において付託されました議案第3号平成19年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び議案第4号平成19年度上富良野町企業会計決算認定の件の2件であります。

本委員会の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程のとおり、会期は本日より10月15日までの6日間とし、本日は、これより会場を第2会議室に移して、議席番号順に2分科会を構成し、各分科会において分科長を選出して書類審査を正午まで行い、昼食休憩後、担当外の書類審査を午後3時30分まで行い、その後、全体審査を午後5時30分まで行いたいと存じます。

2日目の14日は、議事堂において、各会計歳入歳出決算及び企業会計決算の質疑を行います。

なお、一般会計の歳出につきましては、款ごとに質疑を行います。

3日目の15日は、分科会ごとに審査意見書案の作成、全体での審議をして成案を決定、理事者に意見書を提出、理事者の所信表明、討論、表決という順序で進めてまいりたいと存じます。

なお、分科会の構成と担当につきましては、議事日程表のとおり、13番長谷川委員が委員長として決しましたので、13番長谷川委員長を除き、第1分科会は議席番号2番から6番までの5名の委員、第2分科会は議席番号9番から12番までの4名の委員となります。

なお、本委員会の説明員は、町長を初め議案審議に係る課長、主幹並びに担当職員となっております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） お諮りいたします。

本委員会の議事日程については、ただいまの説明のとおりにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 御異議なしと認めます。

よって、本委員会の議事日程は、ただいまの説明のとおりと決しました。

お諮りいたします。

本委員会は公開とし、傍聴人の取り扱いが委員長の許可といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 御異議なしと認めます。

よって、本委員会は公開とし、傍聴人の扱いは委員長の許可とすることに決しました。

これより、本委員会に付託されました議案第3号平成19年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び議案第4号平成19年度上富良野町企業会計決算認定の件を議題といたします。

本件は、さきに説明が終了しておりますので、直ちに分科会を開催し、各分科長を選出の上、地方自治法第98条第1項の規定による書類審査を行います。

なお、本委員会の書類審査は、各会計歳入歳出決算及び企業会計決算の審査といたします。

念のために申し上げます。

書類審査により知り得た事項の中には、秘密に属する事項があると存じます。これについては、外部に漏らすことのないように御注意願いたいと存じます。

また、要求資料は本委員会の審査のための資料であり、要求した委員個人のみでなく全委員に配付することになりますので、審査に当たって所定の書類以外に必要な資料等がございましたら、各分科会で協議し、別紙決算特別委員会審査資料要求書に必要事項を記入の上、委員長に申し出てください。

なお、資料要求は、本日の書類審査のときのみとし、14日の質疑応答中は要求できません。

これより、会場を第2会議室に移します。

暫時休憩いたします。

事務局長（中田繁利君） それでは、第2会議室のほうへ移動をお願いいたします。

午前 9時12分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

決算特別委員長 長谷川徳行

平成20年上富良野町決算特別委員会会議録(第2号)

平成20年10月14日(火曜日) 午前9時00分開会

委員会付託案件

議案第 3号 平成19年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件

議案第 4号 平成19年度上富良野町企業会計決算認定の件

出席委員(10名)

委員長	長谷川徳行君	副委員長	渡部洋己君
委員	村上和子君	委員	岩田浩志君
委員	谷忠君	委員	米沢義英君
委員	今村辰義君	委員	中村有秀君
委員	和田昭彦君	委員	佐川典子君

(議長 西村昭教君 (オブザーバー))

欠席委員(0名)

遅参委員(0名)

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	副町長	田浦孝道君
教育長	北川雅一君	代表監査委員	高口勤君
会計管理者	新井久己君	議選監査委員	岩崎治男君
総務課長	服部久和君	産業振興課長	伊藤芳昭君
		農業委員会事務局長	
保健福祉課長	岡崎光良君	健康づくり担当課長	岡崎智子君
町民生活課長	田中利幸君	建設水道課長	北向一博君
技術審査担当課長	松本隆二君	教育振興課長	
前田満君			
ラベンダー・ハイツ所長	菊地昭男君	町立病院事務長	
大場富蔵君			

関係する主幹・担当職員

議会議務局出席職員

局長	中田繁利君	主査	深山悟君
主事	中島美佐子君		

午前 9時00分 開会
(出席委員 10名)

委員長(長谷川徳行君) おはようございます。
御出席、御苦労に存じます。

ただいまの出席委員は10名であり、定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会第2日目を開催いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事について、事務局長から説明をいただきます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 本日の議事日程につきましては、さきにお配りいたしました日程を進めていただきますよう、お願い申し上げます。

以上です。

委員長(長谷川徳行君) これより、平成19年度上富良野町各会計歳入歳出決算の質疑を行います。

初めに、各会計の一般会計より質疑を行います。

一般会計の歳出については、款ごとに質疑を行い質疑を終了していきます。調書及び資料等の質疑につきましても、その款ごとに質疑を行ってください。また、一般会計終了後、質疑内容が重複しない場合に限り、全般質問を行います。審議の進行上、なるべくその款の質疑のときに終了させてください。

委員並びに説明員にあらかじめお願い申し上げます。審議中の質疑・答弁につきましては、要点を明確にし、簡潔に御発言くださいますようお願いいたします。

なお、委員におかれましては、一問一答方式により一項目ごとに質疑を行いますので、質疑のある場合は挙手の上、議席番号を告げ、委員長の許可を得てから自席で起立して、ページ数と質疑の件名を申し出て発言してください。

それから、時間の関係もございますので、さきの委員の質問と重複することのないよう質問をしていただきたいと思います。

また、説明員は、挙手の上、職名を告げ、委員長の許可を得てから自席で起立し、説明をしてください。

それでは、質疑に入ります。

最初に、歳入全体。

1款町税の22ページから、21款町債の57ページまでの質疑を行います。

2番村上委員。

2番(村上和子君) 29ページ、12款、分担金及び負担金のところですが、これが昨年と比べまして、3,468万円ぐらいいふえていると思うのですけれども、これは収入の未済額のところは876万円ぐらいいふえているわけですし、これは特定の事業を行なうのに要する経費で、その利益を受ける者から利益の限度において徴収するという経費だと思うのですけれども、このふえてる現行の予算に対して、1,156万円ふえておりますけれども、この状態をちょっとお伺いしたいと思います。

委員長(長谷川徳行君) 産業振興課長。

産業振興課長(伊藤芳昭君) 2番村上委員の御質問にお答え申し上げます。

農林費分担金の関係でございますけれども、942万4,000円につきましては、債務負担行為ということで繰り越しになりまして、現場等の状況が変化しまして繰り越しに充当した部分でございます。あと18年度より上がった理由でございますけれども、畜産担い手総合整備事業メニューがかなり大幅にふえておりますので、受益者負担がふえたということでございます。

以上です。

委員長(長谷川徳行君) 2番村上委員。

2番(村上和子君) この畜産担い手、これはわかるのですけれども、ほかのメニューというのはなかったのでしょうか、これ1点だけでしょうか。

委員長(長谷川徳行君) 産業振興課長。

産業振興課長(伊藤芳昭君) ございません。

委員長(長谷川徳行君) ほかにございませんか。

6番今村委員。

6番(今村辰義君) ページ、39ページになると思うのですけれども、道補助金等のバス運行費等の話ですけれども、片道定期券の条例をこし町として制定したのですけれども、その片道定期券等どのような成果があったのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

委員長(長谷川徳行君) 企画財政班主幹。

企画財政班主幹(石田昭彦君) 今年度の年度途中から定期券につきまして、片道での定期についても購入できるように制度を改めました。たまたま富良野高校に通っている生徒さんたちの中で、片道みの利用というようなニーズもあったことから、そういう制度を設けたわけですけれども、本年度、現実としては、片道定期券の購入実績はございません。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 町民税の22ページ、23ページにかかわって、不納欠損の問題についてお伺いいたします。

この不納欠損というのは、安易に不納欠損という形ではできないという状況になっております。資料等を見ましたら、公務員や、あるいは一般の方も含めて、社会的な事情や、あるいは悪質なという形の中で納入をされていないというような状況もうかがわれておりますが、この不納欠損においては、きちっと手順を踏まえて処理されているのかどうか、お伺いいたします。

二つ目にお伺いしたいのは、公務員というのはどういう人が対象になっているのか、この点もあわせてお伺いしておきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 5番米沢委員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目、町民税の不納欠損の関係でございますが、不納欠損をする要件といたしまして、大きく二つございます。

まずは、5年間の徴収をしなかったことによります時効の欠損でございます。

二つ目は、地方税法の15条に該当いたします滞納処分執行停止をしたものについての不納欠損という大きく二つの方法になります。

御質問の町民税の不納欠損の事例でございますが、この87万円の大きな要因といたしましては、平成18年度に大きな事業所が倒産をいたしまして、それら関連の固定資産がございましたので、それをすべて差し押さえをいたしました。

しかし、その後、競売によります配当がなかったことから、これらの徴収見込みがないということで、おおむね47万円ほど不納欠損にせざるを得ない状況にあったということでもあります。

あと、多くは居所不明ということで、いわゆる先ほどの2番目の方法にあります、地方税法の15条の7の執行停止の要件に該当した居所不明者が18万円程度ございました。

御質問にありますように、不納欠損につきましては、法に照らして厳密な方法によって執行しているということ、まず御理解をいただきたいと思っております。

あと、先ほどの2点目の御質問にありました業種の関係ではありますが、先日、資料提供をさせていただきました特に公務員の関係ではありますが、この公務員の方につきましては、国保税が対象の方でござ

います。

いわゆる国保税につきましては、世帯主課税になってございまして、たまたま公務員の家庭のお子さんなり奥さんが国保に加盟をしていると、いわゆる擬制世帯と言われているものであります。課税は本人の税金でなくても世帯主に課税をされていることから、なかなか理解をいただけないと、こういった事情がある方の公務員の方であります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 法人等においては、結局、国税や道税が優先されるという形の中、あるいは、もう既にその建物、敷地等が担保になっていて、もう完全に押さえられているという状況があるのだらうと思っておりますが、その状況はどうかという点です。

今、この収入という点では、非常に不納欠損という点では、確かに今、回答の中で事情はよくわかりましたが、しかし、我々のお金が、交付税等もなかなか入ってこないという状況の中で、サービスの制限条例をつくる、あるいは、負担を引き上げるという形の中で住民に求められてきた。

こういう中で不納欠損処理が行われるということで、そういった徴収のあり方というのは、どう見直しても、そういったものは事前徴収できなかったのか、その過程の中で、そこら辺はどうかでしょうか。法人税のほうについてもお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 5番米沢委員の御質問であります。法人町民税に限りということでございますが……、（発言する者あり）一般を含めてですか、失礼いたしました。

まず、法人町民税につきましては、今回不納欠損はございませんが、滞納が生じてございます。いわゆる法人町民税の滞納にありましては、この18万円については2件でございますが、いわゆる業績不振によりまして、なかなか納期に納まってこなかったという事情がございます。もちろん、納付勧告をいろいろな形でさせていただいているところでもありますし、相談をしながら分納をしながら、追いつくような指導をしているところでもあります。

2点目の不納欠損を安易にすることで、他の納税者に不公平を招くのではないかという趣旨の御質問かと思っておりますが、先ほど言いましたように、財産のある者につきましては差し押さえを原則としてさせていただいているところでもあります。

先ほどの事例であります事業倒産によります財産がありましたので、差し押さえを行ったところですが、実は、法的には国税と道税が優先するこ

とではありません。場合によっては町税が優先する、いわゆる先手必勝でありまして、差し押さえを早くした者が勝ちという状況であります。しかし、その前にいわゆる民間がかけている抵当、これがあるかないかによりまして、町の差し押さえが2番になる場合がございます。この場合で言いますと、既に抵当権が設定をされていて、競売された配当については、第一抵当者が優先権を持ってございます。

この事例でいいますと、差し押さえをして、若干の配当がございました。若干の配当があったにもかかわらず、これらの処分をせざるを得ない状況にあったということで御理解をいただきたいと思いません。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 状況はわかりました。

それで、今の所得、いわゆるサービスの制限条例の中で、やはり社会的要因があるということもわかりました。それで、機械的にサービスの制限条例にいくのではなくて、悪質なものについてはそれは当然だと思いますが、社会的な要因も含めて、そういう人たちがいれば手順を踏んで確認したいと思うのですが、きちっとやっていただきたいのと、やはりある程度そういう人がいれば、社会的な要因、あれがどうしても生活困窮だということであれば、不納欠損やらそういうのはやむを得ない部分もあるかもしれませんが、やはり相手の納税を促すという自治体の役割というのがとても大切だと思います。制限の条例があるからという形で機械的にそれを当てはめるのではなくて、その点、確認しておきたいと思いません。

それで、もう一点お伺いしたいのは、今回のサービス制限の事務事業の中で、納税の促進に効果が認められたというふうになっております。

確かに一定の効果はあるのだらうと思いますが、私はこの条例制定のときは反対しました。なぜかしたら、やはりそこには相手の一方的な同意もない中で、パブリックコメントもしたというけれども、こういう条例制定するというのはおかしいと、自治体の本来のあり方ではないということを行いました。

この評価はA、あるいは、ほとんどがAなのですが、私はそういう意味では、住民との合意がなされてなかった中でこのように進め方は問題があると思いますが、この点どうなのか。

それと、今回問題になった日の出公園の、この一方で、そういう農地に関する問題が放棄されて、一方でこういう締めつけを行うという、問題があるのではないかなというふうに思うのです。この点は、町長、どういふふうにお思いですか。町長みずから農地の問題の転用の仕方、あるいは問題があった

ということも知りながら、それを放置してきた問題というのがあります。

一方で、この納税義務者を締めつけるような感じの制限条例をつくるという、ここに今、自治基本条例をつくっていった、住民とのお互いの合意の中で協力、協働、参画という言葉、きちっと述べられておりますが、そういう意味では、こういう本来の自治のあり方として反するのではないですか、これは、もう一度確認しておきたいと思いません、日の出公園の問題とあわせて。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 5番米沢委員の関係につきまして、私のほうからお答えさせていただきたいと思いませんが、事務事業の評価については、今、試行的に基準を設けて実施しているわけでありまして、私どもも、今、委員がおっしゃられるような意見も十分踏まえながら精度を上げていかなければならないと、そういう気持ちで取り組んでいるわけでありまして。

今、お話がありましたように、行政サービスの制限条例の関係につきましても、住民等の合意がないのではないかなというふうなお話かと思いませんが、合意も確かに必要であります。私どもも、できるだけその制度が客観的に見て必要かどうかについての問いかけを広く町民の方にお尋ねをする。その手法でパブリックコメントの方法を講じさせていただきました。

私どもとしましては、そういう合意も何らかの形でとることも極めて重要だと思いますが、一番大事なのはやはり住民、いわゆる納税者との行政との間での信頼関係、信頼を構築するということが極めて重要だと思いますので、そういう観点からしても税を納めていただく、これは納められない背景がいろいろと、おのおの方々によって違うわけでありまして、その取り扱い適用については十二分に慎重に実態も把握しながら法と照らしてやっているわけでありまして。その点はひとつ御理解をいただきたいというふうに思っているところであります。

それと、日の出の関連におきまして、一方で厳しい措置をとりながら、一方で非常にそうでないようなことは一貫性のないことではないかなというふうな意見かと思いませんが、私どもも、この駐車場に関連しまして、助成策を講じたりしてございますが、それらにつきましても、ルールに照らしてやっているわけでありまして。今回については、特に農地法に基づきます手続きが、以後、継続なり適切に行われてなかったということが判明しましたことについては、深くおわびを申し上げているところであります。そういう素地の上で行われた事業等については、私

どもは初期の目的を果たされ、大きな公益上の効果を発揮したと認識しているところであります。

そういうこと、それから町民が非常に不信、疑問等をどうお持ちなのかは、私どももいろいろな方からお聞きしながら判断をさせていただいているわけですが、いずれにしましても、私どもはできる限り中立公平に取り扱うことが私どもの責務でございますので、そういう観点で今後も取り組んでいかなければならないと思います。

いずれにしましても、個々のケースをここで申し上げるべきかと思いますが、なかなか背景だとかいろいろあることがありますので、AとBがどうしてこうなんだと言われると、なかなか私どもも答えにくい面もありますが、いずれにしましても、今申し上げますように、適用につきましては、できる限り公平公正を旨として取り組んでございますので、御理解をいただきたいと考えているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 副町長、いくら言葉で公平公正と言ったって、もう既に公平も公正も崩れているのですよ、これ。日の出公園の問題というのは。

そこで、何回答弁しても、委員長、これ不公平な答弁なのです、これ。副町長が言っているのは、問題の本質を隠そうとしているのですよ、副町長言っているのは。

今、僕が聞いているのは、不公平でないかということを行っているわけですから、それに対して、きっちり答えてくれていないのです、中立公平だとか公正だとかとね。

一方で、駐車場の問題、農地法に違反してそれをそのままにしておきながら、手続なんかそのままにしておきながら、制限条例を一方できちっと締めつけるような、そういう締めつけるかどうかわかりませんが、そういう感じで、一方でこういうぎゅうぎゅうと相手からしたら締めつけられるように思うのです、これは。言っておきながら、そして一方で手数料を引き上げるということを、今までやってきているわけです。

中には適正なものもあったでしょう。だけれども、そうでないものがあったわけですから、そういう意味では、副町長、もう一回、答弁になってないわけですから、きっちり答弁してください、それ。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 米沢委員の御質問にお答えしますが、委員の御質問も私どもも十分に受けとめられない部分もありますので、非常にどの点を具体的に指しているのかについてはわかりにくい点がありますので、お答え申し上げているのが質問に答えていない部分もありますので、それはまた御指摘

をいただきたいと思います。

私どもは、今までも申し上げているように、ルールに基づいて手続をとってございますので、今、補助金を指しているのかどうかについてはわかりませんが、仮に補助金を指しているのだとすれば、今までも申し上げているように、13年から町の政策として助成策を講じたわけでありまして、そこに農地法の関連がございましたので、その点は今までも申し上げているように、法に基づく手続がとられてないということについては、非常に遺憾でございますので、心からおわびを申し上げているわけでありまして。

また、今、委員のほうからおっしゃられる手数料というのは、何を言っているのかわかりませんが、賃料だとすれば、私どもが今までこの間、賃料の経過についてはどういう経過だったか、その契約当事者でございませぬので、そういう当事者としての発言は私どもはできないわけでありまして、いずれにしましても、過去を振り返りますと何回か賃料の改正がなされ現在に至っているという認識を持っているところであります。

それ以上のことを私がこの立場で、その当事者にかかわって申し上げることはできませんので、御理解をいただきたいなと思うところでございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 手数料ということでは、保育料だとか、ごみの手数料だとかいろいろあるでしょう。そういうことをどんどんどんどん住民に負担を求めていて、農地法のちゃんとした対処もしてこなかったと。一方で、こうやって行政サービスの制限条例をつくると。そして、こういった問題で住民が合意のない中でつくったということに問題があるのではないかということを行っているのです。そこを副町長はわからないだとかなんとかと言っているけれども、私はそういうところに行政の今最大の問題があるのだと思うのです。

あいまいにしながら、法に直接かかわりはないかもしれませんが、委員長、農振をどうするのかという根本的な問題がかかわってきているという問題もあるのです、日の出の問題は。それ以外にも問題があるのです。そういうものも含めてきっちり審議がされていないのに、どんどんこういった制限条例やなんかをつくって、ごみの手数料や保育料の引き上げや、いろいろな引き上げが行われてきました。そういうものが本当に公平なのかと言っているのです。一方で、そういったところを日の出公園の駐車場の所定の手続が、農業振興のもとに行われぬという状況の中で、そこら辺が問題だと言っているのです、僕自身は。どうなのですか、町長。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 5番米沢委員の御質問にお答えさせていただきますが、先ほど来、副町長から答えさせていただいております。

基本的に御理解いただきたいのは、Aという事犯が問題があったから、B、C、Dもみんな問題があるということで、全部一緒くたにして御判断をいただくのではなくて、行政というのはいろいろな形の中で対応させていただいております。サービス制限条例も、やはりその基本の中で不納欠損を生じない、そして、まじめに納税をしている人たちと、納税能力がありながら納税をしない人たちと、そういうふうな不公平感を少しでもなくす。そのために、こういうような対応を図りながら納税促進を図らせていただいていると、こういうことでありますし、また、加えまして、手数料、使用料等につきましては、基本的に私、就任させていただいて以来、受益者負担の原則ということの基本としながら、財政運営をさせていただきつつ、対応を図らせていただいております。利用する者はそれ相応の御負担をいただくということを基本として政策展開をさせていただきました。

また、日の出駐車場の問題につきましては、基本的に、先ほど来、副町長からお答えさせていただきますように、まことに申しわけない限りでございます。しかしながら、私は、この補助金が決して無駄であったという認識は持っておりません。都市公園としての中におきます日の出駐車場というものが町民の皆さん方、利用する多くの方々にならぬ効果があつたものと理解をしておりますが、残念ながら、結果としてこのような形になったということは、まことに町民にも申しわけないなと思うところでございます。

ただ、そういうことがあるからサービス制限は不用であると、手数料、使用料は値上げして間違いだったということと同一視につきましては、ひとつ御理解をいただきたいなとお願いしたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） この点は最後にしますけれども、住民から見れば、副町長が言うように、何が平等なのかといったら同じなのですよ。サービスの制限上の保育料の引き上げやらですね。そういった問題が日の出公園の駐車場の問題、これは住民からしたら一緒なのです。別にそれぞれ条例のときには別々分けというのはいろいろな形でも、確かに一定の貢献はしたけれども、その手続上の問題だとか、やっぱり問題があるわけですから、こういう問題を容認しておきながら、一方で、こう

いう負担料や保育料の引き上げだとか、いろいろなものを引き上げるというところに、住民は不満をやっぱり感じているということをおわかりになりませんか。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 委員の御質問にお答えします。

今申し上げられるように、住民も当然感情を持ってそれぞれ生活してございますので、負担と、それから義務との関係からすると、いろいろと感情的にいろいろな思いを持たれることもあるでしょうし、そういう意味では、今、町長が申し上げているように、おしなべてみたときに非常に不可解だというような感情をお持ちの方が多くいらっしゃるのかなという認識でいるところであります。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

9番中村委員。

9番（中村有秀君） 29ページ、12款の保育所の入所負担金の関係でお尋ねをいたしたいと思えます。

保育所入所負担金の関係で、不納欠損が27万3,000円ということでございますけれども、一応、主要事業の関係で、成果報告書の65ページの中に未収金の中央保育所が46万1,580円ということで、全体の49万円の94.2%をも占めております。

したがって、毎年あることはあるのですけれども、以前は西が結構多かったと僕は記憶しているのですけれども、今回、中央が非常に多いということで、これらの要因は何かということで、まずお尋ねをいたしたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 9番中村委員の保育料の滞納の御質問でございますけれども、中央保育所の傾向が今回多かったという状況にありますけれども、この滞納の状況ということになりますと、やはりその年度によって入所される家庭の状況であるとかといったことから、以前西が多かった傾向にあった時代もありましたけれども、一概に申すことはできないのかなと思っております。そのときの状況によってやはり階層も違ってきておりますし、その滞納に至る経過といえますか、状況も異なってきたと受けとめております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） ある面で、私は階層によっては影響あると思うのですよ。こんなに突出しているということは、ちょっと多過ぎるのではないかとい

うことで、というのは、わかばはずっとゼロなのですよね。非常に滞納額は少ないというふうに思っております。

したがって、私は、この中央保育所の負担金の徴収努力といいますか、そういうことが足りないのではないかというような感じがいたしますけれども、未収金の徴収体制はどのように進められておられますか、ちょっと確認をいたします。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 中村委員の保育料の徴収の体制でありますけれども、保育料の徴収に当たっては、入所されている御家庭の御承知のように所得の状況によって負担の額が決まるわけですが、その事務というのは、保健福祉課の子育て支援班で行っております。各保育所であればらに行うということではございません。一括して入所の決定事務から保育料の決定までを行っているわけでございます。

そういった中で、保育料の滞納に当たっての対策というのも子育て支援班において、滞納の生じないような形の全力を注いでいるところでございまして、18年度から19年度にかけましても、滞納の総枠的には減額している状況にあるということで、子育て支援班の担当の努力というのも成果があらわれてきていると我々は受けとめております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 子育て支援班の皆さん方がやっているということは、私もある面では事実を確認しております。言うなれば、お父さん、お母さんがお迎えに来るときに、皆さん方のスタッフが玄関の前で待っていてお願いをしているケースということも聞いておりますけれども、ただ、やはり中央保育所のこの関係は、特に中央保育所の職員は子育てを、言うなれば、入所している子供たちの保育に専念をされるわけでございますけれども、やはりある面で連携をとりながら、入所する子供たちに影響のないような形の連携をとることが、場合によっては僕は必要でないかというような気がするのですね。言うなれば、僕は、予算や調定額が2,800万円ということで金額的には多いですけれども、その点の配慮を今後もやっていって、徴収効果を上げる努力をしていただきたいと思います。

それで一たん区切りまして、次。

未収金の徴収でございます。言うなれば、前年度の繰越金で収入が82万1,894円とあります。学校給食もそうなのですけれども、どっちかと言うと、保育所を卒園されるといふか、終わった後、学校なら学校の義務教育が、小学校は小学校、中学校

は中学校が終われば、そのときにある滞納はなかなか納めにくい、収納しにくいという状況がありますけれども、今回、繰越分の171万4,000円の中から、八十万一千何がしが徴収されましたけれども、これは退所された後の人のなのですか、現在も入所している方なのか。その点の比率はどうか、ちょっとお尋ねいたしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 18年度の滞納繰越額を19年度中に収納するというその内容につきましては、状況としては、引き続き入所されている方が多いという状況でありまして、過年度分の収納を、まず滞納を解消するという努力をしております。そういった状況で、引き続き入所されている状況の方が多いいという状況になります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 私は、82万1,000円の収納の中で、今、入所されている人が納めているのが何ぼで、退所した人たちが何ぼの比率がどうかということで、その資料はお持ちでないですか。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） その詳細資料は手元にごさいませんので、後ほど調べたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 私は、先ほど学校給食等のお話しもしましたけれども、そういうデータが出ればいいのだという傾向がやっぱりあるのです。ですから、その点の分析をきちっとして、それに対する対処をしていかないと、これがずるずるいけば、不納欠損額の状況に出てくるおそれがあります。そのうち転居するというようなケースが出てこないとも限りませんので、そういう点でびしっと分析をして対処していただきたいということを要望します。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 中村委員の御意見のように、今後とも保育料の滞納の解消につきましては、十分全力を尽くしてまいりたいと思います。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。 3番岩田委員。

3番（岩田浩志君） 22ページ、23ページの税の収納の部分についてなのですが、コンビニ収納を開始したこともあって、かなりの成果が上がっているのかなというふうには数字では見受けられるのですが、そこで、差し押さえの部分で、

18年度86件で19年度144件となっていますけれども、その差し押さえの主な内容、それから査定の方法、それから、その後の取り扱い等々について、ちょっとお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 3番岩田委員の御質問でございます。

19年度の差し押さえ総数は144件でございます。換価収納額が542万5,000円になってございます。その内訳といたしましては、不動産が3件、給料5件、銀行預金107件、所得税還付金が29件の内訳でございます。

この144件の差し押さえを実施するの当たりまして、滞納者の財産調査を実施をしてございます。参考までに預金調査でいきますと、1,656件を調査してございます。給料調査21件、生命保険の調査650件、あと、障害者の実態調査といたしまして73件を財産調査を実施してございますが、このうち差し押さえできたものについて144件と、このような内訳になってございます。

基本的には、調定法に定められているとおり、納期を1カ月過ぎたものについて滞納処分をするような規定になってございますので、基本的には滞納が生じた段階でこれらの財産を調査をいたしまして、あと呼び出し催告、あるいは、差し押さえ予告書、これらを適宜いたしまして、これらに反応のない方を中心に差し押さえを実施しているところであります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 3番岩田委員。

3番（岩田浩志君） 給与及び預金等々の差し押さえはわかるのですが、不動産及び物品等々の処分について、差し押さえたよと。そのことによって、その後の取り扱い、それは競売にかけるとか、そういった期間とか、そういったものをちょっと教えていただきたい。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 不動産につきましては、現実に町が競売をしている実態は今のところございません。

と言いますのは、先ほど、前委員にお答えいたしましたとおり、第1抵当権者がほとんどの場合おられるわけですし、そこに差し押さえを町がいたしますと、もちろん町が公売をすることは可能ですが、第1抵当権者がいる場合には、町が公売をしても第1抵当権者が優先してその配当を受けることとなりますので、これら町が実施をその財産の価値にもよりますが、町が公売をしても町に配当が見込めないような場合には、これら町が公売をするようなこと

は今までのケースとしてはございません。

ただ、第1抵当権者が公売を実施した場合には、その残り分の配当を差し押さえをしておく町に配当があるということになります。また、公売ではなくて任意の売買になった場合には、町の差し押さえが入っている場合は任意の売買をした場合には登記ができませんで、これら解除の申し出があります。その場合に、町の滞納分を収納する可能性が出てまいります。この3件につきましては、任意の売買もございましたし公売もございました。実際には、この3件につきましては差し押さえを解除しているところであります。

あと、実は、町ではまだ動産について差し押さえを今のところしてございません。いわゆる動産というのは、テレビを差し押さえたり車を差し押さえたり。これらについては、今後の課題かなと考えているところであります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 31ページの公民館使用料のところですが、ここは、前年度は79万円ぐらい、こしは144万8,967円ということで、昨年の約2倍になっているわけなのですが、これは飲食を伴う場合、ここの場所しかないわけで、そういったことで利用の回数がふえてるのかと思うのですが、昨年、使用料の見直しをいたしました。このところ、利益を伴う場合は3倍と、こういうふうなことになっておりまして、こういったところが見直しなんか必要ではないかと思うのですが、どのようにお考えになるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 2番村上委員の御質問にお答えしたいと思います。

公民館の使用料につきましては、先ほど、委員御指摘のとおり、条例改正をさせていただきながら、使用料のそういう飲食を伴う場合、あるいは営業行為が伴う場合等々については、それぞれ率を上げながら運営をさせていただいております。その結果も含めて、今回、利用者がふえたということで、使用料が上がっていることと思います。

ただ、今、もちろん飲食を伴う施設の利用につきまして、本当に私どもの公民館がほとんどでございます。あと公共施設としてはそこしかございませんけれども、基本的には町の条例等々を踏まえながら今進めているということで、御理解をいただければと思っております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 今、御答弁いただきましたけれども、飲食に伴う場合はこしかありませんので、それで、今、受益者負担の適正化についてどうなのかというふうな話もいろいろ出ておりましたけれども、この3倍というのは、利益を伴う場合、ビールパーティーとかそういうのをやるわけですが、これは活動資金ですとか、どこかの団体に寄附をすることで、利益が伴うという条文がありますので、そこところで3倍と、こうなっているわけですが、適正かどうか、この負担の割合ですね。そういったところの見直しが必要でないかと思うのですが、どのようにお考えになりますか。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 今、料金体系の見直しについての御質問かと思えますけれども、昨年度も料金体系の見直しについては、町全体の公共施設の目的外利用という形の中で、利用料の見直しをさせていただきました。その結果の中で営利を伴う、要するに、会費を徴収してきちっと飲食を伴った場合については、特定の倍率を掛けながら料金をいただくという体制を組み直したばかりでございます。そういう形の中では、現在のところ、この形で進めていきたいという考え方であります。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 適正かどうかという、受益者負担のことはわかるのですが、この3倍にしましたところを、見直しも必要でないかなというところのあれだと思っておりますけれども、結構、利益を伴うということの部分が3倍のところになっているわけですが、そういったところが適正かどうかということを検討していただきたいなど。やっぱり住民サービスを考えた場合、それから、飲食を伴う場合もこしかありませんので、ほかの場所が適当なところありませんし、検討課題にしていきたいと思うのですが。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 公民館の使用料については、また再度、本当に町の公共施設の使用料全体を見直ししながら、また、こういう営利を伴う場合、あるいは飲食を伴う場合についての考え方を決めておりますけれども、また、そういう機会も含めて、今後また検討していきたいと思っておりますが、よろしくお願ひします。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村委員。

6番（今村辰義君） 55ページの上から7行

目、上富良野演習場の地図を売った収入ということで、825円の話なのですが、この文面を見てははっきり言って私は仰天したのです。地図というのは、コピーもいけないし、どういうふうに処分するかというと、焼却するとか、あるいは破棄するわけです。

それでお伺いしたいのですが、どういう業者に売り払って、回収の予定はあるのかどうか、そこをまずお聞きしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） 6番今村委員の御質問にお答えいたします。

ここに出ております演習場の図面、これは国土地理院のほうで許可を得て作製している一般的な情報が掲載された図面となっております。この売り払い先につきましては、演習場内で多くの業者が工事を行っております。これは町の発注のものをも含め、それから、演習場に入出入りするいろいろな補修業者、これは恐らく駐屯地側で発注されている部分もあるかと思えますけれども、これらの位置関係を確認したりなんかするのに、非常に簡便に使える図面となっております。それで、一般的に公表されている図面でありますので、回収というような段取りはしてありません。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村委員。

6番（今村辰義君） わかりました。

国土地理院の発行している地図だと思うのです。私が言ったのは自衛隊で発行している地図ということで、これを見た人は、地図は売れるのだなと思われて不届きのやつがいまして、着ているものから Teppachi から、そういったものも売れると勘違いされたら困るので、この文面はやはりちょっと変えたほうがいいのかと。演習場の地図売れるのだなととれますので、何かそこら辺をひとつお願いしたいと。合規適正にやっているということですね。わかりました。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） 御質問にお答えいたします。

この表示につきましては、図面の名称、上富良野演習場という図面表題になっておまして、それを売り払ったという表示になっております。何分不適切な面がもしあるということが判断されましたら、今年度以降、表示に配慮していきたいと思っております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 29ページの入所者の負担

金にかかわってお伺いいたします。保育料の問題についてお伺いいたします。

町の徴収業務もこの資料をいただきまして、未収金やら、未収金克服だとか、やられているというのがよくわかります。

そこでお伺いしたいのは、19年度の資料でも示されておりますが、保育料が高いという声がよく聞かれます。中央保育所、西保育園、わかばを見ましても、所得階層4階層以上が大体7割、あるいは5割という形で圧倒的、階層別に言えば、所得階層の多い方が入所しているということがうかがえます。

仮に、そういう状況の人たちが働いて保育料を納めるといことになれば、未満児の場合はやっぱり6万円とか7万円という形になります。2子を預けると大体2分の1か、そういう形で減額されるという形にはなっておりますが、2人目からですね。しかし、やはり現状を見ますと、かなり高いという声が聞かれます。そういう意味で、あわせてこういった現状をどのように認識されているのか、町としても多少なりとも減額措置はとられている部分もあるかと思いますが、それでもやはりそういう状況がありますので、この部分のやっぱり今後、保育料の設定についても、引き下げなどの見直しというのにも必要になっているのではないかなと思いますが、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 米沢委員の保育料につきましての御質問でございますけれども、上富良野町では国の保育料徴収基準の95%ということで現在徴収をいたしているところでございまして、その負担度合いというのは、どうかということでもありますけれども、本町におきましては、やはり3歳未満児とかになりますと、その階層によっては大きな額になることはありますけれども、それは国のあくまでも基準に応じた中で、上富良野町は5%の減額を講じているという前年の5%減でありますけれども、その額におきましては、やはりこういった上富良野の水準ということが定着してきていると感じております。

未納というのも、当然、その年その年で発生をしてきておりますけれども、年々大きな額が繰り越されるというふうなことが、滞納の努力というのでもありますけれども、そういった意味で、父母の方々には御理解をいただいているものと考えております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 担当の課長はそう言うけれども、御理解いただいているって、言わないだけなのですよ、高いということ。その受けとめ方がどうかというふう思うのです。そちらの立場から

言えば、そういう答弁の仕方になると思うのですが、私たちはその点では容認できないので、やっぱりこういたところにきちっとした軽減措置、あるいは、今、定住化対策という形の中で町も総合振興の総合計画に基づいてやっているわけですから、やっぱりそういう部分での軽減策も含めて対処する必要があるのではないかなというふうこの19年度の階層別の、あるいは入所状況、あるいは一般の住民の預けている方の声を聞いた場合、そういう方向になるのではないかなと思いますが、この点、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 米沢議員の御意見でございますけれども、やはり安心して、その御家庭のお子様をお預かりするという国の方策に従いまして上富良野町として、前年の5%減という額であります。先ほど申し上げました御家庭のお子様を安心・安全な形でお預かりするという、その負担の度合いというのは、やはり国が定めたそういった基準というふうにあるということございまして、上富良野町でも、そういった形でやっていることにつきまして、その軽減の範囲は5%ということでありませう。

この形でという負担の形を、先ほど申し上げましたような御理解をいただいていると感じているところでございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

9番中村委員。

9番（中村有秀君） 43ページ、財産収入、16款、一番下のその他の町有建物貸付料74万2,680円の件について、お尋ねをいたしたいと思います。

資料をいただきまして、資料のナンバー43、私は、この14番までと一生懸命数えてあれしたら、9番が抜けているのは何か意図的なものがあるのかどうか、まず最初にその点をお伺いします。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（服部久和君） 9番中村委員の御質問にお答えいたします。

順番が9番が抜けているのは、申しわけありません、単純に飛んでいるだけです。申しわけございません。資料のほうを順次繰り上げて、お直しく下さい。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 私は、すぐどこかが9番が入る予定で抜けているのかなと、たまたま、清富が

4戸、江幌が1戸、それから旭町が8戸ということで、一生懸命数えたら13しかないの、この番号からいえば14だからということでございましたのですが、はい、わかりました。

それで、私は、これを一般質問で取り上げて、せっかく遊休建物ということで、ずっと長い間入っていない教員住宅を何とか普通財産に切りかえてということで、やっていただいて、現在13戸が入りまして、74万2,680円という収入があったということで、たまたま事務事業の評価の中でも、一応、担当の部署と、それから総合的な評価の中で、一応Aランクということで評価をしておられます。

それで、今後、今、非常に老朽化してるのは事実なんですけれども、できれば、収入の範囲の中で修理をしていくという考え方が、見直しの具体的な方策の中で書かれておりますけれども、そういう点で、今、具体的にあそこに入っている人たちの要望を聞いてどうという19年度の実態はあったのでしょうか、お伺いします。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） 中村委員の御質問にお答えします。

一応、旧職員住宅の有効活用につきましては、町の考え方として、一つが地域のコミュニティ住宅、それと移住対応の住宅、それとあと一般的な住宅に、今ちょっと入るところに困っているよという人の対応の三つの考え方で区分をして、今、活用しています。

基本的に事務事業評価の中でも、当然、地域コミュニティ住宅等については、今後も基本的な考え方を継続していかなければならないということで理解しておりますので、そういう住宅については、少なくとも躯体であったり屋根であったり、大家さんとして対応しなければならない部分については、一定程度の修繕が必要なものは、できれば収入の範囲内の中で直しをしていきたいというようなことがありまして、19年度のこれまでの状況の中では、江幌の住宅の屋根等がかなり傷んできているというようなことも実態の中で検証してございますので、そう遠くない範囲に江幌の屋根等については塗り直し等が必要かなというふうに、今、考えているところであります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 移住者用ということでお話しがされて、当初もそういうことで1戸あけてというような話があった。今、移住者は何戸入所されているのでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） 移住準備住宅につきましては、19年度につきましては1棟2戸を準備しましたけれども、そこは今現在埋まっております。そして、たまたま20年度に入ってから、もう1棟2戸が教育財産のほうから普通財産に移管されておりますので、そこについては移住準備住宅という対応をさせていただきまして、今、現在、その2戸についても契約が済んだところであります。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 清富のナンバー4の関係は、やはり今あいているということで、やはり1万3,000円中、家賃がネックなのでしょうか。その点お伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） 清富のナンバー4につきましては、地域コミュニティ住宅ですけれども、家賃が他の住宅よりちょっと高くということではなくて、たまたま3人のお子様をお持ちの方がここに入られて、それぞれ、小学校、中学校、高校というお子様がいて、通勤や何かで最初のうちは何とか頑張れるだろうということで、御家族もそういう自然の中で生活したいという希望でこの住宅を希望があったわけですけれども、通学等でかなり下の子を送って行って、また次の子とか、なかなか大変だということで、その方については、今、市街地の中に民間の住宅をお借りしまして、せっかく町のほうで対応いただいたのということで、泣く泣く市街地の住宅のほうに移っていただいたという実態にございます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 基本的には入居は1年ということで、その状況を判断しながら方針というようなことで進めておられるのかなという気がしますけれども、その点いかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） 委員のおっしゃるとおりであります。一応、入居の契約は1年になっておりますので、1年ずつまだ例えば、地域コミュニティ住宅や一般の住宅につきましては、そういう形で毎年度、さらに入居の希望があるのかというようなことで確認をして、再度、その希望を調書をいただいておりますし、移住準備住宅につきましては、基本的には1年で出てくださいというのが大原則になっておりますので、その間に恒久的な移住先を見つけてくださいということになっておりますけれども、こちらについてもまだ見つからないという状況であれば、最大3年間の範囲で2回までの更新を認めるような形で、毎年度希望を確認してい

るところであります。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） この旧教員住宅の入居されている方の周辺は、ある程度、環境整備がされているのですけれども、問題は教員住宅のほうなのです。これはやっぱり環境整備を、家賃が安いから町がやってくれてということではなくて、やっぱりみずからの入ったところはみずから環境整備をするということで、できればその点も教員住宅の関係については指導をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 9番中村委員の御質問にお答えさせていただきます。

教員住宅の環境整備の件についてでございますけれども、まず当然、空き家になっている住宅については、私ども教育委員会のほうが直接草刈りだとか、そういう周辺環境整備をしてございます。

なお、入居しているそれぞれの住宅の周辺環境整備につきましては、それぞれ、みずからやっただくということで、それぞれ学校長を通じ、あるいは教頭先生を通じて、各先生方には周知をしているところでございますけれども、なお一層、御指摘のように十分でない部分等につきましては、また現地確認しながら指導をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 11番渡部委員。

11番（渡部洋己君） 45ページの寄附金のごとで、ちょっとお願いというのですが、一般寄附金で975万円になっているのですけれども、これは調べるとほとんどが白銀荘の寄附金なのです。950万円が白銀荘なのですけれども、最後のページに基金の積み立てで載っているのでもわかったのですけれども、これは別にやはり白銀荘のやつは項目別に変えていただきたいと思うのですが。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） 寄附者の意向に沿った形で計上をさせていただいておりますので、一応19年度につきましては、振興公社からいただいた寄附、町の一般寄附ということで計上をさせていただいているところであります。（「わかりづらいので、はっきり書いてほしいな。一般寄附ではちょっとわかりづらいので。」と発言する者あり）

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） 備考欄等にそういう内訳なり何らかの表示ができるのか、検討させていただきたいというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございません

か。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 41ページの地域総合補助の高齢者の冬の生活支援という形で実施されました。

ここで伺いたいのは、生活保護にかかわって、19年度においては該当がなかなか難しいということでありましたが、その根拠について伺いたします。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 米沢委員の冬の生活支援事業にかかわりますその内容といたしまして、19年度におきましては生活保護家庭は対象外としたということでありまして。

その考え方といたしまして、やはり生活保護世帯というのは、年間を通じて生活が補助されていると。冬期においてもそういった加算がありまして、その暖房料相当額、それは十分かどうかは別といたしまして、議論もありますが、安定した生活が保障されていることから、19年度においては対象としなかったということでございます。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 国のほうでは、この取り扱いについては、そう高い高額な金額ではありませんが、一定額は生活補助の方にも冬期支援、あるいは生活支援という形の中で、見てもいいというような判断が下されておりますが、これは御存じでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 一時収入として認める範囲の上限というのが定められておりまして、その範囲であれば、その家庭の不利にならないと押さえております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） その解釈からいけば、一定部分は支援してもいいのではないかという判断にもなるかと思いますが、その点はどういう解釈になりますか、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 米沢委員の御質問でございます。

今後におきましては、そういった点も十分考慮しながら、その20年度の成案というものをまとめていくように考えております。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 53ページの居宅サービス作成料のところですが、昨年は29万5,500円

だったのですけれども、ことしは74万8,000円ということで、これは作成料の単価がふえたのでしょうか、それとも人数増なのでしょう、ちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 2番村上委員の居宅サービス作成料でございます。

前年度よりも件数が増となっている実績でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 単価のほうは変わりはないのですか、作成料の。それが少しふえたのかなと思っっているのですけれども。

それと、一方では、介護予防サービス、これに力を入れていくということでやっているのですけれども、この介護予防サービスのほうの作成料というのは、昨年は190万円ぐらい見て決算をやりましたけれども、ことしは、それらについてはどのようになっているところでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 第1点目の単価については、この3期計画の中の単価というのは変わってございませんので、同様かと押さえております。

もう一点、手元にちょっと資料がございませんので。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） それでは、後ほどお願いしたいと思いますのですが、この介護予防サービスのほうはどのようになっているのですか。これは特定検診の個別指導のほうに回したのでしょうか。介護予防サービスに力を入れていくということで、やっているはずなのですけれども、そこらはどうなったのですか。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 介護予防ということで力入れている状況にあります。これは介護保険特別会計のほうの事業として組んで、実施をいたしております。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 件数の資料をよろしくお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） それでは、ないようですので、これで歳入の質疑を終了いたします。

説明員が交代しますので、少々お待ちください。

（説明員交代）

委員長（長谷川徳行君） 次に、歳出の質疑を行

います。

歳出につきましては、先ほど申し上げましたように、款ごとに質疑を行います。

最初に、1款議会費の58ページから、2款総務費の93ページまで一括して質疑を行います。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 69ページの車両管理費のところでございますが、今、公用車を集中管理して、76台ですか、これを縮減を図っているところのですけれども、昨年と比べましてマイナス200万円ぐらいにはなっておりますけれども、これは借上車なんかの制度の検討はされたのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（服部久和君） 2番村上委員の御質問にお答えいたします。

いわゆるリースをおっしゃっているのだと思っておりますけれども、民間からのリースの借上げについては、特に検討はしていないところでございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 行財政改革の中には、この借上車については検討したいと、このように課題にしているところでございますけれども、これは今、全然一つもそういう議論は出ないのですか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） 一般の公用車等については、リースの制度もございますけれども、経費的に余りメリットがないといえますか、かなり割高になっている実態もありますけれども、バスであったり、そういうものの目的外使用で、当然バスの持ち合わせ台数やなんか限られておりますので、そういうものにつきましては借上げをさせていただいて運行しているという、そういう実態にあるところであります。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 77ページ、職員の方の福利厚生費、この一般管理費の中で職員の健康診断でございますけれども、今、職員の方は健康診断を三つの病院で、厚生病院と吉田病院と町立病院、この3カ所を受診されておられますが、厚生病院が6割ぐらい、それから吉田病院が10%、それから上富良野町立病院で26%ということで、受診の割合になっておりますが、これ今、何か三つの病院しか選べないのだということをお聞きしておりますけれども、職員の方の評価の判定はBをつけておられます。それで、今、協会病院も地域センター病院という位置づけをして、我々も医師を派遣してもらった

りして、その地域センター病院の利用もやっているところでございますけれども、厚生病院ですと診査料が2万1,750円、それから、吉田病院は1万2,300円、町立病院が1万5,450円、これで1万5,000円くらい共済から出るようだけれども、何とかこの三つの病院を選ぶのに、町立病院ないしは協会病院、こういったことをお考えいただけないかどうか、その点ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（服部久和君） 2番村上委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、健診というものに一番重要なのは、経年のデータの読み取りというのが重要かと思われま。旭川厚生病院につきましては、早くから健診を電子データとして保存しておりまして、そういう意味で職員が多くかかっている、健診に行く回数が多いという状況になっております。

今、協会病院をというお話ですけれども、協会病院のほうの受診ドックをできる受け入れ態勢がどうなのかという部分も含めまして、今後において検討をさせていただきたいなと思っております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 後発で町立病院も検査、厚生病院が一番、町民も一番厚生病院を利用しているという状況もあるのですけれども、ぜひ検討していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 全般的な形になろうかと思っておりますけれども、平成19年度の施設燃料使用料調書ということで資料の配付をいただきました。資料11ということで、需用費の中の燃料ということで、ちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

それで、この調書を私見てみて、ひとつ納入業者の決定はどのような形でまずされているのかということでお聞きをいたしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（服部久和君） 9番中村委員の御質問にお答えしたいと思います。

決定につきましては、見積もり合わせで業者の決定を行っているところでございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） A重油、それから、灯油、LPガスということで、三つであれしましたけれども、特にA重油の関係では、上富良野中学校が従来、昨年まで中央アポロがふらの農協上富良野支所になっている、それから、東中中学校がふらの農協

から中央アポロ、それから、24番の学校給食センターがふらの農協から守田商会になっているということは、それであれば、納入業者の見積もり合わせで決定になったということで、まず理解をしておきたいと思っております。

ところが、単価の関係なのですね、守田商会の平均単価は82円16銭、それから、中央アポロは89円27銭、ふらの農協上富良野支所は86円77銭ということで、若干入れる時期等によっても変更があると思っておりますけれども、例えば、守田商会と中央アポロさんは7円11銭の差、それから、一番安い守田さんとふらの農協は4円61銭ということになるわけです。それで、このA重油の中央アポロと富良野農協が入れた量は67万5,910リッターなのです。これを守田商会の入れている単価82円16銭で計算しますと、総体で支払ったこのA重油の支払金額が8,583万8,519円ですから、そうすると守田さんが入っていた82円16銭で計算をしますと、241万7,935円の差があるのです。

ですから、見積もり合わせでやったとは言いながらこんな形で差があるということになると、一体どういう形で見積もり合わせをしてやっているのかという疑問があります。その点で、まずお伺いをいたしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） A重油につきましては、今、委員の御発言のありましたように3社から納入をさせていただいておりますが、総務課長がお答えしましたように、19年度においては見積もり合わせを行って、業者をそれぞれ決定させていただいております。

結果としまして、3社とも同一の単価の見積書を御提出をいただいているというのが実態で、業者の単価差はございません。当然、昨年度もそうでありましたように、我々の納入単価というよりも燃料全体の単価が変動しておりますので、当然入れる時期であったり、あと、重油については大口のタンクと小口のタンクがありますので、その単価の差はありますけれども、業者間の単価差はありません。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 見積もり合わせをしたときは同じあれだということですがけれども、現実の問題として、我々が行財政改革で厳しい選択を強いられるということになると、これらについても十分配慮した形の納入単価の協議をしていくべきでないかという私は判断をいたしたいと思うのです。

ただ、ふらの農協の総体の8,500万円のうち支払金額が3,300万円ということで、39.44%なのですね。ですから、ふらの農協は本年は39.44%ですけれども、昨年35.66%なのです。7,100万円ですから、昨年は総体の支払金額は。

ですから、ある程度、守田商会は32.49%、中央アポロは28.1%ということで、この8,500万円の振り分けはそういう形になっているけれども、これだけ差があるということは、例えば、タンクの量が云々ということで、今、説明をいただいたのですが、試算をしますとこれだけ差があるということになると、やはり根本的に納入業者の選定等も含めて、タンクの量によってどうかというようなこともある面で検討をして、単価の見積もり合わせ等もやるべきでないかと思うのですが、その点、いかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） 私の説明が悪かったのかもしれませんが、結果として、3社からいただいている見積額につきましては同一でありまして、すべての3社とも同じ金額で契約をさせていただいております。

それで、当然、単価自体が上昇をした経過がありましたので、例えば、10月1日にAの業者から入れた施設については80円で入りましたよと、でも、価格変動したときに変更契約をそれぞれしておりますので、その変更するたびにまた見積もりをいただいています。その都度、結果として同一の単価の見積もりということで、80円で入った月、88円で入った月、90円で入った月とかということなので、その入れた時期に応じて単価が違っているので、結果として、そのずれの中で高く入ったとき、ちょっと安く入ったときということがあるということでもあります。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） それでは、価格変動したときにまた改めて見積もり合わせをするということですか、その点確認します。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） そのとおりであります。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） そうすると、私は、それぞれ施設のタンクの容量、それによって場合によっては納入価格が変わってくるという今ほどの説明で理解をしたいと思うのですけれども、今後の資料として、それぞれの施設のタンクの容量を明記をして、私も一生懸命計算してみたいと思います。そういう

ことでお願いをいたしたいと思います。

それでは、次に灯油の関係です、同じ燃料の関係で。それで、資料をいただいたのですけれども、灯油の施設名、9番クリーンセンター、これはどこの施設なのでしょう、資料の中には入ってません。それと21番の社会教育、これはゼロですからいいですね。9番のクリーンセンターはいかがでしょうか、どこの業者でしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 委員の御質問でございますが、クリーンセンターの灯油の搬入業者につきまして、ちょっと手持ちに資料がございませんので、後ほど回答させていただきますことを御了承いただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 私、これ資料、夕べ一生懸命試算したら、各納入業者ごとに計算をしようと思ったら、しょうがなかったのですよ、これが空欄だったもので。現実に59万9,123円ということでございますので、それでは、これを除いてとりあえず質問をしたいと思います。

まず、同じ役場の中の役場の庁舎の関係は93円13銭、それから27番のラベンダーハイツ、これが89円40銭ということで、この同じ役場の中であれしてても、それであればまたタンクが違うとかということが出てくるかもしれないけれども、これは3円73銭の差があるのです。それで、これを同じ単価であれしますと、4万7,518円がラベンダーハイツの値段にすればそれだけ差があるということが感じました。その点で、役場の庁舎とラベンダーハイツの単価の違いというのはどういうことなのでしょう。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） 灯油の単価につきましても重油と同じで、価格変動ごとに見積もり合わせをさせていただいておりますので、時期に応じて安く入ったとき高く入ったときがあって、一概に単純に割り返して単価が違っているということではないということで、御理解をいただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 本当に財政的にどうなのか真剣に考えていただきたいと思いますけれども、役場の庁舎は1万2,755リッター、それから、ラベンダーハイツは1万6,259リッターということです。したがって、大体、容量的には似たような施設の感じかなという気がいたします。

それで、入れた時期が違う、価格変動でということであれば、これはもうどうしようもありませんけ

れども、現実にはそういう点で、例えば、我々がガソリンを入れる場合、また安くなる時期があるから1,000円ぐらいに入れておこうか、もしか高くなるようであれば満タンという、こういう操作を我々家庭はもう皆さん方みんなしているのですよ。

そのことをやはり役場も、実際にそういう気持ちで、今、ゲージを見てどうなんだということの動きを察知した形の入れ方をしていかなければならないのではないかという気がするのです。これが1点ですけれども、その点いかがでしょうか、副町長。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 9番中村委員の御質問に、私のほうからお答えさせていただきます。

今、単価の設定については、担当のほうから説明をしたとおりでありまして、今後の課題としましては、今、一般家庭におきましても定期配送とか、いろいろなコスト低減を図って、それを単価に反映するというふうな動きもありますので、私どもの各施設におきましても、そういうことが供給する側の業者にコスト低減で、結果として我々もメリットがあるのかどうか、これら十分議論しながら、できるだけ一般の方と同じ、もしくは一般の方より大口需要者としてのメリットを反映できるように、業者とも十分議論してみたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） それでは、例えば、西小と上富中の単価を私比較しました。西小学校は上富良野燃料が入れて102円35銭です。上富良野中学校は内越電気商会90円33銭です。その差12円2銭あるのです。ですから、確かに上中と西小と入れる容量と入れる時期が違うと思いますけれども、この12円2銭の差ということになると、単純に計算しますと、約11万191円の差なのです。ですから、先ほど申し上げたような形で、現実にはこの灯油のデータを見た場合にありますので、今、副町長がおっしゃったように、または私が述べたような形で何とかできるだけ安く入れる、そして、支出を少なくするというところで考えていただきたいと思います。

それから、次に、LPガスの関係お尋ねします。

入れる量かどうか私はわかりませんが、このデータを見ますと、2番目の車両事務所、5立方メートル入れて3,192円、この単価は638円40銭なのです。単純に割ったらですよ。ですけれども、ほかのところは大体、三百七、八十円、安いところは10番の農産物加工実習、南プロパンの入れた272円08銭、これはまた入れた時期が違うからといえば、それまでのことかもしれませ

れども、まず、車両事務所のこれはどういう内容なのでしょうか、お尋ねいたします。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（服部久和君） 9番中村委員の御質問にお答えいたします。

ちょっと今御質問された件の資料の中身といいま

すか、私のほう手持ち資料持ち合わせておりませんので、後ほど調べてお答えしたいと思います。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） それでは、この資料の中の5番の子どもセンターです。

ほかの施設の納入価格と比べると、北海道エナジテック上富良野営業所は409円31銭なのです。ね、単価計算をしますと。そうすると、異常に高いなということを感じます。

したがって、これも見積もり合わせをして同じ価格で、入れる時期が違うということと判断してよろしいのですか。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） LPガスにつきましては、春に見積もり合わせをさせていただいて、通年同一の単価契約をしてございます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 私、非常に疑問に感じます。例えば、一番安いのは10番の農産物加工実習センター、これは南プロパンが入れて272円08銭なのです。さっき、車両事務所の638円40銭、あるいは、子どもセンターの409円31銭がある。

場合によっては、私、入れた時期を全部表にさせていただいてある面でやっていかないと、見積もり合わせはした、それで同じ金額だからやった。しかし、入れた場所によってはそれぞれ容量等も違うからということで、どうもどこまで真剣に財政削減のために支出を抑えるということがされているのかと非常に疑問を燃料費の三つの項目を見て感じたわけです。

したがって、我々が昨日の資料の精査をする段階でも、そのことのアレが一切出てこないのです。ですから、今後、我々がやる場合に、言うなれば精算の関係も含めてやっていくかどうかということをお考えなければならぬと思うのですけれども、ひとつ代表監査委員にお伺いいたします。この燃料費の単価の納入状況を、どういう形で監査をされているかという点でお伺いをいたしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 暫時休憩いたします。

再開時間を11時といたします。

午前10時48分 休憩
午前11時00分 再開

委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、委員会を再開し、質疑を続けます。

代表監査委員。

代表監査委員（高口 勤君） 大変申しわけありません。

なかなか質問されている内容につきまして、適切にすぐ答えられないということは申しわけありません。

お聞きされている燃料等につきまして、例月現金出納検査で支出伝票等を見ておりますけれども、一応、監査でやっている内容につきましては、各燃料の単価と、それから数量というのですか量でしょうか、使用量ですか、その数字と総金額、それが間違いがないかどうか、そういう内容のことについては監査をしておりますけれども、それ以上の単価契約ですとかそういうことについては、特に監査の対象とはしておりません。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 監査の中には、そういうことも全部入っているのですよ。確かに例月監査はその当日のものだけかもしれませんが、現実の問題として、やはり他の業者、同じ月でも納入業者が1日に入れる場合、それから30日に入れる場合、いろいろ変わるとしますので、先ほど、主幹のほうからのお話のように、入れる時期、入れる容量によって変わってくるということであれば、そういう対比もある面で私は必要なという気がいたします。その点はいかがでしょう。

委員長（長谷川徳行君） 代表監査委員。

代表監査委員（高口 勤君） 確かに、月によっては単価が違っているなどということは確認しております。それ以上のことにつきましては、特に監査というか調べるということとはしておりません。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 今、申し上げた形で、私は非常にアンバラがある、それからもう一つは、財政削減のためにどうそれぞれのセクションで努力をするかということも、監査の着眼点の必携の中に明らかになっているのですよ。そういう努力をしている跡が見えるかということも。私の持っている本と代表監査委員の皆さん方が専門家の立場で、また別な冊子だろうと思っておりますけれども、そういう点でやはり監査をしていただきたいなという気がいたします。

というのは、我々のほうではそういう、いつ入れ

て何ぼ入れて、その単価はどうだということは全然わからないということでございますので、そういう点でお願いをいたしたいと思っております。

それで、例えば、A重油、一番高いのが99円47銭、安いのが75円04銭、それから、灯油で一番高いのが102円35銭、それから安いのは73円44銭、それから、LPガス、一番高いのは先ほど車両センターが638円です。これは何かの間違いだと思っておりますけれども、その2番目は409円31銭、一番安いのは272円08銭です。

したがって、それぞれ入れるのは、それぞれの施設に任せているということであれば、先ほど私が申し上げたように、上がる、下がる、その見きわめをびしっとして、下がるときには我慢をしてさがつた段階で入れる、それから上がるということになれば、とりあえず満タンに入れてもらうというような指導を、やはりこちらのほうの担当のほうから各部署に指導をしていただきたいと思っておりますが、その点いかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） 中村委員の御質問にお答えします。

今、委員おっしゃるように、それぞれ単価がここ数年大きく変動している状況にありますので、それぞれ単価の変動のあるときには、本当に1日前、2日前ぐらいに連絡があるわけですけれども、こちらのサイドとしては、例えば来週の月曜日から上がりますよということで、ゲージが少しでも下がってれば、きょう中に発注するよにと。そしてまた、例えば下がるという情報であれば、ゲージが今もうぎりぎりだったとしても、あと1日我慢して明日以降入れるよにと、そういう指導はグループメール等を通じて、それぞれ単価の変動のときに、なお一層の節約に努めてくださいという情報とあわせて、そういう情報をそれぞれ各所管に周知をしているところであります。

あと、先ほどのLPガスの関係ですけれども、それぞれLPガスにつきましては単価契約をしてございますけれども、車両班につきましては小さな5キロのボンベを購入しておりまして、単価契約とは別になっておりますので、通常ボンベ買ってくると多分5キロのボンベが4,000円弱ぐらいの値段かと思っておりますが、車両班のタンクはそういうことになっております。

あと、ちょっとデータの中で単価契約しておりますので、当然、一定程度割り返せば単価の額が出てくるというふうに思っておりますけれども、多分、使用量のところも、所管からいただいてきたデータのこちらのほうなのか所管のほうなのか、データ上の転記

ミス等がひょっとしたらあると思われるので、今担当の職員のほうに確認作業をしてございますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思います。

委員長（長谷川德行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 今、主幹のお話であれば、計算の違い等があるということであれば、また、でき上がった段階で改めて皆さん方に配付をお願いしたいと思います。

以上でございます。

委員長（長谷川德行君） 先ほど説明漏れがありましたので、その分を町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 9番中村委員の資料1番クリーンセンターの灯油の購入先が抜けておりました。ただいま調べましたところ、道央エア・ウォーター・エネルギー株式会社でございます。

以上であります。

委員長（長谷川德行君） よろしいですか。

それでは、6番今村委員。

6番（今村辰義君） 80ページの防災対策という部分で。

ことしの2月に十勝岳噴火の総合防災訓練が行われたわけでありましてけれども、このときの成果と問題点、それを今後の訓練にどのように反映していくかということについて、お伺いしたいと思います。

委員長（長谷川德行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 今村委員の御質問にお答えをさせていただきます。

この2月を中心にした訓練については、非常に回を重ねて一定の効果を発揮しているものと思いますが、御案内のとおり、総合防災訓練の中で町民を対象にした避難訓練もやっていますが、これらの状況について、年々参加人員が少なくなっているという傾向にあります。

私どもは、認識が非常に薄くなったということよりは、毎年、同じ地区を対象にしておりますので、多くの町民の方が去年かあるいはおとしか、もしくはことしか、いずれにしましても、そういう実体験をやっている方が非常に多くなってきているなという、そういう検証もしてございますが、いずれにしましても、これから将来に向けての備えでございますので、できる限り多くの方が参画できるような、そういうことにぜひとも改善をしなければならぬということ、そういう十分でない成果にその問題意識を持っているところであります。

あと関係機関との関係につきましても、できる限り実践を想定しましてやっているわけでありまして、一定程度成果を毎年積み重ねていると思います

が、若干その訓練のための訓練になっている嫌いもございますので、その辺はもう少し現実的に、できるだけシナリオに頼ることなく、タイムリーにそういう関係機関の職員の方がリアルタイムでやっているような、そういうことも今後の成果として得るために、あるいは、図上訓練やなんかを重ねながらそういうことをしっかりスタッフが身につけるといいうことも、一つの問題点であるというふうに認識しているところであります。

いずれにしましても、自衛隊の駐屯地との関係、これ大変重要でございますので、非常に自衛隊機関は日々、毎日そういうことを重ねている機関でございますので、ややもすると、私どもと少し温度差があるなということもありますので、我々がレベルアップをどうできるか、地元のそういう機関を十分生かしながら、私どもも今後においては、そういうレベルアップをしていかなければならないという、そういう認識をしているところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

委員長（長谷川德行君） 6番今村委員。

6番（今村辰義君） 私もちよっと感じているところは、マンネリ化しつつあるのではなからうかと思えますね。

やはりシナリオを棒読みして会議等をやっても、余り役に立たないと思うのですよね。やっぱり状況付与というものを、その場その場で付与された状況で各関係機関が状況判断をして、そして、そのときそのときの行動方針を決めて対処していくという訓練が必要ではなからうかと思っています。ぜひそういうところも今後考慮してほしいなと思えます。

また、その関連で、自主防災組織の育成状況と、今後どのようにまたしていくのかということ、これをちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川德行君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 6番今村委員の質問にお答えいたします。

自主防災組織の育成についてなのですが、一昨年、2年ほど前から自主防災組織を活性化していこうと。なぜ活性化するかといいますと、減災対策のためには、当然、自主防災組織が重要な役割を果たすという観点で、今まで昭和62年ごろからできてきました自主防災組織の規約等も含めて再編していくという方向で、話を進めているところです。

25の住民会がありまして、平成20年の3月末で住民会が25のうち、24の住民会で自主防災組織が一応はあるところでございます。

平成20年の4月1日から、新たに結成されたところが1カ所と、再編されたところが3カ所という

ことで、この間、先にお渡ししております資料から自主防災組織がふえているところでございます。

20年4月1日付で、一応、25の住民会ですべてに防災組織がつけられている状況になっております。

ただ、自主防災組織ができたからそれで終わりということでは決してありませんので、今後において自主防災組織における防災訓練等を実施する中で、減災対策に向けて自主防災組織を動かしていくという形を考えております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村委員。

6番（今村辰義君） わかりました。

今後も、自主防災組織の組織化と、あるいは活動の活性化というものを図ってほしいと思います。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 4番谷委員。

4番（谷忠君） 75ページ、趣旨を変えて御質問したいのですが、一番下に名誉町民の年金というのがありますが、名誉町民制度についてお伺いをさせていただきます。

私、全然わからないものだからお聞きしたいのですが、今、名誉町民制度というのがあるのだと思っていますけれども、ほとんどの方が鬼籍に入られて、現在、御生存されてお元気な方が1名と伺ってます。その中で、この名誉町民というのは条例で定められているのか、あるいは、町長が提案をされて議会で承認してなされるのか。あるいはまた、そういう組織が、審議会などでやる審議会組織なり、そういったものがあるのかどうか、ちょっと伺います。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 谷委員の名誉町民の関係の御質問にお答えしますが、名誉町民の関係については関係条例がございまして、その中で年金等の定めをしているところであります。

あと、名誉町民はどういう議を経て名誉町民にするかについては、議会の議決を得て名誉町民という称号を付与しているということでございます。

委員長（長谷川徳行君） 4番谷委員。

4番（谷忠君） 私もこの名誉町民制度については賛成であります。極めて長い間、長い間が短い間かわかりませんが、行政に対して多大な貢献があった方を、推戴をして遇するということについては極めて重要なことであると思っておりますけれども、1点だけ伺いたいのでありますけれども、ほとんどの方が町長を経験された方だということがあります。その条例の中身、規定、あるいはどうい

う形の中で、ちょっと私は見てないものですからわからないのですけれども、どのような中身になっているのか、あるいは、そういった面だけの方を推薦するのか、あるいは、ほかの町であるように、極めてこの町にだれも該当する人おりませんから、将来はそういう方も出てほしいと思うのでありますけれども、ことしオリンピックがございましたけれども、そういったスポーツの面であったりとか、また、プロ野球の面であったとかという、そういう形の中で極めてこの町の発展のために尽くされたというような方も対象になるのかならないのか。その辺も含めて、お伺いをさせていただきます。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 谷委員の御質問にお答えします。

過去の方々を顧みますと、町長を経験された方が多くいらっしゃるわけでありまして。ただ、条例等を見ましても、町長経験者とするということになってございませぬので、そういう意味では、今、委員がおっしゃられるように、この地域のまちづくりに多大な貢献をされたというような方を議会で議論しながら決定されるものということでございますので、首長経験者以外もそういう方の適任者がいるとすれば、そういう過程を経ることは当然あるべきものと思っております。

今、委員がおっしゃられたように、例えの話でございますけれども、分野でございますけれども、スポーツに貢献された方について名誉町民にするかについては、なお議会の審議で一応そういうことも視野に入れるべきだということなのかどうかについては、議会の審議にゆだねることになるのかなという認識を持っているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 4番谷委員。

4番（谷忠君） 私の記憶のあるところでは、町長経験者以外の方では、山本逸太郎さんと、石川清一さんというふうに記憶をしておりますけれども、多大なこの町に貢献があったり、発展のために尽くされた方というふうに敬意を表しております。そういう面では、行政の長以外の方でも対応になっていると、それについては評価をさせていただきたいというふうに思いますけれども、もう一点、この名誉町民制度に絡めてお伺いをしたいのであります。年金30万円、従前は50万円ぐらいであったと伺っておりますけれども、時代を反映してカットしたのだらうと思っております。

この年金というのは、それは人間ですから何歳まで生きるかわかりませんが、一生涯、年金は支給されるのだらうと思っておりますけれども、私は、ど

うもこの年金制度、こんなこと言ったら大変失礼なのでありますけれども、尾岸町長、来年の今ごろは名誉町民にひょっとしたらなるかもしれないというようなことありますから、ちょっと伺っておきますけれども、町長の考え方をお聞かせいただきたいのでありますが、私は、毎年支給するのではなくて一時金として、名誉町民になったそのときにお祝いとして、こんな金額ではありませんけれども、そうなりますと30万円程度の金額ではないと思いますけれども、一時金として支給をして一遍で終わらすというような考え方は私は妥当でないかなと、このように思うのですけれども、町長のお考えをお聞かせいただければ、ありがたいなと思うのであります。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 今、谷委員からお話がありましたように、上川管内町村でこの名誉町民制度を対応した中で、こういう形で毎年年金制度といて対応している町村というの非常に少ないと。今、谷委員がおっしゃるように、称号を出すときに一時金で終わりという町村が今非常に多くなってきているということでありますので、これらにつきましても今後の課題となるのかなと認識をいたしております。

委員長（長谷川徳行君） 4番谷委員。

4番（谷忠君） 私の経験した農協の組織でありますけれども、実は、今、合併をさせていただいて7年、8年たちますけれども、従前はこういう形ではなかったのですね、年金制度というものはなくて。それで、これは人間必ずいつかは亡くなりますから、そういうときに葬儀の費用を一切持つという形に改めさせていただきました。

それで、一応規定がありまして、道の役員をされた方については名誉組合長と、常勤ですよ。それから、組合長を経験された方については名誉組合員と、こういうふうに改めました。そして、今、言われたとおり、私提案させていただいたとおり、合併をしたその年に一時金という形ですべて終わらせていただいていると。それから、葬儀の費用については頭打ち200万円という形にさせていただいています。極めて、組合員のお金を使ってそういったことを支給するというのでありますから、組合員の皆さん方の理解を得なければならぬ、一番理解の得られやすい方法で改めさせていただいた経緯がございますので、ぜひ、このことについても名誉町民の年金制度についても、前向きな形でひとつ検討をして加えていただければなと、このように思います。

以上であります。答弁は要りません。

（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 5米沢委員。

5番（米沢義英君） この点については廃止ということで、ずっと言っていました、実際、各自治体の実態等はどのようなふうになっているのか、ありましたら、今すぐでなくてもいいのですが、資料等をいただきたいと思います。

こういったものについては、やはり何かと不平等感とか、不公平感というのがあるのではないかなというふうに思います。そういう意味では、こういう制度そのものを抜本的に見直すという考え等について、もう一度伺いしておきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 米沢委員の御質問に、私のほうからお答えさせていただきます。

資料につきましては、私どもでも条例があるように、多くが条例なりなんなり、少なくとも町民の意思で何かそういう基準がありますので、何らかの形で集約したものをまた機会見て資料を提供したいなと思うところであります。

あと制度の見直しにつきましては、今、谷委員のほうからも意見をいただきましたし、過去にもいろいろな意見がございました。経過もございますので、今後、将来に向けてどういう形が一番ふさわしいのか、町民等ともどもどういう形が合意できるのかについては、これは議会の皆さんと十分議論して、その方向を定めていかなければならないと思っていますので、資料の提供、そういう機会を通じてまた議論をさせていただきたいというふうを考えているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

9番中村委員。

9番（中村有秀君） 町長交際費の関係でお尋ねをいたしたいと思います。

町長交際費は年々削減をされてきております。それで、資料をいただいた町長交際費、資料22の関係です。平成19年度の支出状況ということです。

それで、弔電、それから部隊関係者に祝電等関係ということで、当初900円で1通支出していたのが580円ということで、年度の途中でされております。その関係で、どういう形で900円から580円にしたのかということの経過を、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 済みません。ちょっと明確に承知できていませんので、確認して後ほどお答えしますが、いずれにしましても、今、郵便局会社

ですか、そちらのほうでいろいろな商品が提供されてございますので、できるだけ安価な方法で対応できるということで切りかわったものと思っておりますが、詳しくは後ほど御説明をさせていただきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 私もそういうことだろうなということでは推測しているのです。それで、甲電、部隊関係祝電関係ということで、甲電の関係からいえば、580円のものにしたので2万2,080円の削減、それから部隊関係の祝電は2万2,400円ということで、結局4万4,000円ぐらい経費の節減をしているということで、一応評価をいたしたいと思うのです。

それで、次に、決済月日と受け入れ月日の相違があるですけれども、基本的に、受け入れ月日と決済月日の関係、受入月日は決済月日と同じか、もしくは決済月日が後という処理が正当でないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 今の中村委員の御質問、それも含めて後ほど説明させていただきます。一応原則的には、今、町長交際費をいろいろな場面を想定されますので、公金を即出ししなければならないこともありますので、一定額、資金前途をもって、手で現金管理をしますので、そういう観点からすると、受け入れが先というようなことにもなりますし、その辺も含めまして確認をして、後ほどお答えさせていただきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） それでは、確認ということで、ナンバー99、それから、ナンバー11644、ナンバー13251、それぞれ決済月日が受け入れ月日より相違をしている。言うなれば、受け入れ月日が後になっているということでございますので、その点ちょっと確認をしていただきたいのと、それから、支出基準の中で各種パーティーとは個人負担とするということに支出基準の中ではなっているのです。それで、ナンバー112、決済月日12月3日なのですけれども、旭川信金ASK上富良野会クリスマスパーティー5,000円とあるのですが、その支出基準からいえば、最終的に町長等の裁量になると思えますけれども、一応、支出基準の中で各種パーティーは個人負担とするということになっているのですが、その点はどうかでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 今、112番の関係であります。これにつきましては、私ども指定金融機関

の旭信から御案内はいただいております。毎年、上富良野町長あてにいただいておりますので、私どもはそういう観点で処理をさせていただいているわけですが、今申し上げられるように、パーティーについては、飲食を伴うものについては、会費が定まっていない場合には、その相当分を会費として先方に提供するというところであります。

あと、これら自己負担については当然いろいろなケースが考えられますので、私ども原則的には上富良野町長あてに来たものについては公務扱いしてございますし、その辺はケースごとに判断をしているところでございます。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 交際費であわせてお伺いいたしますが、今回の防衛庁の職員の人事異動、あるいは、自衛隊陸上幹部の幹部異動に伴う電報が送られております。これは、電報の内容を見ましたら、金額的にもさまざまです、2,900円であったりとか580円だったり1万7,908円であったりとかという形になっておりますが、この基準というのはあるのかということと、あわせて、経費削減ですから、こういう異動に当たっての電報は打ち切るという方向は考えられないのか、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 5番米沢委員の御質問にお答えします。

こういう地域特性から、ふだんもいろいろな要請行動を濃密にやっている実態にございます。そんな観点で、歴史的にこういうお世話になった方が、おやめになるケースもあるでしょうし、また、新任地に赴く場合もあるでしょうし、いずれにしても、こういう地域特性から考えて、地域に広域につながるという判断のもとに継続をしているわけでありまして。こういう時期でありますし、今後ともこういう形を継続しなければならないというふうに認識しているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 地域の特性というけれども、そんなに変わらないのだと思うのです、電報一つ打ったからって。それでは交付金がふえているのですか、年間。ふえていないでしょう。調整交付金だって、大体8,000万円から9,000万円のラインなのでありますから。そのことを考えたら、住民には負担を求めて、一方でこうやって出しているわけですから、その流れの間で意思疎通だとか、いろいろ

な昔からの流れがあるからということではなくて、やっぱり経費の削減というのであったら、こういった部分を全部見直しすべきだと思いますが、もう一度、答弁をお願いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 繰り返すことになりませうけれども、私もはこういう地域の行政運営上、このような性格の費用については必要経費であるという認識を持ってございます。そういう観点で、先ほど申し上げましたように、いろいろ状況判断をしなければならぬわけでありませうが、基本的には当面継続すべきものと認識しているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村委員。

6番（今村辰義君） 71ページの基地対策費です。

あらかじめ言っておきますけれども、オープンにできなければよろしいのですけれども、まず、駐屯地の現状維持ということで、町長は各市長とともによく要望運動に行っておられます。非常にありがたいなと思っておりますけれども、その成果、運動の成果はどういうふうにあるかということ、まずお聞きしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 先ほどの電報等々も絡むわけでありませうけれども、それらが、じゃあ成果としてこれだけのものが出たよと、電報やめたらこれだけのものがなくなったよとか、今駐屯地削減問題で一生懸命運動を展開させていただいております。

ただ、感触として受けるのは、平成16年の防衛大綱をつくって、今期防衛力整備計画の中で上富良野駐屯地の、これと、これと、これと、これとの部隊はなくすぞと、廃止するぞということでありませうけれども、それらがそのように次期防衛力整備計画の中で取り込まれるということは回避できたのかなと。

しかし、それがすべて回避できたということではなくて、どれぐらいの対応の中で次期防衛力整備計画が来年の12月の閣議決定されて進んでいく、その数値の中で減ってきているのかなということについては、まだここまでなりましたということにはならないと。今、一生懸命つくっている最中ですから。ただ、当初の計画よりも削減幅は大幅に縮小されつつあるなという認識、感触を持っているということで、ひとつ御理解いただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村委員。

6番（今村辰義君） わかりました。

オープンにできないことで、上富良野町によかれというようなことがありますか、言葉で発声することができなかつたら、身振り手振りでもいいですけれども。

れども。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 6番今村委員の質問にお答えさせていただきませうが、今は、現状では感触を持っているということで御理解をいただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村委員。

6番（今村辰義君） わかりました。

同じ基地周辺対策費なのですけれども、自衛官募集も非常によくやっておられますよね。町の広報紙にも掲載されていると。そして、自衛隊との連携のもとに募集に努めていると。前は自衛官を募集するというのが全国的だったのですけれども、近年、各町広報団体も非常に自衛官募集に力を入れていただいておりますけれども、そしてこの上富良野町というのは最たるものかなという気もするのですけれども、その募集、実際に広報紙以外にどのようなことをやっているのか、ここにやっているというふうに書いてありますので、そこをひとつ教えていただきたいなと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 6番今村委員の御質問にお答えをさせていただきます。

広報紙の掲載については、委員も多分見られているのかなと思ったりしますが、自衛官募集、いろいろな機関誌等に募集の記事がありますし、道の広報にもありますし、そういうたぐいのものを私どもも積極的に紙面を活用して町広報にも掲載をしているところでございます。

あとは、いろいろ新隊員の行事とかそういうものについても記事掲載して、できるだけそういういろいろな内容がわかる、私どもでもできる範囲内で記事を掲載している、それが現状だというふうには認識しているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 4番谷委員。

4番（谷忠君） 町長の交際費の中で、もう一件ちょっとお尋ねをしたいのでありますが、町民と町外関係についてちょっとお聞きしたいのですけれども、町民の中に関係機関の長というのがありませうね、資料ありますか、資料見えますか。資料の5の1、この間いただいた。その中で、関係機関の長というのがありませうね、町民のところの。それで関係機関の長、それから町外関係の3番目、関係機関の長というのがある。同じように関係機関の長というのはありますけれども、町内関係の関係機関の長については摘要の欄に、住民生長、自衛隊、それから、農業協同組合、商工会、社会福祉協議会、観光協会と、こうなつてます。その金額でありますけれども、香典については3,000円と、生花につい

ては1万2,600円と、町外関係については5,000円と1万2,600円と、こうなっているのですけれども、町外関係の関係機関の長というのは、どの範疇を指しているのか、ちょっと聞かせてください。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 谷委員の御質問にお答えします。

ここで、完全に限定列挙はできませんけれども、少なくとも行政活動に関連して、北海道であるとか国の機関、それから、あとは経済団体等も、そのケースによってはこの項目で読むこともあるということでありまして、どの範囲かについては、なかなかここで明確には述べることでできませんが、今、申し上げましたように、行政活動、行政運営に関係のある機関、今申し上げた大ざっぱで大変恐縮でありますけれども、道の機関だとか国の機関、それから、ここ近隣の経済団体が私どもの行政活動に大きく関係すると思われる場合には、この項目を用いるという、そういう運用をしているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 4番谷委員。

4番（谷忠君） そういう方は町内にはいないという前提に立って、これはつくられているものだと思うのですよね。これはちょっとおかしいのではないかなと思うのだけれども、今どきですから、この3,000円なんていうのは、ちょっとおかしいと思うのだけれども、これは取り決めだからやむを得ないとしても、少なくとも、町内の関係機関の長の方より、町外の方のほうが金額が多いということについては、私はどうも納得できないなど、こう思うものですから、行政に関係のある関係機関の長、上富良野にいらっしゃらないという前提に立って、これはつくられているものだと私は思いますよ。そうではないでしょう。今はなくても、見当たらなくても、将来必ずこういう方も出てくるということもあり得ることだし、町内の方で今言われたような、副町長、説明される方がいないなどということもあり得ないでしょう。町外だけを対象にして、こういうことをつくられるということについては、何ら摘要欄にないということとはわからないの、普通はね。これは不適切だと思うものですから、ぜひ、これは改める方向で検討し直してほしいと、こう思いますけれども、いかがですか。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 4番谷委員の御質問にお答えします。

今、御意見がありましたように、非常に均衡を欠いたり妥当性を欠く内容もございますので、今の御

意見を受けとめまして十分に検討して、改めるべきところについては改める方向で議論したいと考えてございますので、御理解いただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 85ページのコンビニ収納のところでございますけれども、住民の利便性を図るためにということで、19年の4月からコンビニ収納対応をしたところでございますけれども、この収納率の実質額はわかるのですけれども、全体に占めるその収納率は何パーセントに当たるのか、ちょっとお尋ねしたいと思っております。

それと、当然、収納には効果はあったと、このように考えておりますけれども、お金もかかっていることでございますので、そのパーセンテージをちょっと教えていただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 2番村上委員のコンビニ収納に関する御質問でございます。

委員がおっしゃるように、納税者の収納サービスの向上と収納率のさらなる向上を目指して、昨年、平成19年4月1日からコンビニ収納を実施したところであります。

1年間で利用された件数が4,353件、収納の金額につきましては8,750万3,000円の利用をされたところであります。

導入に当たりまして、収納サービスの向上という点はもちろんであります。納期内納税の率が上がるだろうという想定と、結果、年間の収納率も向上するだろうという想定で導入を図ったところであります。

委員の御質問にありますように、効果といたしまして、納期内納税率であります。軽自動車税から始まりまして国保税の6期目まで11回の納税機会がございます。それぞれの税目、あるいは納期によりましてパーセントはばらばらであります。最高で納期内納税率が前年対比、18年対比でいいますと2.63%の向上が見られた税目がございます。もちろん低いものについては0.4%程度という場合もありますが、結果、1年間トータルで言いますと、18年度対比であります。町税で0.6%の収納率の増、国保税につきましては1.1%の増ということであります。

1件当たりの手数料ももちろんかかっていますが、さらには導入にかかる諸経費もかけてございますが、おおむねこれらの数字を見ますと、このコンビニ収納の部分につきましては、町民からも便利だというお答えもいただいております点を考えますと、効果が相当あったと認識をしております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 効果があったということがよくわかりましたけれども、この1件取扱手数料がやっぱり65円から60円になったと、そこらあたりは、この件数との金額というのは交渉の範囲で手数料は抑えられるのかそこら辺は、5円取扱料が下がったということは、どういうことなのでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長答弁。

町民生活課長（田中利幸君） コンビニ収納につきましては、当初、北海道で3番目の導入を図ったところでありまして、その当時、取り扱い件数も最終的に何件になるのかわからない状態での契約であったことから、19年度につきましては、1件当たり65円掛ける消費税という手数料の契約をさせていただきました。

幸いにも1年間を通して相当数の利用件数があったこと、あるいは道内でも追随をして何カ町村かのコンビニ収納が図られたこと、そういったスケールメリットを生かしながら、収納業者との交渉の結果、ことしの4月からは5円減額になったという点でございます。これが道内多くの市町村が利用するようなケースになりましたら、さらにこれらの手数料も下がる見込みがあるかなというふうに考えてございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 何件以上ありましたら手数料は交渉の段階で安くなるのですか。その件数ですけれども。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 特に、件数、何千件以上は幾らと決めては実はございません。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） やっぱり収納を上げていただきますと、当然そういった交渉もできるのではないかと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。手数料を下げるほうに。

委員長（長谷川徳行君） 12番佐川委員。

12番（佐川典子君） 75ページの消費者問題対策費、この中でお聞きしたいことがございますので。

今、国では消費者庁も開設されておりますし、御存じのように振り込め詐欺などで過去最高の金額も出して被害額がふえている一方です。

これから上富良野の住民自治の参加型を目指すということで行っていきますので、そういった点を考えていくと、町としてやっぱり消費生活に連携して考えていくべきではないかと思っております。それで、活動費がこれで十分なのかという問題、今後で

すね。それとあと、広域消費生活相談というふうに書いてありますけれども、これがどのような形でお金が動いているのかということ、そして、町として、今後この消費者庁に対する考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 12番佐川委員の消費者問題に関する御質問にお答えをいたします。

まず1点、広域消費生活相談の関係でございますが、以前まで、18年までは実は上富良野町単独で消費生活相談を実施をしてございましたが、昨年度から5市町村の広域で設置をしようということで、富良野市に平日5日間、10時から午後4時まで専門員を配置して、それぞれの5市町村で負担をしながら消費者問題の相談を受けております。その負担金として、この広域消費生活相談負担と出ているわけでございます。

二つ目の、町消費者協会にかかわる関係と、国で今設置をしてございます消費者庁の関係の御質問でございますが、委員おっしゃるように、振り込め詐欺を中心に消費者問題にかかわる事例が相当数出ております。町の消費者協会におきましても、役員会、総会等でこれらの話題が議論されるところであります。

国の消費者庁の実は動きがまだできたばかりで、どこまでを所管し、あるいは各市町村との連携も含めまして、なかなかまだ見えてこない状況がございます。国の消費者庁の動き、さらには、それに関連する法律の制定ぐあい等も考えながら、地元の消費者協会とどのように連携できるのかという点につきましても、今後の課題かなと認識をさせていただきます。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 主要施策の成果報告書の23ページ、補助団体の監査の関係でお尋ねをいたしたいと思います。

一応昨年から年度ごとに補助団体等の監査を実施をするということで進められています。

平成19年度かみふらの十勝岳観光協会の運営補助金の関係と、上富良野町アグリパートナー協議会の関係の事務が適正に行われたかという関係でございますけれども、これらの監査実施での監査結果の内容等についてお尋ねをいたしたいと思います、代表監査の方お願いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 代表監査委員。

代表監査委員（高口 勤君） もう一度お願いします。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番(中村有秀君) 各会計主要施策の成果報告書の23ページ、ここに補助団体等の監査ということで、今までやっていなかった関係で一昨年から実施をされていますけれども、平成19年度はかみふらの十勝岳観光協会運営補助金の関係と上富良野アグリパートナー協議会の関係で、その監査結果の内容についてどういう状況かということで、お知らせいただきたいと思います。

委員長(長谷川徳行君) 代表監査委員。

代表監査委員(高口 勤君) 20年の1月30日に監査を行いました。監査の方法としましては、金銭出納簿等、そして、必要に応じまして関係職員から内容等の説明を受け、聴取も行ったところあります。

監査の結果でございますけれども、財務に関する事務の執行はおおむね適正に処理されているということで、監査の結果は報告しております。

以上でございます。

委員長(長谷川徳行君) それでは、昼食休憩いたします。

再開時間を午後1時といたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長(長谷川徳行君) 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

なお、一般会計終了後、全般質疑を予定しておりましたが、各款で十分質疑が行われていますので全般質疑は行いません。審議の進行上、その款の質疑のときに終了させていただきます。

なお、先ほど、9番中村委員の質問に対して、答弁漏れと答弁に誤りがありましたので、訂正と答弁をさせていただきます。

それと、燃料の平成19年度施設年利用使用量調書の差しかえがありますので、今配付いたします。

委員長(長谷川徳行君) それでは、説明をお願いします。

企画財政班主幹。

企画財政班主幹(石田昭彦君) 午前中の中村委員の質問で、旧教員住宅の有効活用の事業の関係で、私が間違った答弁をしてございましたので、訂正をさせていただきます。

清富の1軒の住宅部分でありますけれども、入居があって、その後出られたという御説明をさせていただきましたが、その動きは20年度に入ってから動きでありますので、19年度については入居がなかったということで、訂正をさせていただきます。

以上です。

委員長(長谷川徳行君) 総務課長。

総務課長(服部久和君) 9番中村委員から御質問いただいております、電報、甲電についてと、あと決済月日と受入月日がおかしいのではないかとという部分と、あと、LPガスの関係について御説明させていただきたいと思います。

まず最初に、電報についてなのですが、甲電を出すときには、レタックスを使用しております。それと、年度途中から金額が下がっているわけなのですが、これは郵便局の台紙類のリニューアル化というのがあります、それをきっかけに見直しをして、甲電として使う台紙として金額の低いもので十分大丈夫だということで、金額の低いものを使っております。

2点目の決済月日の関係、決済月日より受け入れ月日が早いこの3件につきましては、決済月日に誤ってデータの入力月日を記入しております。それで御訂正をいただきたいと思います。

資料ナンバー22です。そのナンバー99、1月18日が1月16日に、ナンバー11644、資料としては一番最後のページになります。これが1月30日を1月28日に、あと、ナンバー13251、これが3月7日を2月25日に御訂正をいただきたいと思います。ページがついていないものですから、済みません。後ろのページから2枚目のところになります。

あともう一つ、LPガスの欄につきましては、先ほどお配りしました資料11の部分で3カ所の部分に使用量の誤りがありましたので、資料の差しかえをお願いいたします。誤りばかりで、まことに申しわけございません。

以上でございます。

委員長(長谷川徳行君) 9番中村委員。

9番(中村有秀君) 使用量の誤り、どこの箇所も誤ったかって全部、ちょっとわからなくなるので、どこが誤りだったかを。

委員長(長谷川徳行君) 総務課長。

総務課長(服部久和君) まず、役場庁舎の使用量が誤っておりました。正しくは、今お配りしてある412.5立米でございます。あと、子どもセンターの8番、これが54.7立米が正しい答えでございます。あと、7番の南プロパンの欄がありますけれども、ここが258.3立米、これが正しい答えでございます。以上、3カ所に訂正をお願いいたします。

以上でございます。

委員長(長谷川徳行君) 9番中村委員。

9番(中村有秀君) 補助団体等の監査というこ

とで、1月30日に実施をしたということで、今、代表監査のほうから報告をいただきました。

それで、監査決定書という文書番号94で報告がされています。この関連で、かみふらの十勝岳観光協会に対する調査の関係で、私が一番心配しているのは日の出公園の臨時駐車場の150万円を支出する関係で、どこかでチェック機関が動いていれば、現在、今問題になっているようなことが起きなかったのかなという感じは受けています。

ただ、1月30日の関係では、補助金等の執行に関する財務調査ということになっております。したがって、先ほど報告を受けた、おおむね適正に処理されていると認めたということでございます。

ただ、我々からすれば、補助金を受ける段階の一つは、補助申請ということで、あの施設が使われる、それから、それに基づいた土地の賃貸契約等が添付をされているのが普通なのかという感じは受けております。

しかし、現在の今の補助金交付要綱の中では、適切なそれらをつけなければならぬという条文がないということで、先般、議員協議会の中で副町長のほうで、これらも含めて見直しをしていくという発言がありました。

ただ、1月29日、30日にあわせて定期監査ということで、建設水道課、産業振興課、それから農業委員会事務局という定期監査が行われておまして、その中で、事務処理の良好な事項ということで、財務に関する事務は適正に執行されていると認められると。それから、もう一点は、広範囲にわたる事務文書において補助申請等の書類を初め、文書の分類整理は整然と処理されているので、今後も継続をされていきたいという、言うならば推奨の言葉が述べられております。

それで、現実の問題として、農業委員会の事務局の事務処理体制、それから文書の処理の体制というのは、非常に適切を欠いているような感じを受けます。それはまた後ほど所管のところでも申し上げたいと思いますし、その他の委員の皆さん方も意見等を持っておられると思いますけれども、とりあえず今、補助団体等の監査でそこまでは監査委員として踏み込められないというのが現状であったかどうかということで、ちょっと答弁をいただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 代表監査委員。

代表監査委員（高口 勤君） 先ほどお話をしましたように、財務事務に関する監査につきまして、おおむね適正に執行されているというふうに認めたわけですが、監査の内容につきまして少しお話をしたいと思います。

監査としまして執行している内容につきまして、各援助団体から上がってきます運営補助金の申請書、それがきちっとされているかどうかということ、そして、それに対して町のほうから、担当課のほうから申請書に基づいた審査、審議というのでしょうか、審査がきちとなされて、そして補助金の交付が許可されているかどうか、その書類等も見ております。

そして、事業計画、それからそれに伴って年度が終わった時点で実績報告書というものを、チェックしております。その中では、各項目につきまして計画、そしてまた執行が適正に行われているかどうか、その係数チェックをしております。

その中には、臨時駐車場としての使用料の金額、150万円というのが記載されているということは確認しておりますけれども、その150万円という使用料につきましての契約ですとか、そういう150万円ということが認められている、その契約書等までは私たちは監査はしておりません。

そういうことで、少しその辺の監査の仕方が甘いと言われるかもしれませんが、ざっくりとした話をしますと、毎年そのような形で申請書が上がってきているものですから、そのまま慣例に従って、こちらとしては認めていたというか、監査を通しておりました。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 現実の問題として、平成13年からそういう形になっていたという、慣例に従ってのことだろうと思っておりますけれども、一応、先般の議員協議会でそういう話が町長のほうから若干、これらについては見直すということですが、きょうの委員会の中で改めて副町長の考え方をお聞きしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 9番中村委員の御質問にお答えします。

補助金に関係することについては、今までも説明していたとおりでありまして、ただ、今、委員のほうからも説明ありましたように、様式の用い方等々が、果たしてそれでよかったのかなという、私どもも少し改めるような要素もございますので、これらについては、できるだけ補助金が一体になっていて、それを分離分割できるものについては分離分割して、今、想定している規則の中での様式をそれぞれ用いるということで、委員から以前お話をありましたように、契約のありようがどうだったのか、そういうことに至るきっかけになりますので、その点を十分反省材料として、改めるべきは改めていきます。

いというふうに考えているところであります。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

9番中村委員。

9番（中村有秀君） 選挙事務の関係についてお尋ねをいたします。資料34の関係でございます。

特に私が今質問するのは、投票当日のことでなくて期日前投票の関係でございます。

この資料によりますと、7月29日参議院通常選挙の関係で、期日前投票立会人、16日間、30万7,200円、選任人数6人、それから8月19日の町議会議員の選挙、期日前立会人、7万6,800円、選任人数4人と。

それで、これらの投票立会人の教育といいますが、それらについてどのようにされているか、まずお聞きをしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（服部久和君） 9番中村委員の御質問にお答えしたいと思います。

投票立会人をお願いして、当然そのときにプライバシーに関する事等について他に漏らさないことはまず最初に話をします。あと、当然、厳格な場所でやるので、その辺の社会的な常識でマナーはきちんと守ってほしいという話は、初日に話をしているところでございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 参議院選の6人と町会議員選挙の4人は、同じ人が入っていますかどうか、ちょっと確認したいのですが。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（服部久和君） 9番中村委員の質問にお答えします。

今、ちょっと手持ちで資料を持ち合わせておりませんので、後ほど構成員について確認して答弁させていただきます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 恐らく、両選挙とも同じ人がいるのかなという気はしているのですけれども、ただ、こういう事例が出てきたのです。我々、後ろにいれば、だれが名前を書くかわかるのだよと、そういうことを私も直接聞きました。それをよそへ行ってまた公言しているのですね。

それから、もう一つ、あそこでおやつを食べたりなんなり、私語をしてるということで、あんなことでいいのですかということをお聞かされたのです。その関係の事実は、本来的には職員のだれかがついてははずなのです。現実にはついていても、後ろで筆

記しているやつをどうだということで、またよそへは言ってはならないことだけれども現実には言っているのです。私が直接聞いたのですから。

ですから、そんなことがあっていいのかということで、それから、もうおやつを食べたりなんなりというようなこともやってるということで、恐らく、おやつ食べたりなんなりすることは、職員がいるときはしてないだろうと思うのですけれども、そういう関係の事実があるので、そのことに対してどうお考えでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道行君） 今、重要なことでありますので、私のほうからも発言させていただきたいと思っておりますけれども、いわゆる民主主義の手法の原点であるというふうに言われている選挙の、その投票の場で今のようなことについては非常に問題だというふうに思っておりますので、その事実がどの程度あったのかについても十分把握して、今後また行われるであろう選挙に厳格な対応をするよう、私は選挙管理委員会の立場ではございませんが、事務の現場の管理者として行政委員会のほうに申し入れをして、そういうことが二度と起こらないように、厳格に厳しく対応してまいりたいと考えてございますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

なお、立会人等についても、投票所においても不在者投票所においても、いずれもそれぞれ果たさなければならぬ任がございまして、そういう心得、それから、ここ近年、特に法令的に問題になっているような事例をしっかりと情報提供して厳格に対応する。今までもやっているつもりでありましたが、なお、必要なものについては厳格に対応してまいりたいと。厳しく事務指導をしてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（服部久和君） 先ほどお答えできなかった部分でございますけれども、まず、参議院のほうでは6名の立会人がありまして、その6名のうち町議会のほうでは2名が重複しております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 67ページの財産管理でお伺いいたしますが、過去に、いわゆる町の財産で土地であるところに家屋など、あるいは物置が建っているだとか、そういった事例があったと思っておりますが、今はそういうことは現存しているところあるのかどうか、この点をお伺いをしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） 普通財産等の中で、今の御指摘は多分、民有の例えば車庫であったりだとか物置みたいなものが建つてるところがあるぞという御指摘だと思います。

過去からそういう御指摘がありまして、それらにつきましても議員の皆様方にも行政調査等の中でも見ていただいたところとかもあると思っております。

町のほうにおきましては、その辺の状況を一応すべて把握できているかどうかは別にして把握したつもりでありまして、町有財産の有効活用の事業を本年度からきちんとしていこうということで、売却を含め、またそういう部分については、それらの所有者とお話をもって、例えば、賃貸借をすべきなのか、そういう方に分割をして買っていただくのか等のことを適正に処理をしていこうということで、本年度からそういう取り組みに着手をしたところでありまして、今現在では委員御指摘のような、見ていただいた状況からは大きく変わっている状況にはございません。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 何件ぐらいそういった事例があるのかわからなければ後でもいいのですが、ちょっとわかる範囲でよろしいでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） 昨年度のちょうど19年度の終わりぐらいに、そういった遊休町有地の処理方針ということで、内部の基本的な考え方を整理したところであります。

そういう中で、そういった隣接の地権者であったり、そういった例えば、物置が建つてるといようなものについては、筆数で7筆を今確認しているところでありまして、ここの部分については、そういう隣接者やそういう方に利用をするのであれば、適切な契約なりの手続をしなければならない案件として、7筆そういう方向で処理をしていこうという考え方で整理をしているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 73ページの委託料で、第5次総合計画の策定業務という形になっております。

ここでは、旭川大学等にこの業務を策定に当たっては委託しているという形になっているかと思いますが、従来の民間等にこの種のを委託するのと経費的にはどのような違いがあるのか、この点。さらに、大学等に委託することによって従来の民間との作業的なやりとりだとか、実効性あるものをつくっていくという点では違いがあるのかどうなの

か、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（服部久和君） 5番米沢委員の御質問にお答えします。

民間とどのように違うのかと言いますと、10年前にかけた委託費と今回にかけてる委託費、相当金額としては低くなっていると思います。そこが一番違うのかなと。ちょっと前のときにどれぐらいのお金をかけたかわかっていませんけれども、云々万円という金額、2,000万円とかそういう金額をたしかかけたように記憶しております。

あと作業なのですけれども、実質的には、前のときは製本から企画からすべて、何人分かの人件費ですべてをつくってもらうと。当然、職員はかかっていましたから、その辺の作業はチェックしながら進めていたわけですけれども、今回でいえば、基本的な人口推計だとかアンケート調査だとか、そういうものについては旭大さんほうでやっていただいて、この約200万円の金額をお支払いすると。あとの作業は担当がやると。あとそれにプロジェクト委員だとかが同時に作製にかかわるといような形で、現在進めているところでございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 策定における手順だとか、大分変わっているかと思いますが、経費の面でも変わっているという話であります。

いずれにいたしましても、まちづくりの基本になる点でありますので、そういった大学の力をかりてやるというのも、今後いろいろな計画を進めていく上では、やはり大事な柱になっていくのだろうと思います。やはりそういうものを生かしながら、まちづくりをするという点でも、今後改善していく余地もあるというふうに思います。

そこでお伺いしたいのは、あわせてこの成果調査の中に、移住定住対策という形でこのかわりの中で、19年度においては延べ56件の相談や移住実績という形で、10戸26名の移住実績があるという形になっておりますが、この点、どういふ方がこの移住定住どの地域からされているのか、お伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） 移住定住の関係の相談については、さまざまな御相談があります。その中でこの主要施策の実績報告に書かせていただいた26名の実績があったわけですけれども、この26名につきましては、もともとの住まれてた場所もさまざまあります。島根、京都、旭川、苫小牧、富良野、熊本、帯広、恵庭、千葉等、いろいろ

なところか来られておまして、単身で移住をされた方もありますし、ある程度お年を召されてから御夫婦で移住をされた方もおられますし、また、小さなお子さん等を抱えた一般の御家庭というような方の移住もあって、そういった家族の構成等についてもさまざまな状況がございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 移住定住対策という形で、今、地方自治体で取り組みが進められています。上富良野町の移住定住対策を見ますと、他の自治体から見ても具体性に欠ける部分があります。他の自治体は、やはり子育ての問題、あるいは移住に当たっての補助や固定資産の減免の問題、多岐にわたって具体的な政策を提起しております。

そういう意味で、上富良野町が総合4次計画に基づいて、あるいは5次計画に基づいて、今後、自衛隊が減るとい形の中で、やはり具体的な目標数値を持った移住定住対策というのがより今求められていると思いますが、この点の評価はどのようにされているのかお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 5番米沢委員の御質問にお答えしますが、私どもも具体的な施策には至っていないのはおっしゃられるとおりでありまして、私どもも取り組みとしてはもう少し具体的な情報を、また、見る方が魅力あるなという情報を出していきたいとは思っていますが、なかなか住民人口の増加を図るために、そこだけにどれだけのある意味では公共投資をしたらいいのかについては、まだ十分この組織の中でも議論をし切れていませんので、今言われるように5次総計にももう少し具体的な施策を含めまして、いろいろなものを出していきたいなと思っております。

そういう観点で申し上げますと、まだ道半ばでございますが、今までの取り組みのあの形態の中で得た成果については、非常に高いものと認識しております。

いずれにしても、なかなか企業誘致等が遅々として進まない、こういう経済状況でございますので、今、熟年世代を含めまして、我が町の魅力を十分体感して余生を送っていただく、いろいろな多様な方がいますので、そういうニーズにこたえる努力をしてまいりたいと考えているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） この定住化プロジェクトの中にも、やっぱりもっと具体的な展開が必要だということを書かれております。そういう意味では、やはりもっと上富良野は、まちづくりの基本となるということではありませんけれども、あの子育て支援

やらいろいろな定住化対策、また農業振興という形の多面的な中での一つではあると思いますが、しかし、やはり将来の人口動態を維持したり、あるいは人口を定着する方をふやしたいと思うのであれば、やっぱりそういうことも含めてこういったところでの具体的な対策というのは、具体化というのがやはり現実的に求めているものとかかけ離れては違うわけですから、そこら辺をもっと縮める必要があると思っておりますので、この点確認したいのと、もっとボリュームあるように改善していくという点で反省はされておりますか、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） 米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

今、委員のおっしゃるように、それぞれの各自治体においては、特に北海道という地域特性もございまして、結構、団塊の世代の方の移住先としては人気の高い地域になっております。北海道の中においても、この富良野地域というのはそこそこ人気の高い地域でありまして、委員おっしゃるように、移住定住のための特別な施策を特に我が町は打っていない中でも、こういう数値が今上がっているということで、副町長のほうからも評価の発言がございましたけれども、委員おっしゃるように、私どもは町長のほうから指示を受けている内容は、移住者のために何かの施策を打つということではなくて、要するに委員おっしゃるように、例えば、子育て支援の対策は上富良野町はこういうことをやっております。

そういうことが当然、我が町の子供を持っておられる方、また移住をされてくる方もそういう恩恵を受けられるという、そういうものであるべきだと。移住者のためにこういうことをしてあげるとい考え方ではなく、町全体の施策の中で、当然それが移住者にも反映されるようなことを検討すべきだということ御支持をいただいておりますので、なお一層の努力を進めていきたいと考えているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 85ページの戸籍住民基本台帳のところですけども、ここが非常に金額的にも減っております、住民票が484件ぐらい減っているわけですけども、この要因というのはどのようにお考えになるのでいらっしゃるのでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 総合窓口班主幹。

総合窓口班主幹（高橋司津子君） 住民票関係、閲覧関係が今までは結構大幅に認められていたのが、閲覧できる範囲が少なくなったのです。一般的な営業に対する閲覧はできないということで、学術

研究のみの閲覧はできることになったので、その面で住民票関係の収入が減っています。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） その方法は変わったということはわかったのですけれども、すごく件数が大幅に減っているものですから、その要因がとったのですけれども。

委員長（長谷川徳行君） 総合窓口班主幹。

総合窓口班主幹（高橋司津子君） 閲覧の件数は結構多いのです。1事業に対して1件ということではなくて何件分もありますから、100件とか200件とかあるものですから、そういう町でいえば新入学時にパンフレットとか送るのに、小学校1年生だったら1年生対象者全員調査することになりますので、1人1件幾らとなるものですから、そういうことができなくなったものですから、件数が大幅に減りました。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 91ページ、統計調査執行費のところですが、これは、調査協力報償品が支払われているのですけれども、こういった部分は必要なのでしょうか、ちょっとお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（服部久和君） 2番村上委員の御質問にお答えします。

統計調査のほとんどは、道、国からの委託調査でございます。その中に、これらの経費も算入されてきていることから、協力の報償品を差し上げているところでございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 昨年も同じように、こういう統計調査は大変大切な項目で、昨年よりは調査員が2名、10名でやっているかと思うのですけれども、なぜ報償品が、とらえ方だと思えるのですけれども、項目とか調査の内容が変わったのでしょうか。それとも、こういうものがなくても、昨年こういう報償品なんか全然あれしてありませんので、そこら辺のお考えはいかがですか。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（服部久和君） 2番村上委員の御質問にお答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたように、国、道の委託統計でございます。その中の算入されている経費、あるいは、こういうものを出していただきたいとい

う相手の委託金ですので、その認められる範囲のものを協力報償ということでお出ししているということで御理解いただきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） では、昨年はどうだったのですか、昨年こういったものを払っておりませんが、報償品。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（服部久和君） 2番村上委員の御質問にお答えします。

毎年同じ統計をしてるものではありませんので、その時々認められている範囲のものを支出してるといことで、御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで、1款の議会費、2款の総務費についての質疑を終了いたします。

説明員が交代しますので、少々お待ちください。

（説明員交代）

委員長（長谷川徳行君） 次に、3款民生費の94ページから115ページまでの質疑を行います。

先立ちまして、先ほど、歳入で質問がありましたところ、答弁漏れがありましたので答弁をさせます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 先ほどの歳入のところで答弁できなかった部分について、まず、中村委員の保育料の滞納繰越の中で、在籍なのか、あるいは、入学して学校へ行ったかという御質問でございました。

総件数7件でございまして、4件が在籍中で引き続き在籍しております。3件は、保育所が終えて学校へ入ったということでございます。

それから、村上委員の居宅サービス作成費につきましてですが、単価は同じでございまして、件数はどういった状況であったかということでありませぬ。

平成18年、29件に対しまして、19年度は78件と伸びている状況であります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 民生費の質疑はございませんか。

12番佐川委員。

12番（佐川典子君） 95ページの社会福祉協議会への補助のところなのですが、資料1をいただきましたが、これは予算の組み方は適正だったのかなど。決算額が余りにも、800万円を越していま

すので、これは年々またふえていくかと思われ
ますし、福祉事業基金というのも何か取り崩
しているようなのですが、今後はどのように考
えていくべきなのか伺いたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 12番佐川委員
の社会福祉協議会に対する補助金の内容的な
ことでございますけれども、社会福祉協議会
に対しての補助金というのは、大きくは職員
の人件費という部分と、それから各種の事業
でもって構成をしているところでありまして
、昨年度に人件費の部分では事務局長が新任
の形になりましたことから、給与費予算の中
でその辺もチェックしながら計上したものだ
と思いますけれども、手当の部分が満額支払
えないという状況となって、当初の予算より
も減額となっているという状況があります。

さらには、社会福祉協議会事業の中の補助
金メニューであります業務用車両であります
とか、また職員の加入している共済の中にお
いても、多少減額となったというところが実
はあることから、この補助金で決算でもって
減額が生じたという状況にあります。

今後は、中身をよくとらえまして、適切な
予算計上に努めたいというふうに考えており
ます。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 12番佐川委員。

12番（佐川典子君） 基金の取り崩しも高
額になっていますので、その辺のお考えはど
のように考えていますか。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 社会福祉協
議会事業の運営に当たりましては、我々のほう
のただいま申し上げました補助金のほかに、
歳入といたしまして寄附金であるとか、補助
金を得ながらやっておりますけれども、この
補助金と、そして町からの補助金、道からの
補助金を含めまして、やはり目的補助という
ことでありますので、不足する部分というこ
とに関しましては、寄附による財源、あるい
は、所有するところの基金を取り崩して充
当しているという状況と受けとめております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

12番佐川委員。

12番（佐川典子君） 今後はどのように対
処されていくのか、ちょっと伺いたいと思
います。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 社会福祉協
議会事業の運営に当たりましては、その財
源として町の補助金のほかにも、先ほど申
上げました町民の善意

により寄附というものによるところも大き
いわけですしけれども、その事業運営に当
たりまして、それらのほかにもやはり所有
しますその規模というのは我々はちょっと
押さえてはおりませんが、基金の取り崩し
というの財源として充当しながら運営して
いくということになるかと思えます。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございま
せんか。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 103ページの発達支
援センターの事業について伺いたします。

今、子供たちの発達支援におけるこのセン
ターの役割というのは、非常に重要になっ
てきているかと思えます。

この間見ていまして、やはり子供たちの
それぞれの個別の対応をして、支援計画を
つくるという対応もされております。

そこでお伺いしたいのは、発達支援の職
員の方が今の個別のいわゆる保育所に出向
いて子供たちの生活状況を中央保育所に行
って見て、子供たちがどのような状況に置
かれているのかということも含めて、また、
発達における障害がないのかということも
含めた中での訪問もされているかと思え
ますが、その点、具体的にどのような訪問
の中で課題や問題点があるのか、そいつ
た具体的な事例がありましたら、また、取
り組みについてどのように取り組まれている
のか、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 米沢委員
の発達支援センターにおける活動面での、
これは通所をしながら指導を受けている
児童という中において、保育所、あるい
は、幼稚園等に通所しているということ
で、そういった現場と申しますか、発達支
援センターから外に向けての活動というこ
とで、そのクラスを訪問し、この状況を
的確にとらえまして指導の参考にすること
でございまして。

そういった中では、日常における通常の
保育所であるとか、幼稚園の生活の面
での課題といったものも的確に把握する
ことができる。そして、発達支援セン
ターにかわって指導を行うといった場合
の、非常に大きな参考になると受けとめ
て、これからの従事するような方向で進
めていくということを考えております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 保育所や幼稚園、
あるいは学校等に出向いて、大体、月何
回ぐらいそういった対応をされているの
か、お伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。
保健福祉課長（岡崎光良君） 御質問にお答え申し上げます。

1施設、月1回ということでございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 月1回ということで、人員の問題もあると思いますが、その時々によって2回や複数回訪問される方もあると思いますが、やはり今後、子供たちの発達支援という形の中で、精神的な支えになるという点では重要な場所であります。

逆に、学校側からも保育所や幼稚園に来ていただいて、やはりそういうつながりをもっと促すという点では、今現状としてはやられているのかどうか、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 学齢児とのかかわり、学校とのかかわりということかと思いますが、こういう点におきましては連携を密にして、就学前の児童が学校へ進む場合に、円滑に学校に入ることができるようにという見地から、相互の連携を取り合っております。学校側からも、そういった意味で、各施設、幼稚園、保育所に意見というか、そういった引き継ぎ事項等、重要な事項の連携をとりながら進めております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 意見交換だけでなく、実際に現場に来ているのかどうか。それはいろいろ体制の問題もありますから、いい悪いではなくて、やはりお互いがこういう子供たちの問題だと認識を一致するというので、やっぱり学校側も保育所、あるいは幼稚園に来てみると、いわゆるこれから就学する児童、せめてそういった相互の状況をお互いに言葉で、レクチャーだけではなくて、やっぱり実際現場へ来てどうなっているのかという、そこをもっと掘り起こす必要があるのではないかなと思うのですが、この点お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 米沢委員の御質問でございます。

発達が必要な子供、指導が必要な子供という場面において、連携を取り合うということは非常に大事なことと受けとめておりますけれども、日々の幼稚園、保育所の生活の面で、学校側からというのはなかなか難しい面があるのかなと受けとめているところでありましてけれども、例えば、特別支援を必要とする場合のお子様にあつて、学校側からの働きかけにおいては、なかなか学校側から出向くということには少ないのかもしれませんが、必要な連携と

いうのは限られた範囲ではありますけれども、取り合っているという状況にあります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） ほかにございませんか。

113ページの育児サークル等の連絡協議会という形になっております。上富良野町では、この育児サークルという点では、非常に多くの方々が参加しておりますし、そのグループに至ってもふえるという要素になっております。

今後こういう事業を展開する場合、今、これを分散するかどうかという議論もあると思いますが、現状の中でかなり手狭になっているという部分も見受けられるような感じもあります。

この次世代の育成計画の中では、地域にもそういったもの、より身近な、いわゆる学校区単位だとかそういったところにも、そういったグループ活動ができるような状況があれば可能なのかなというふうな計画も盛り込まれておりますが、現状としてはそういうものが必要なのかどうか、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 子育て支援班主幹。

子育て支援班主幹（吉岡雅彦君） 今、サークルの数が19年度現在12サークルございます。そして、子どもセンター、それから社会教育総合センター、それから、かみんと、また公民館と4カ所に、今分散して活動をやってございます。

また、その中で12サークルを賄っているわけでございますけれども、ほかに個人的に数家族が東児童館、西児童館を午前中を主体に使われているような実態はございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 全体的には非常に上富良野の育児サークルというのは、やっぱり支援する側面というのはありますので、ぜひ、これを続けていただきたいというふうに思います。

次に、113ページの保育行政の問題についてお伺いいたします。

今回、延長保育等も実施されておまして、非常にこの成果調査の中にも、やはりその成果が出てきております。

それとあわせて、今回その中にもやはり休日保育や、病児、病後児における体制づくりを望むという、そういうやっぱり声も実際、現場聞いたらありますが、この19年度においては、そういった声に対する今後の対応という点では、具体的な内容で話された経緯はあるのかどうか、また、今後どうしようとしてされているのか、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 保育行政にかかわっての御質問にお答え申し上げたいと思います。

次世代行動育成計画に基づきまして、上富良野町におきましても、保護者の多様なニーズにこたえるということで施策を展開、町内保育所において、民間2カ所を含めた3カ所で事業展開をしているところであります。

今年度におきましてになりますけれども、一時保育、特定保育ということで新たな事業展開ということで来ているところでもあります。

御質問の休日保育、あるいは、病児、病後児保育という事業メニューに関しましては、今後の大きな課題というふうにとりかかっているところでもありますけれども、次世代行動計画に基づく事業の実施は21年ということになります。この病児、病後児におきましては、やはり病気のお子様を預かるという状況になりますと、医者側との連携というのが非常に大事ということから、この上富良野町におきまして、それらを実施するに当たりましての条件整備であるとか、課題をこういうふうに対処していく方法というようなことを、目下検討をしているところでございます。

その実施の状況を詳しくいつどういふような状況は、今、申し上げる段階ではございませんけれども、上富良野町の保育の大きな課題として受けとめ、具体的な検討をしてみたいというふうにとりかかっているところでもあります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） いろいろ話を聞きましたら、やっぱりそういった望む声というのは御存じだと思います。人の配置の問題だとか、規定どおりやろうと思えば医師の確保の問題だとか、連携だとか、いろいろな課題があるかというふうにとりかかっています。

やはり上富良野町は、少なくとも子育て支援の盛んな町という形の中の数値目標もこの次世代計画の中にも盛り込まれています。そういう意味では、一歩でも、やっぱり半歩でもそこに前進させて、安心して子育てができる環境づくりという点では、非常に今までもやられておりますが、さらに重要になってきているのではないかなと思います。

ここで町長にお伺いしたいのですが、町長も現場の担当者からも意見を聞かれて、こういう課題や問題点も認識されていると思いますが、今後の町長の対応等についてお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 米沢委員のほうに、私のほうからお答えさせていただきます。

今、詳しくは担当課長のほうから申し上げたとおりでありますし、新しい取り組みにつきましては、行政でやれるものもありますし、民間の方と連携をとってやらなければならないものもたくさんありますので、そういう観点で、しっかり後戻りしないように前進をできるような、今、いろいろな課題を抱えていますので、そういう方向で、今担当のほうでも施策の制度設計に着手したところでございますので、そういうものが早期に成案となり、皆さんとも議論できるように私どもも積極的に取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 95ページ、負担金補助及び交付金のところでございますけれども、上富良野圏域5市町村の法律相談業務負担金、これは42万円負担いたしておりますが、上富良野町の町民が上富良野町としての相談という件数は何件ぐらいあるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 2番村上委員の圏域市町村法律相談業務の負担金の状況でございますけれども、これは御承知のように圏域5市町村で住民相談、それから法律相談ということで、18年度にスタートをしたということになります。

本町におきましての利用状況でございますけれども、18年度は合わせまして15件でした。19年度は32件ととらえております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） どういった相談が寄せられているかということは、承知していらっしゃるのでしょうか。やっぱりどうなのでしょう、そこら辺ちょっとお尋ねします。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 詳しく内容は、詳細にわたっては来てないのですが、実績として、法律問題であるとか、家庭問題であるとか、あるいは傷害の事件が発生したというふうな、日常生活における困り事の、どちらかというとなんか部分的な相談というのが多いと受けとめております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 10番和田委員。

10番（和田昭彦君） 上富良野町は出生率が全道一ということなのですが、1.86だったのでしょうか、この数字では人口増にはつながらない、むしろ人口減になっていきますね。そういうことで、1人でも多く子供をつくっていただくというか、一人っ子より2人、二人っ子より3人、三人っ

子より4人というふうに、もう1人多く子供をつくっていただくということに何か施策を講じてきたかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 10番和田委員の御質問でございます。

上富良野町におきます特殊出生率の数値というのが、最も北海道でも高いということでもありますけれども、これは、女性の方を年齢ごとに区切って出生をするというふうな、そういうデータをとった場合に、その平均数値といいますか、1.85という高いという状況にあります。もう少しといいますか、1年以内には新しい数値で示されるはずなのですが、その要因としては、やはり上富良野町は若い世代の方が多くて、出生に子育てに結びついているというふうに感じているところであります。

そこで上富良野町としての、それにこたえるということで、子育て支援という施策を充実しているということで力を入れて展開をしているということであります。それが御質問の出生増といいますか、人口増にまではどのように反映されているかというのは不明でありますけれども、上富良野町の若い世代層が子育てのしやすい町にしたいということで、それらの施策を展開しているところで、今後も十分努力してまいりたいということでもあります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 10番和田委員。

10番（和田昭彦君） 子育て支援が上富良野町では充実しているということは、私たちも認めているところなのですが、例えば、3人目からは保育料を無料にするとか、4人目からは無料にするとか、そういったことを施策に盛り込んでいくことによって、もう1人つくってみようかなというようなことになるのではないかとということ、このような施策もこれからは考えていくべきでないかなというふうに考えて、ちょっと発言したのですけれども、どうでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 和田委員の御質問のように、この子育て支援を進める上での一つの方法として、そういった経済的負担の軽減というものもあるかと思います。うちの町で今、そういった意味で充実してやっているという面では、やはりこの子育て関係、安心して子育てに若い世帯層が打ち込めるようにという、その環境づくりという点にソフト面といいますか、そういったような取り組みになるかと考えているところであります。

先ほどの子育てサークルにいたしましても、我々

が支援していくことによって大きな数の団体ができて、そして、みんながそういった中で連携を取り合って子育てに打ち込んでいるといいますか、そういった環境づくりをこれからもしてまいりたいと考えております。

委員長（長谷川徳行君） 10番和田委員。

10番（和田昭彦君） なぜこういう発言をしているかといいますと、今、年若い夫婦が子供たちがみんな町外に出て寂しく暮らしているというような現実が多々見られます。

そういうことで、1人とか2人しか子供がいなければ、町の外に出ていってしまって戻ってこないというケースが日常的にあるかと思えます。そういうことで、1人でも多く子供がいれば、1人はこの町に残って親と一緒に生活するようなこともできるのではないかと、そういう何十年もの後のことを考えて、ちょっと今から子供をたくさんつくっては、おいてどうかということで、そういう施策も町として考えていくべきでないかというふうに考えて、発言したわけです。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 和田委員の御意見のように、1人でも2人でもより多くの出生に結びつくというふうなことの支援をしてまいるように、上富良野町として子育て環境の充実をすることによって、やはり1人でも多くの出生に結びつくのかなということを考えているところであります。今後とも取り組んでまいりたいと思えます。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 事業調書の中に26ページなのですが、社会福祉法人等の障害福祉サービス利用者負担軽減事業ということで、前年度は21万何かがしかの金額でありましたが、19年度においてはゼロという形になっておりますが、その要因というのはどういう内容なのか、お尋ねいたします。

委員長（長谷川徳行君） 福祉対策班主幹。

福祉対策班主幹（大石輝男君） 米沢委員の御質問にお答えいたします。

この関係につきましては、平成18年度までは町のほうから直接事業所のほうに軽減事業として出しておりましたが、平成19年度から個人とその事業所の間の中で、負担軽減事業の内容がとり行われておまして、そういうことで、平成19年度においてゼロということになっております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） そうしたら実際利用されているという形ですか、町からは補助金等の関係はなく

なったけれども、福祉協議会等を利用されている方との福祉協議会との当事者等の間で実際利用されているということですか。

福祉対策班主幹（大石輝男君） そういふことで

す。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） わかりました。

事業成果調書の27ページの精神障害者等の授産施設整備等の負担金という形になっておりますが、この内訳についてお伺いします。

また、あわせて、近年、上富良野町でも富良野等の授産通所施設等に通っておられる方がおります。そういう中で、自立支援法が変わって、やはり交通費の負担や、あるいは、今までなかったいろいろな利用者の負担がふえるという状況になってきております。

上富良野町にもやはりこういう障害者等が利用できるような授産施設等があれば助かるというような声があります。そういう意味で、町は他の施設、町単独ではできないけれども、他の近隣の施設を活用しながら、こういう人たちの働く場所の提供などを行うというふうに言われてきましたが、やはりこれだけではなくて、地元にもやはり何らかのこういう福祉法人を誘致して授産施設をサブという形でもいいのですが活用して、やっぱりあればいいという声がありますが、この点、対応についてお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 米沢委員のただいまの御質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、授産施設等の整備の補助金につきましては、これは富良野沿線において、精神障害等の通所施設のための各町村で行うのではなくて、共同で行うということの協定を結んだ中で、通所施設等を整備するための負担金ということで継続しているものでございます。

また、精神障害者等の方々が行く場面においての交通費の助成というのは、19年度はゼロとなっております。これは行かなくなったということではなくて交通費を要しなくなったと、この週1回でありますけれども、富良野からバスが来て対象の方々を送迎するということから、そういった補助は要しないという状況にあります。

また、御質問の町内におきます、そういった整備の設立はどうかということでございますけれども、この障害者支援法に基づきますこの障害の中でも、精神障害であるとかそういった面の部分におきましては、なかなか単独の町村では難しいということから、圏域での共同ということを進めているところで

ございます。

ただ、障害者におきまして、日中一時支援ということに関しましては、町内のラベンダーハイツで既に今年度からの実施をしているところであります。

また、障害児童のほうの一時預かりという形で、ただいま子どもセンターを整備いたしまして、次年度以降に実施を進めていきたいというふうを考えているところであります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 将来的にもこういう施設というのが、町としては、単独、もしくはどこかの福祉法人等の力をかりて、やる気はないというか、やられないと、そういう考えは持っておられないのか、もう一度確認しておきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） やらないという拒絶的な言い方ではないというふうを考えております。現状では、近くにそういった母体となるような法人というものがこの町内にも芽生えていくことによって、そういったことが可能になるのかなとも思っておりますし、そういった面に目を向けていくことも重要なことと考えております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 障害者福祉計画の中にも、やっぱりいろいろな課題があるけれども、そういうものをやっぱりもっと地元でも活用できるような、そういう方策はないかということも一定うたわれているところでありますので、その点も含めて、やっぱりきちとした目標数値を持って対処する必要があると思っておりますが、町長はこの点どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 私のほうからもお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、今、担当課のほうからも、いろいろる説明を申し上げましたけれども、今、言われたような町の計画に位置づけもしてございます。ただ、タイムリーにそういう機能をこの地域の中に有することができるかどうかについては、そういう法人の動きとか、いろいろなことを判断しなければならぬというふうな思っております。

いずれにしても、今、町外にお世話になっているそういう機能を、いよいよこの地域の中で独自に自賄いできるような形で誘致を積極的にする時期が今なのかどうかについては、十分慎重に判断したいと思っておりますが、将来的にはそういう機能を共有し

合うことは地域の中でも必要だという認識を持っているところであります。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 107ページ、ここの扶助費の中の日常生活用具給付事業、これがこしは210万円、昨年は41万9,000円ということで、非常に金額的には5倍ぐらいになっておりますが、件数は昨年が22件で、こしは58件だと、こういうことで、件数は2倍ぐらいですけども、これはどういったものが多いのか、また何人ぐらいなのか、こういった要因というのはどういうところにあるのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 福祉対策班主幹。

福祉対策班主幹（大石輝男君） まず、この事業の数値でございますけれども、身障福祉対策の関係と障害者・障害児対策の関係で二つに分かれておりまして、今年度から障害者・障害児対策のほうにあわせて、日常生活用具の給付ということで数字が載っております、それで若干件数が58件ということで昨年よりも多くなっております。中身といたしましては、おおむねストマ用装具といたしまして、便とか尿の体の機能に障害のある方の装具がほとんどでございます、そのほかに、入浴の補助用具だとか透析液の加温器だとか、それから特殊マット等が若干ありますけれども、おおむね、ほとんどがストマ用装具の利用件数となっております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 障害者の方と一緒にしているのだということであれでしたけれども、ここに一つにして書いてあるものですから、すごい5倍もふえてるなど、こういうふうにとらえたわけですけども、やっぱり日常生活にそういった用具が必要になってきているということは、一つは高齢化ということでしょうか、その要因、どういうふうにとらえておられるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 福祉対策班主幹。

福祉対策班主幹（大石輝男君） 村上委員の御質問にお答えいたします。

一つ、やっぱりそういう高齢化が進んでいるということで、そういう関係の部分について必要度が増してきているというのが事実かと思えます。

あと、それに対しまして医療的にも進んできている部分がありまして、そういうものを使うことによって日常生活の支援ができるというふうに、医療

的にも持っていけるという状況であることもあろうかと思えます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで3款の民生費についての質疑を終了いたします。

説明員が交代しますので、少々お待ちください。

（説明員交代）

委員長（長谷川徳行君） 次に、4款衛生費の116ページから131ページの質疑を行います。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 121ページ、エキノコックスの対策費ですけども、この検査というのはまだまだ必要なのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 健康づくり担当課長。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 2番村上委員の御質問にお答えいたします。

エキノコックス症検診につきましては、さまざまに制度が変わってきておりますけれども、道の方針としましては、一次検診は市町村で、2次検診については北海道が責任を持って行うということで、検診機会の提供については、継続して機会の提供を行っております。

ただ、町が過去十数年やってきた中で発見がないということもありますので、2次検診の対象になられた方はいらっしゃるんですけども、結局エキノコックス症の疾病自体は発見されていなかったという現状もありますので、道の方針ののっとりまして検診機会の提供を行うということで、受けることを希望されることに場所の提供を行っております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 発症の例はないということでございますけれども、検討を要するところではないかと思うのですけれども、それらについてはいかがですか。

委員長（長谷川徳行君） 健康づくり担当課長。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 今の段階で感染症に関しましては、町の義務というのも位置づけられておりますので、この検査自体の機会をなくすというのは、まだ例えば2次の保健所の中でエキノコックスの検診を行うとかというふうな方針に変更にならないうちは、今のところ継続が必要かと考えております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 3番岩田委員。

3番（岩田浩志君） 129ページの中ほどの合併浄化槽整備ということで、若干お伺いしたいと思います。

この件の成果報告書の中の33ページ、若干、今年度18基ということで、内訳を見ると17基になっているのですけれども、その辺はどっちが正しいのかということと、それから、19年度においての希望者とそれから当選者、当然、くじ引きされてるかなと認識しているのですけれども、その辺をまず伺いたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 3番岩田委員の御質問でございます。

実は、大変申しわけございません。成果報告書の33ページの合併処理浄化槽の設置基数に一部誤りがございます。設置数であります、18基が正しくて、内訳に5人槽7基と7人槽10基で17基しかございませんが、この後に10人槽1基を追加していただきまして、18基の補助であります。

次の御質問の19年度の希望数と、設置数は18基でございますが、その関係の数値が今手元にございませぬので、後ほどお答えをさせていただきたいと思っております。大変申しわけございません。

委員長（長谷川徳行君） 3番岩田委員。

3番（岩田浩志君） その件については後ほどということなのですけれども、以前からこの合併浄化槽については、2月が締め切りだったかなというふうに認識しているのですけれども、我が町はそれ以降の申請があっても、その年度に受けられないという状況だったかなと思っております。それで、隣のほうは、途中でも受けられるよということで、詳しい内容はちょっと把握してないのですけれども、この部分について、若干、国、道の補助金があって、一般財源が82%強ということで、かなり一般財源のウエートが多い中で、私、若干職員に提案したのは、中途申請であっても、国、道の部分を本人が負担できれば補正を組んで何とか対応することができないのかということで提案したのですが、その部分がどのように現在対応されているのか、今後においてもそういうことはできないのかできるのか、その辺をまず伺いたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 3番岩田委員の御質問でございます。

委員おっしゃるように、上富良野町においては、年1回の締め切りをもって対応をさせていただいているところであります。

ただ、委員おっしゃるように、年度の途中で改築

が2月以降という意味ですが、大改築をする決断をされたような方、あるいは、そのような新築は別ですが、何がしかの理由で年度の途中で手をつけざるを得なかった方、こういう方は現実におられるかと思っておりますので、ここでは正式に申し上げられませんが、ぜひ前向きに検討させていただきたいと考えてございます。

委員長（長谷川徳行君） 3番岩田委員。

3番（岩田浩志君） 前向きに検討されるということで、私もこれまでに2例ほど年度途中で新築ということで、急遽、人生において一大計画なので、何でそんな中途にという考えもあるかと思っておりますけれども、実際にそういう方はおられまして、実際申請したけれども対応されなかったということで、次年度において、さらにその再工事をやって合併浄化槽を設置したという方を知っています。それを考えますと、若干そのときの負担、自己負担がふえても何とかその新築にあわせてそれが対応できるようにしていただきたいと思っております。

それと、この合併浄化槽の工事に関してですけれども、国、道の補助金も入っているということかもしれませんけれども、整備に関して、現在、町外の業者でも自由に工事を行うことができ、これはもう本人の選択によって決定されているのかなと思っておりますけれども、この部分について何とか町の業者に指定することができないのか、その辺もちょっと伺いたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 岩田委員の御質問ですが、気持といたしましては、町内の事業者にぜひやっていただきたいという気持は当然にしてございますが、何分この戸主については、例えば、合併処理浄化槽だけではなくて、それに合わせていろいろ改築等が御本人、対象者の方がされるわけでございますので、そういった場合には、当然、町外の事業者が施工するということもあり得ますし、また、一連の作業の中でその合併処理浄化槽を受け持つことが格安であったりする場合もございますので、これを町内業者に限定することというのは非常に難しいかなと考えてございます。

委員長（長谷川徳行君） 3番岩田委員。

3番（岩田浩志君） たしか、事業者に対する振興補助に関しては、町内業者という縛りがあったかなと記憶しているのですけれども、その部分で道、国の補助金があるがためにそれができないのか、それとも、そういうことをやる気がないのか、その辺のことをちょっと伺いたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 補助金の縛りはご

ざいませぬ。補助金でいいますと、平成19年度は道の補助を若干いただいております。道の補助金は本来19年度で停止される予定でしたが、他の市町村の希望が多いことから、平成19年度等の補助が若干出ている状況です。

委員の御質問の町内業者に限ってできないのかという点ではありますが、先ほどちょっと説明が悪かったかと思いますが、例えば、大改造をする場合に、その事業を町外の方をお願いをするというケースは大変いろいろあるかと思えます。その工事が合併処理浄化槽も自分のところで行うことができるのだということになりますと、そこを町内業者に限ってしまいますと、結局、割高な工事を負担せざるを得ない状況もあるわけで、これらを町内業者に縛り込むことが果たしていいのかという点を考えますと、なかなかそこに縛りをかけられない現状があるということをお理解をいただきたいなと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 3番岩田委員。

3番（岩田浩志君） 済みません、しつこくなつて。

それでは、先ほどの事業者に対する振興補助のときの縛りとどういふふうに整合性があるのか、その辺ちょっと。

これだけ町の税金を使うわけですから、当然その程度の縛りはかけても私はいいのではないかと考えますけれども、その辺いかがですか。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 振興補助との整合性という御質問でございますが、ちょっとそちらのほうとは別といたしまして、基本的に公正取引委員会が考えている見解を実は過去に問い合わせた経過がございます。こういった事業絡みの補助金を町内業者に縛ることで独禁法に抵触しないのかという観点での公正取引委員会の回答では、こういうことを縛るべきではないという判断があるという点も実はございます。

したがって、この合併処理浄化槽の補助につきましては、なかなか町内業者に限りの補助をすることは、やはり望ましくないというふうにご考慮いただいております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 3番岩田委員。

3番（岩田浩志君） 今、できないのか、望ましくないけれどもできるのかという点で、望ましくないけれどもできるのであれば当然やるべきだと思いますし、若干、民生費に戻りますけれども、冬の生活支援金においても、19年度においては商工会の商品券ということで、完全町内に縛っているわけですから、当然、望ましくなくてもできることはすべ

きだと私は思いますけれども、その辺どうですか。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 大変、私の回答があやふやであったかと思いますが、公正取引委員会に昨年の10月に照会をかけたところであります。この合併処理浄化槽を例に問い合わせをしたところであります。一番の問題は、対象者がその選択肢が少なくなることによって、いわゆる安いものを選択できなくなる可能性がある。したがって、公正取引委員会としては、望ましくないだろうという判断があると、まず1点であります。

ただ、委員が例に挙げましたとおり、冬の生活支援事業で、いわゆる町内業者に限りの灯油商品券を提供するというものとは、基本的に違うものだというふうにご考慮いただいております。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 私のほうからも答弁させていただきます。

いろいろな見解を私も聞いていまして、どう解釈するか非常に難題だなと思えますが、少なくとも地元業者に特定の1社しかないということであれば、今のようなことにもなるのかなど。当然、複数というか、そういう設備業者がたくさんいますので、そういう中での選択肢ということからすれば、一つ物も組み立てられるのかなと思えますし、私ども今までのこの何年来の実績をもとに、どういう業者がかかわっているのか、町内業者が多いのか町外業者が多いのかも含めまして、また、補助金の見直しは非常に極めて寂しい状況にありますけれども、そういう町外のいわゆる国なり道の補助の、そういう制度上のたががあるのかないのか、そういうことも十分参酌しながら、いろいろと内部でできる限り町内業者でそういう機能を有しているのであれば、そういう流れの中で事業の見直しができるのかどうかについて、慎重に十分に検証しながら結果を得たいと考えてございますので、ひとつお時間をいただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 11番渡部委員。

11番（渡部洋己君） 住民の健康ということ、少しお聞きしたいと思います。

120ページ、121ページ、予防費ということで4,000万円ほど予算を使っているのですけれども、町長が住民の健康のためにということで、かみんを建てて数年たつのですけれども、それと同時に、今、ヘルスアップ事業、あるいは特定健診だとかそういった事業を展開して住民の健康をということで行っているのですけれども、毎年、住民健診やなんかがあるので、なかなか1回も受けたことがないという人も結構聞くのです。大分、

町民の意識の中で健康管理には十分気を使ってきているようではございますけれども、そこら辺の以前から見たら大分、なかなか医療まで下がるということには非常に時間はかかると思うのですけれども、そこら辺少し変わった点があれば、お聞きしたいと思いません。

委員長（長谷川徳行君） 健康づくり担当課長。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 11番渡部委員の御質問にお答えいたします。

住民健診を受けたことのない方というのは確かにいらっしゃいます。今回、国民健康保険の方たちの中で健診を受けたことがない方というのをリスト出しをさせていただきましたが、確かにそういう方がいらっしゃいました。

それで、その方たちにつきましては、5月、6月と健診を受けていただくための1軒ずつ訪問ないし、訪問でお会いできなかった方については電話連絡なりをさせていただきまして、今回、制度改革がありまして健診を受けていただきたいというこの理由と、健診を受けていただくことでどういうことが御本人に提供できるかということの説明をさせていただいています。

病院に通院されていて健診を受けたくないという方につきましては、病院での結果表を見せていただくことで御相談に乗らせていただくというような形で、本当に地味な活動ですけれども、お一人お一人にどういうふうな制度改革があったのか、そういう基本的なところから、御本人にとって町の保健事業の使い方までお話しをさせていただいている状況です。

医療費に関しましての成果につきましてはですが、町の医療費に関しましては、国保に関してですけれども、一般退職、老人、いずれも全道の平均よりずっと下回っているということで、本当に平成9年までの年には、全国の中で老人医療費が安定化で、医療費対策をしなさいと言われていた時期もあったのですけれども、この活動に地道に取り組むようになってからは、医療費自体が低下している状態がずっと続いているということになっていきます。

また、18年の医療費の分析の中では、確かに受診件数は上がっていますが、お一人当たりの費用額が下がっているという状況で、費用全体としては、一般に関しては若干下がっていく傾向がありました。19年の医療費分析の中では、やはり前にもお話をさせていただきましたけれども、高額な医療費を使われる方というのが上位の1位、2位、3位がすべてほかの保険者から入ってこられて、700万円、600万円という形で使われているという

ことも医療費増嵩の一因に挙がってしまっていて、若干、費用額が上がっているという実態も見ています。

一つ一つの費用の実態を見ながら、その課題、次に起きてくるだろう課題に対応した対策を打っているという途中になっております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 11番渡部委員。

11番（渡部洋己君） ちなみに、ことですか、特定健診をやっているのが、何か受診率が60だか62%だったかな、その辺、云々と言っていたのですが、そこら辺はどの程度なのか教えていただきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 健康づくり担当課長。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 特定健診につきましては、町は国保の保険者の立場で特定健診の実施を行っています。

今の段階としましては、国が目指す65%をクリアできるだろうということで、一応データの受領も含めて68%程度になるのではないかと推測をしています。

ただ、11月に次の2回目の健診がありますので、その健診で結果が明らかになると思っていますので、またその健診結果が明らかになった段階で御報告させていただきたいと考えています。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで4款の衛生費について、質疑を終了いたします。

説明員が交代しますので、少々お待ちください。

暫時休憩いたします。

3時10分まで休憩いたします。

午後 2時55分 休憩

午後 3時10分 再開

委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、委員会を再開し、質疑を続けます。

次に、5款労働費の132ページから133ページまでの質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで5款の労働費についての質疑を終了いたします。

次に、6款農林業費の134ページから149ページまでの質疑を行います。

2番村上委員。

2番(村上和子君) 135ページ、富良野地方アグリパートナー、この件ですけれども、町でもアグリパートナー協議会の補助をしておりますけれども、農業者後継者の花嫁対策の効果というのはどのようになっているのでしょうか、ちょっとお尋ねします。

委員長(長谷川徳行君) 産業振興課長。

産業振興課長(伊藤芳昭君) 2番村上委員の御質問にお答え申し上げます。

19年度実績でございますけれども、町のほうで予算計上している分について、19年度は実績としてはございません。

ちなみに、富良野地方アグリパートナーのほうでは、実績が正確な数字でございませんけれども、8名が9名おられるということで承知しております。

以上でございます。

委員長(長谷川徳行君) 2番村上委員。

2番(村上和子君) それでは、この富良野地方アグリパートナー協議会と町アグリパートナー協議会と統合というか、そういうことを考えての負担ということは考えられないのでしょうか、ちょっとお尋ねします。

委員長(長谷川徳行君) 産業振興課長。

産業振興課長(伊藤芳昭君) 今、委員御指摘のとおり、今後、伴侶については富良野地方も上富良野アグリパートナーも同じことでございますので、今後の課題として協議の場で、相手もいることでございますけれども協議をしてみたいと、このように考えております。

以上でございます。

委員長(長谷川徳行君) ほかにございませんか。

5番米沢委員。

5番(米沢義英君) 141ページの農地の流動化の促進についてお伺いいたします。

この成果の事業調書の中には農地転用にかかわる部分がそれぞれ書かれております。それで伺いたいのは、農業振興地域に基づく考え方ですが、町としては、当然、優良農地を保全する、あるいは、将来の生産性を向上させるという点で農業振興地域を指定するわけですが、今回この中で3条あるいは4条転用、5条転用の中では、そういった手続を踏まずに転用されたものがあるのかどうか、除外するだとか、この点お伺いしておきたいと思っております。

また、農業振興地域における町としての考え等について、また、あわせてお伺いしておきたいと思っております。

委員長(長谷川徳行君) 産業振興課長。

産業振興課長(伊藤芳昭君) 5番米沢委員の御質問にお答え申し上げます。

今の3条、4条、5条の関係でございますけれども、先ほど、日の出公園については別といたしまして、今、現在調べた結果、そういう手続なものについては決済の部分では処理上が不適切な部分がありましたけれども、大きな部分はないと。

ただ、一部申請が出てきて道のほうに諮問の協議をしていない部分が何件かあるということでありまして、今後につきましては、この問題について農業委員会と皆さんで検証した結果の部分でございますので、早急に不備な部分については修正して対応してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

委員長(長谷川徳行君) 5番米沢委員。

5番(米沢義英君) 農業のこの転用の問題については、本当に厳しい規則や罰則というのが当然あります。上富良野町の農地をどう守るのかという形の、やっぱりそういう立場からの農業振興地域というのは設定されているかと思っております。

そういう意味では、安易にやはり決済上の手続だとか、やっぱりきちっと農業委員会等にかかけられないで、ただ、それを申請するというようなことがあってはならないというのは原則的なことだと思います。

そういう意味では、この点、やはりチェック機能がどうだったのかということも当然あるのだろうと思っておりますが、こういった意味では、総体的にやはり担当の農業委員会の事務局等の係の人たちも含めて、やっぱりこういったチェックを機能が働いているのかどうかということところが、一番素朴な疑問としてありますが、担当の農業振興の課長としてはこの点はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

委員長(長谷川徳行君) 産業振興課長。

産業振興課長(伊藤芳昭君) ただいまの米沢委員の御質問でございますけれども、担当部署の課長、また局長といたしまして、今まではやはりチェック体制が十分でなかったということは認識しております。

それで、その中の一つといたしまして、職員1人に仕事を担当をさせて、その部分でほかの係、または私がチェックできなかったということでございますので、今後につきましては、公印を初め、私が公印の管理をいたしまして、私のもとでそういう文書の整備等を行って進めてまいりたいということでございます。本当に申しわけございませんでした。

委員長(長谷川徳行君) 5番米沢委員。

5番(米沢義英君) ぜひ、そういったチェック体制のやり方というの、どういふふうにされるのかというところを議会にもきちっとまた示していただきたいと思ひます。

また、同時に考えなければならぬのは、担当の農業委員会の事務局次長が、数年、長年にわたってこの部門を担当するという状況になっているかと思ひます。9年間に8年間かはわかりませんが、余りにも長いという状況の中で、これは長くても短くても、こういう問題等というのは起こり得るかどうかというのがあります、少なくとも、やっぱりきちっとした良識を持って物事に判断して決済することが求められているにもかかわらず、それがなされてなかったと。なおかつ、一部門において、8年か9年にわたるような状況になっているという、やはり物事を決めるに当たって、やっぱり判断もできないという状況になっていたにもかかわらず、その人事においてこれは見抜けなかったというか、やはりその異動のあり方、人事配置のあり方にもかかわる問題ではないかなとも思ひますが、こういう問題も含めて問題がなかったのか、お伺ひしておきたいと思ひます。

委員長(長谷川徳行君) 産業振興課長。

産業振興課長(伊藤芳昭君) ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

確かに、担当していた職員に対しては、8年、9年というベテランでございまして、それに精通しているということもございまして、その辺のチェック機能が十分でなかったということで考えております。

それで、今後につきましては、私ども農業委員会といたしましても、これからについての改善策といたしまして8項目、数は少ないですけれども、皆さんでどういふことが原因だったのか検証した結果、今、差し当たり、差し当たりという言葉もちょっとおかしいと思ひますけれども、気づいている点、8項目くらい拾い出しまして、それに向けて今後の課題として改善していきたくと。

それとあわせて、今後、いろいろな場所で、また新たなその改善案が出てくれば、それを取り入れながら農業委員会としては、初心に帰って農業行政に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

委員長(長谷川徳行君) ほかにございませぬ。

9番中村委員。

9番(中村有秀君) 今の関連でございます。

先般の9月定例会で、農業委員会の会長が説明した部分が、非常に実際のことをびしっと発言してな

いのですね。ということは、平成18年に6月28日に農業委員会にかけて道に諮問をした。それがだめになったことを議会の中では取り下げたという表現をしているのです。

現実には、取り下げの形跡は農業委員会の会議の資料の中には一言一句載っていないのです。載っていないということは、取り下げてはいないのですよ。現実には、道の北海道農業会議の中では、不適当ということで却下されているのです。しかし、自分たちが農業委員会の総会で決めて、そして出しているのにかかわらず、結局、不適当となってきたことをそのまま放置をしておいたのですよ、現実の問題。それは後でわかったことなのです。

ですから、私は、やはり文書管理が適切を欠いたと。ただ、6月28日に北海道農業会議に上富良野町の農業委員会で決めて、そして出した。現実にくらべると、四半彩まつりが控えている、四季彩まつりが控えている、そういうことで、これを公に出したらだめだということで、担当者は僕は判断したと思ひます。それで、そのまま放置をしていたのではないかという気がするのですけれども、その点はいかなのでしょう。農業委員会の会長でないから、わかりませんが、一応、議長に出して報告を出した過程の中では、我々、谷議員、私が質問したことと農業委員会の会長の答弁したことは全然違うのです。その点どうなのでしょう。

委員長(長谷川徳行君) 産業振興課長。

産業振興課長(伊藤芳昭君) 9番中村委員の御質問にお答え申し上げます。

18年の経過でございますけれども、確かに、6月28日、農業委員会の総会で議決されたものが道の諮問に図られてないということは、もう事実でございます。

それで、諮られていないということは、上富良野町の農業委員会が諮問をしていないということでございまして、その結果、本来、事務局といたしまして、その結果を農業委員会の直近の総会に結果報告というのは、当然あつてしかるべきだと思ひております。

以上でございます。

委員長(長谷川徳行君) 9番中村委員。

9番(中村有秀君) 事務局長はそういうことで言っているけれども、現実には諮らなければならないということと、諮っていないわけですよ。6月28日に農業委員会にかかって、7月12日に農業会議にかけてそれはもう不適当ということになって、来ていないわけだから、そうすると、農業委員会の会長は私どもの質問に対して取り下げたということだけれども、取り下げた形跡がないというのは、さっき

言ったとおりなのです。

そうすると、それがそのまま来ているわけだから、だから私は、北海道農業会議の平成20年の資料を全部とってみたら、ちゃんともう一覧表が出てくるのです。そうすると、その中に入っている入っていないというのは、僕は農業委員会の事務局としてはキャッチできるし、農業委員会の会長もキャッチできるはずなのだけれども、それがまずできていなかったということと、それから、私が一番大きくあれするのは、この前の9月定例で取り下げたと言っているけれども、取り下げではなくて全然知らなくて、不相当だということを知らないで、僕は農業委員会の皆さん方はいたのではなかということなのです。その点、ちょっと確認したいのですが。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） そのとおりでございます。

取り下げたというのは、事務局判断で勝手に取り下げたことございまして、農業委員会の皆さんには取り下げた件について報告をしていないということでございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） それで、議会でそういうことを取り下げたということを行っているわけだから、その点どうなのです、その場その場のしのごで答弁しているような印象を私は受けたのです。恐らく同僚議員もそうだと思うのです。

私は先般の議員協議会の中で、その顛末の一覧表をみずからつくって、皆さん方が共通認識を持てる形でつくってまいりまして、その中でも明らかにやっぱりそういうことになっているのです。それをあえてまた、農業委員会の会長が18年のやつは取り下げたという議会答弁があるのですけれども、その点、あなたは農業委員会の会長より格としては事務局処理をするから下なのだろうと思いますけれども、その点どう思いますか。答弁困りますね。

委員長（長谷川徳行君） 暫時休憩いたします。

午後 3時28分 休憩

午後 3時36分 再開

委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

9番中村委員。

9番（中村有秀君） 先ほど質問をいたしました平成18年6月28日の農業委員会総会で、農地法第5条1項の関係について、農業委員会総会では議

決をし、北海道農業会議に送付をしたところでした。

諮問の提出は7月18日ということですがけれども、現実の問題、それは受け付けられなかったと、それから、先ほど農業委員会の会長が9月定例会で一応取り下げたということだけれども、議決をしたものを取り下げるには、また農業委員会の総会にかけた形で取り下げるといって、一応、処理の進め方としては、そうあるべきだと私は判断をしたのですけれども、現実の問題、今、農業委員会の会長が取り下げたという答弁の当事者が、きょう議場におられません。

したがって、明日、農業委員会の会長の出席を求めて、この件について質疑をするということで、この件については、私の質疑について保留をするということの取り計らいを委員長長のほうで図っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長（長谷川徳行君） はい、わかりました。

それでは、きょうは農業委員会会長が出席しておりませんので、あす、改めて説明員として出席していただきその旨を伝えて、中村委員の答弁をさせていただきますと思います。

ほかに質問ありませんか。

9番中村委員。

9番（中村有秀君） 先般の決算特別委員会での書類審査の中で、特に決算報告書等の中にはございませんでしたが、資料の中にリンケージ・アップフェスティバル2007出店ということで、非常に大きな成果を各団体と協力しながらやっていたという資料がありまして、資料31で皆さんのところに配付をされておられると思いますけれども、その件の内容について、担当のほうから説明をいただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 9番中村委員の御質問にお答えを申し上げます。

この案件につきましては、5年前だと思いますけれども、札幌の大通で市町村を対象として、市町村の一村一品運動を展開する目的でやっております。

それで、町といたしましても、今年度、19年度、リンケージアップということで、9月1日、また9月2日の2日間にわたり参加をいたしました。

この中で、町の特産品であります豚串、また、ステーキ、地ビール、ラベンダー製品等を、職員並びに観光協会職員と、あと、豚肉促進協議会の担当者等も出向いていきましてPRをしております。

その結果、去年の実績でございますけれども、上富の豚串が4,000本、ステーキが460枚、精肉が75枚、骨つきフランクフルトが1,000本、地ビールが300リッターということで、ま

た、ラベンダーのオイルが7箱ということで、かなりの成果がありまして、上富良野町の地産地消のPRにつながっているということでございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 私は、これを決算書類審査の中で、非常に皆さん方が御苦労されて夏の暑い時期に頑張っていたのだなということを感じました。

豚串が4,000本なんていうことから、骨つきフランクが1,000本という、非常に2日間で大きな成果を上げたということで、本当に関係職員の皆さん方の御苦労ということで申し上げたいとともに、やはり非常に成果が上がったということで、それぞれの立場の中でやられていることを頑張っていたのだなという気持ちでございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで6款の農林業費についての質疑を終了いたします。

次に、7款商工費の150ページから159ページまでの質疑を行います。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 155ページ、商工観光班のところの広域観光事業費のところですが、ここが218万7,000円が使われたことなのですが、これは、大雪山国立公園観光連盟の負担が17万7,000円、ここの会長さんは旭川市長の西川さん、それから、大雪山国立公園連絡協議会負担金11万円、ここの会長さん、上川町長でしょうか鈴木さん、の方がやっておられて、これはどうなのでしょう、負担金支出のみの事業というようなことになっておりますけれども、私はこれを見ますと、広域で観光も取り組まなければというものもありますし、一方では、美瑛から占冠シーニックバイウエイがあり上川圏内があり富良野圏域がありと、いろいろなっているわけですが、こういった負担金支出のみの事業というのは必要なのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 2番村上委員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、上川地方観光連盟負担金でございますけれども、この使途につきましては、主に旭川空港に観光案内所等がございまして、あと大型テレビ等の負担金ということで支出をしております。

もう1点の大雪山国立観光連盟につきましては、これは対象が全国の旅行会社、また、それに伴う観光展示場の展示をされたところに観光パンフレットを送付したり、また、国内外のマスコミ情報にパンフレットを送付しているという部分でございます。

そして、今、負担金の関係でございますけれども、実は、負担金につきましては18年ぐらいに一度見直をして、極力、今、委員が言われているように削減できるものについてかなり削減しておりますし、また、それが全部達成されたとは思っておりませんので、いろいろな機会に、また削減できる、また廃止できるものについては検討して、関係機関と調整しながら検討してまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 資料23号を見ていただきたいのですが、ここの中に、広域観光事業費とありまして、負担金支出のみの事業であると。それで、負担金については既に方針、指針により合理化の進行管理をしているため対象外とすると、だから、A、Bも判定しないと、評価しないということでございまして、今、それでちょっとお聞きしたわけなのですが、どのような合理化の進行管理を考えていらっしゃるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 負担金の管理は、ただうちのほうからは負担金を出して、中身的に実質、事業を展開されているのは負担金を受ける、集めてですので、そういうことでやっておりますので、その負担金の金額が今後いろいろな部分で、委員御指摘のとおり結構ダブる部分があるかもしれません、その辺で金額の削減なり、合併できるものであれば一つにまとめたり、そういう提言をして詰めてまいりたいと、このように思っております。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） これから取り組むということなのですが、何か広域観光事業となりますと、本当に何か広域で取り組んで何かをしようというような感じにとらえられるのですが、中身は至って負担金支出のみの事業であると、こういったことのあるがございまして、こういうことであれば、早急に統合するなり、もう少し違った負担金のみの事業でなくて、違う広域観光事業に取り組んでいただいたほうがいいのではないかと思うのですが、そこら辺につきましては。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 2番村上委員の御

質問にお答えいたします。

ちょっと説明が足りなかったようでありますけれども、負担金だけ、先ほど言いましたけれども、負担金を納めてその納めた団体が、上富良野町の先ほど言いました空港案内でパンフレットをつくってPRしてくれるなり、そしてまた、大雪山観光であれば、山の部分ですとかいろいろな部分でそういう活動をしてもらっているということでもありますので、その中で重複するようなものがあれば、また今後、関係機関との調整の中で調整させていただきたいと、このように思っています。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 集客誘致という形の中で、近年、体験型という形の中で多くそういう企画等が広がっております。上富良野町においても何らかの動きが一部ではありますが、町としてこういった動きというのを前へ進めるといような、そういうこともこの決算の中身を見ましても必要になってきているのではないかなと思っておりますが、この点についてお伺いしておきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 5番米沢委員の御質問にお答え申し上げます。

この問題は、農業者が体験型でやって、要するに観光客誘致ということで、農業を体験しながら余暇を過ごすということは、今、北海道でもかなり事業展開がされております。また、本町におきましても、今、私どもが承知している部分については、1軒の方が広域的に連携をいたしまして、修学旅行生ですとかそういう方を受け入れて、農業体験しながら誘致をするということをやっております。

それで、私どもといたしましても、そういう情報につきましても、農業委員会初め、また農協にも情報提供をいたしまして、農業者にわかっていただけるように、また、農業者がそういう計画があるのであれば、町として情報なり、またお手伝いできるものがあれば、今後進めていかなければならない事業の一つだと認識しております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 先ほど質問があったかと思いますが、今回のリンケージ・アップフェスティバルという形で今後継続されるということですが、これは単に、やはり出店して終わりということでは考えておられないと思いますが、長期的にこういう町をアピールするというのであれば、かかる問題もあるかと思っております。それで、この点、担当の

課長として、今後このPRのあり方というのも事業評価の中にもかなり工夫を、いろいろ工夫しなければならぬという部分も評価されておりますが、この点、お伺いいたします、今後という点で。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 5番米沢委員の御質問にお答え申し上げます。

先ほど御答弁させていただきました事業展開でございますけれども、今後につきましては、今まで過去におきましては、どっちかいうと行政の職員が今9名出ていって先導的な役割を果たしておりますけれども、今後につきましては、やはり関係団体、特に事業者なり農業者の方が、農協も含めてでございますけれども、そういう幅広い構成をもって、その方がみずから町のPR、また販売の促進に進めていくように私どももしていきたいし、また、それに対する努力も当然そういうふうに、情報なり努力もしていかなければならないと考えております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英秀君） 次の問題になるのですが、見晴台の問題なのですけれども、あそこは観光協会に委託して運営させておりますが、当初の目的はやはり地場産品のいろいろな物品の販売だとか、あるいは、町のイメージを高めるという形の中で出発しましたが、なかなかすぐ単純にはいきませんけれども、しかし、今、その本来の当初の計画よりも後退している部分があるのではないかなと思っておりますが、せっかくああいう場所でありますから、季節においては季節の旬の産物を販売できるような体制づくりというのをもっと積極的にやれば、あそこも生きるのではないかなと思っております。

本来、よく言えばこういうことはできないのだと思いますが、あの国道側に面した用地を何らかの形で借用して貸してくれるのであれば、あそこにテントなどを張って、やっぱり地元の産品を売るなどの努力をもっとやる必要があるのではないかと思います。その点、やっぱり本当に一工夫も二工夫もする必要があると思いますが、この点お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 5番米沢委員の御質問にお答え申し上げます。

私のほうから、今、地場産品の部分の展開ということで御答弁をさせていただきたいと思っております。

今、委員がおっしゃるとおり、見晴台というのはちょっと、いま一度まだちょっと展開が思わしくないのかということは認識しております。

その中で、今、委員に御指摘いただきました御意

見、国道に対する借り上げ、また、占用をいただいで有効活用ということ、そういうこともいろいろ踏まえて、建設水道課の担当のほうとも協議した中で、また、指定管理者であります観光協会、また、それを支えていただいている中のグループ等とも協議をいたしまして、将来に向かって有効活用できるように工夫・努力していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで7款の商工費についての質疑を終了いたします。

説明員が交代しますので、少々お待ちください。

（説明員交代）

委員長（長谷川徳行君） 次に、8款土木費の160ページから183ページまでの質疑を行います。

最初に、3番岩田委員からの合併浄化槽の質問がありましたので、補足説明をいたします。

町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 先ほど、4款の岩田委員の御質問の答弁漏れがございましたので、御回答をさせていただきます。

平成19年度の申込件数が20件でございました。そのうち、新築と介護改築7件につきましては、抽選ではなくて優先決定ということでございます。残り11基に対しまして13件の申し込みがございまして、抽選の結果、2名の方が抽選に漏れたという状況でございます。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 8款土木費の質疑はありませんか。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 161ページ、土木総務費、一般管理費の中で、負担金補助及び交付金のところですが、これ北海道治水砂防海岸事業促進同盟負担、それから、北海道河川環境整備促進協議会負担、北海道用地対策連絡協議会負担、これは、ここのそれぞれのどのような活動をされている団体なのでしょうか。どうしてもやっぱりあれなのでしょう、何か区分で決められているのでしょうか、どうしても負担しなければいけないのでしょうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） 2番村上委員の御質問にお答えいたします。

これら四つほど協議会なりの組織負担がございませぬけれども、これらすべて上富良野町が加入するという形で構成員になっております。その構成員の応分の負担ということで、それぞれ各組織によって計算方式が異なりますけれども、ほとんどの負担金につきましては上富良野町内で行われている国なり北海道からの補助事業が受けて、受益を受けた建設工事、投資的事業が行われている部分の負担金ということになっております。

まず、一番上の道の災害復旧促進協議会負担金につきましては、これは上富良野町内で行われている事業の事業費割ということで行われております。

それから、北海道治水砂防海岸事業促進同盟負担、これにつきましては、治水海岸事業、それから、砂防事業という大きな二つくりに分かれておまして、上富良野町につきましては治水部分と砂防の一部分の事業が北海道の補助事業で行われておりますので、その部分の事業費負担ということで計算されております。

それから、あと、河川環境整備促進協議会負担、これは特に河川環境、河川の環境整備の部分の事業協議会でございまして、これにつきましても事業費の負担があります。ただ、上富良野町におきましては、河川環境事業、実績がありませんので、定額の8,000円というものだけになっております。

次、北海道用地対策連絡協議会、これは用地買収とかいろいろな用地対策、工事に伴う買収対策のいろいろな勉強会とかテキストの発行、それらの経費負担を協議会に参加して総体の割り勘方式のような形で支出しております。これが4万円ということになっております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 治水砂防はわかりませんが、海岸というのも関係あるのでしょうか。それと、勉強会とかいろいろおっしゃいましたけれども、これは行われる補助事業のその大きさによって金額の決め方というのはどうなっているのでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） これは、ちょっと若干細かい計算方式になっておまして、例えば、災害復旧促進協議会負担でいいますと、上富良野町の区域内で行われている建設工事、これは公共の工事ですが、上富良野町が行うもの北海道が行うもの、それから国の機関、上富良野町域は国の機関が直轄ではありませんので余りありませんけれども、それらの事業費に対して1万分の30から1万分の1までの率を掛けて、それぞれ事業金額によりまして一番低いところでしたら5,000万円以下

の場合は1万分の30、そして、2億円を超えますと1万分の1という率を掛けて算出します。この5,000万円から2,000万円の間、またランク分けが結構ありまして、これが事業費負担区分というもので計算されております。あと、均等割という数字がありますけれども、これを総計して出される。

たまたま災害復旧促進協会の場合、上富良野町で実施事業がありませんので、定額分の5,000円のみになっております。

次に、北海道治水砂防の場合は事業費が、これは砂防事業、北海道が行われている河川砂防事業、結構多額になっておりまして、その関係で25万9,800円という大きな数字になっています。計算方式が若干違いますけれども、同じような事業費の種類によって負担率が違うということになっていまして、上富良野町で行われている砂防事業でいえば、1,000分の0.170という係数を掛けた負担金算出方法がとられています。

同じように、北海道河川協会用地対策についても、同じような経費区分によって率が決まる算式が使われておりまして、これがなかなか、それぞれ別々なものですから、計算方式が異なるということで、御理解いただきたいと思います。(発言する者あり)

委員長(長谷川徳行君) 技術審査担当課長。

技術審査担当課長(松本隆二君) これは、北海道治水砂防海岸となっております。これが三つワンセットの同盟です。

以上です。

委員長(長谷川徳行君) ほかにございませんか。

9番中村委員。

9番(中村有秀君) 今、この北海道治水砂防海岸事業促進同盟という、私も前に何回か質問し資料を取り寄せたのです。なぜ、こういう形でお金を集めるか、いうならば、その後の使い方なのです。そうすると、それぞれ天下りした人たちがそれらの上のトップのほうにいますよ、現実の問題。そして、多額の退職金が出てくるのです。しかし、事業をやるからには負担をしてくださいという地方自治体の弱いところをあれして、我々が面倒を見てやったから仕事が来たんだと言わんばかりの形で、そういう使い方をされているのは事実なのです。

それで、一応、資料の要求をきょうの会議でいたします。平成19年度の25万9,800円の全道の決算報告書が当然出ていると思います。それらをできれば議員の皆さん方に見てもらわなければならないと思いますので、その点、資料請求をいたしたいと

思います。委員長のほうでお計りをいただきたいと

思います。
委員長(長谷川徳行君) わかりました。その資料を提出いたさせます。

ほかにございませんか。

委員長(長谷川徳行君) 5番米沢委員。

5番(米沢義英君) 建設全体についてお伺いいたしますが、今、町のこの建設に当たっての製品の検品や体制をチェックするとなっております。それは仕様書に基づいて規定の水準のものが材料として資材として提供されているのかどうか。

ということは、やはり不良品であっては困りますので改めてお伺いいたしますが、仕様書に基づく資材等のチェック体制というのはどのようにされているのか、お伺いいたします。

委員長(長谷川徳行君) 技術審査担当課長。

技術審査担当課長(松本隆二君) まず、土木工事、建築工事、主に2種類の工事がございすけれども、それぞれ設計書には仕様書というものが添付されてございます。その仕様書の中に上富良野でいえば、北海道が出している共通仕様書なのですけれども、それに基づいて材料、コンクリート、骨材、生コンクリート、それぞれその規定がございす。JISのものを使いなさい、いろいろ大きさはこのぐらいのものを使いなさいという規定がございす。それを業者が工事をする前に承認書といって、どのような材料を使うかということは前もって、監督員に対して、町に対して提出して、それを町が審査して、それはよろしいということで施行しているのが実態でございす。

以上です。

委員長(長谷川徳行君) 5番米沢委員。

5番(米沢義英君) 現状では、過去においてもそういった審査をされて仕様書に基づいて、いわゆる不良品があったとか、そういうことはございせんか。

委員長(長谷川徳行君) 技術審査担当課長。

技術審査担当課長(松本隆二君) 今のところ、私の記憶に残っているところでは、そういう工事は一切ございせん。

以上です。

委員長(長谷川徳行君) 5番米沢委員。

5番(米沢義英君) やはりそういったものは、きちっと今聞きましたら的確にやられている部分があると思いますので、引き続き、やはりきちっとした検査、あるいは、施工の中における監督員における管理体制というのは十分していただきたいと思

います。答弁はいいです。
委員長(長谷川徳行君) 5番米沢委員。

5番(米沢義英君) 163ページの町道の維持管理の問題についてお伺いいたします。

些細なことなのですが、いわゆる町道でしたら大体幅員が決められております。幅員が決められて、いわゆる側溝のところと道路幅のところとが一定舗装されないという状況があります。

というのは、町道だから5メートルかそのぐらいなのかな、4メートルかわかりませんが、その範囲だから側溝間のいわゆる間が舗装できないと。だけでも生活においては側溝が、今の路盤が軟弱なものですから、浮いたり下がったりして本当に大変な状況があります。せめて生活にかかわる出入り口については、そういった部分を解消するということが必要ではないかなと思いますが、この点は今後対処されるのかどうか、お伺いいたします。

委員長(長谷川徳行君) 技術審査担当課長。

技術審査担当課長(松本隆二君) そういう個々によって違うと思うのですが、現場を見て必要性があればそこまで舗装したいと今後考えております。

以上です。

委員長(長谷川徳行君) 9番中村委員。

9番(中村有秀君) 町道の維持管理の関係なのですが、先般、行政調査の折にも松本担当課長にもお話をしたところですが、それぞれ住民会から町道の維持管理等を含めて、いろいろ要望がたくさん出てきているだろうと思います。

それで、順位のつけ方は非常に難しいと思いますけれども、とりあえず我々議員がそれぞれ住民会、町内会から上がってきた町道の維持管理の要望を一覧表をつくって配付をしていただきたいと思いますのですが、その点は可能でしょうか。

委員長(長谷川徳行君) 技術審査担当課長。

技術審査担当課長(松本隆二君) 少し時間をいただければ、作成するのは可能だと思います。

委員長(長谷川徳行君) 9番中村委員。

9番(中村有秀君) その折にもちょっと時間がかかるということのお話でしたが、私は、できれば我々議員がそれぞれの地域の中で、こういう道路は要望が出てきていると承知をしながら、どうあれしたらいいかということも含めて考えていくということで、特に仲通の凹凸のところ、まだ何カ所があるのです。ですから、そういうものも含めて、やっぱり事故の起きない前に何とかできるものはやっていただきたいという考え方もありますので、そういう点で時間がかかってもしよしいので、その一覧をお願いしたいと思います。

委員長(長谷川徳行君) 技術審査担当課長。

技術審査担当課長(松本隆二君) できるだけ早

く提出したいと思います。

委員長(長谷川徳行君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) ないようですので、これで8款の土木費についての質疑を終了いたします。

次に、9款消防費の184ページから185ページまでの質疑を行います。

6番今村委員。

6番(今村辰義君) 消防だけでないのです。先般、南町でトランスの火災による停電が起きました。あれで消防車が出動しましたが、原因であるとか、いつ復旧するのかが全然わからなかったのです。

それで、非常事態対処というのですか、危機管理能力というのか、そこら辺を町長どう考えられているのか、消防だとか、総務課も関係あると思うのです。要は、停電になっているけれども防災無線でも流れないし、広報車で、例えば、こういう原因で、こういう場所でトランスが火災になっているので停電になっているのだと、復旧にこれぐらいかかりますよというものが全然流れないわけです。

やはり住民の不安を解消するというのも一つの目的があると思うのです。非常に不安だったと思うのです。そこら辺がこういった、たまたま停電という事態ですけれども、その危機管理対処能力というものにちょっと疑問を持ったのですけれども、町長自身が町の消防等を含めた危機対処能力をどのように評価しているか、それをお伺いしたいと思います。

委員長(長谷川徳行君) 副町長。

副町長(田浦孝道君) 私のほうからお答えさせていただきます。

先般の関係については、私も総務課を通じて情報をいただきました。当時の情報を若干、披瀝申し上げますけれども、今、申し上げられたようなことで停電だと、それで、住民に情報提供という観点で、北電との情報を共有しないとできないということで、そういう話の中で、北電が広報活動をしているということで、最終的に町のほうに情報提供があって、防災無線通じて広く周知してくれという要請が結果としてなかったということで、ああいう事態、経過がございました。

それでいいかどうかについては、私どもも疑問に思いますので、と言いながら、そういう住民に何を的確に、どうやって情報を提供したらいいかということもありますので、起きている事態はわかっています。その後、どういう時間的な要素も含めまして復旧するのかがというのが住民の多分関心事だと私も

思いますので、一つのケースとして、今後、ああいう不測の事態のときに、我々が持ち合わせている情報伝達の手段を的確に活用することで、住民の混乱、不安を最小限に食い止めるというのも私どもの責務でございます。

そういうことを北電のほうとも機会を見まして、ぜひそういう活動を理解していただく、もしくは、場合によってはそういう要請も行政にさせていただくという、そういうことについては今までも防災無線の訓練について、北電とも大変緊密な関係を持っていると思いますが、それをさらにお互い立場を乗り越えて、どういう形でやれるのかも十分こういう機会を通じて御相談というか、お互いが機能を発揮できるように努めてまいりたいなということを思っておりますので、ちょっと感想を述べることになりましたけれども、そのような感じで、今私の立場ではいるところであります。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村委員。

6番（今村辰義君） 大げさなようで、私、大げさでないとは思っています。この非常事態対処、危機管理対処能力というものは、こういったものがないで大きなことができるわけないと。こういったものをちゃんとできるように体制をとっておく必要があると思います。

例えば、こういう停電でも何か事態が起きると、どのような系統を持って決定をする責任者に伝達するか、こういった連絡網でもしっかりつくっておかないといけないと思うのです。停電でありますから、当然、時間外といいますか、当直系統かもしれません。当直系統がどのような措置をするのかというのを、しっかりマニュアルをつくっておかないと、何をやっていいかさっぱりわからないということになるかもしれないですね。これは些細なことであって非常に大事なことであると思いますので、ひとつよろしくお願いします。

委員長（長谷川徳行君） 答弁よろしいですね。

6番（今村辰義君） よろしいです。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで9款の消防費についての質疑を終了いたします。

説明員が交代しますので、少々お待ちください。

（説明員交代）

委員長（長谷川徳行君） 次に、10款教育費の186ページから235ページまでの質疑を行います。

9番中村委員。

9番（中村有秀君） 221ページ、教育振興課社会教育班の多世代交流センター管理費の関係でお尋ねをいたしたいと思います。

委託料で東中の多世代交流センターに施設管理業務ということで11万円支出をしております。ただ、事前に配付をされました各会計歳入歳出決算審査意見書の中で、東中多世代交流の使用、利用人員の聴取意見の中で、教育委員会に申請された利用はありませんでした。住民会が、会議、懇親会行事、老人会行事、子供会行事等に利用しており、利用人数等は現在のところ把握できておりませんということでございます。

それで、この多世代交流の条例を見ますと、基本的に使用許可を教育委員会に出して許可をもらうと。それから、もう一つは、それ以外の場合ということで、この規則に定めるほか、必要な事項は町長が別に定めるということで、別に定めるものがあるか、ちょっとお聞きをしたいのですけれども。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 9番中村委員の御質問にお答えしたいと思います。

東中多世代交流センターの町長が定めることという件でございますけれども、特に、その他という案件はそんなにございませんけれども、ただ、あるとすれば、使用の決まりですとか、そういう上での運用上の利用形態をきちっと守っていただくためのルールづくりはそれぞれ町長が定めるということの中で、住民会と協議をさせていただきながら進めさせていただいているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 現実に教育委員会に使用申し込みをして経過しているケースと、それから現実にそれでなくて、地域だけで利用しているケースがあると思うのです。清富80万円、東中は11万円出しているわけですから、ですから、先ほど委託契約書を見ますと、東中も清富も同じで、報告というところがありまして、第5条、乙は業務の実施状況及びセンターの使用状況を記載した日誌を甲が指示するときに提出しなければならないということは、これが特に地域の使う人たちが記録をして残しておくということになるかと思えます。

それで、現実に監査を受けるときに、こういうものがなくて、そのまま実績がなかったということではなくて、教育委員会で受け付けたものはこれがあります、それから地域でやったものはあるということで、当然、地域の人は日誌をつけているわけだから、その提出を求めて監査を受けるという体制でなかったら、何のために補助金を出して委託をして

やっていくかということになると思うのですけれども

その点、今、清富も東中のほうも、いうなら地域の人が利用したというものについては、利用人員は把握をしていないのでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 日誌等については当然、今、委員御指摘のとおり、契約書のとおり教育委員会に報告するという形の中で進めてきておりますので、日誌については提出していただいております。その中で、当然、監査実施の折に利用人員がちょっと把握できなかった部分があったということで、後ほどということでもたまたま集計等をさせていただいております。

その中で、まず、東中の多世代交流センターにおいては、睦会ですとか地域が使用する以外の利用については、まずないことが確認されてございます。地域で利用した人数については日誌等についてから一応積み上げをして、今、利用者数は把握しているところであります。

済みません、それから、東中の多世代交流センターにつきましては、年間122回の利用がありまして、延べ人員でございますけれども、2,323人というところで、私ども把握しているところでございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 私は、監査を受ける段階でそれらのことが指示をされているのであれば、そういう資料をそろえて、このような形で監査報告が出されて、そして、監査委員の所見は了承ということの前に、ちゃんと僕はやっていただかないと格好悪いのではないかという気がするのです。それで、岩田委員や岩崎委員にも聞いたら、それはもう使っていますよと、ちゃんと日誌にも書いてありますということでお聞きをしましたので、なお、そういう感じをぴしっとしていただきたいということで、終わります。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 私どもも十分反省しまして、今後においては、当然、日誌の提出も含めて提出に合わせて人数把握、利用者数の把握等については今後努めてまいりたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 10和田委員。

10番（和田昭彦君） 215ページの文化振興対策費の自主企画芸術鑑賞事業補助についてですけれども、これもたしか予算委員会でもちょっと発言させてもらったのですけれども、18年度が50万円ちょっとの額だったと思いますけれども、今回1

7万5,000円ということ、そして、ことしは10万円しか予算をとっていなかったわけなので、自主企画する団体がなかったということで削られたということだったのですけれども、ことし少ない予算の中で分け合って、ちょっと十分でないのですけれども自主企画をしてるのですけれども、次年度に向けて少しやっぱり余裕持った予算をとっていただきたいということを要望したいのです。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 10番和田委員の御質問にお答えしたいと思います。

自主企画芸術鑑賞事業についてでございますけれども、平成18年度においては年4回の事業を実施してございました。19年度におきましては、2回という形で今回支出をさせていただいております。

なお、今年度の予算については、今のところ1回分という形の中で、自主企画の予算をさせていただいております。あくまで自主企画事業でございますので、当然、教育委員会、あるいは町のほうから事業を企画してということではなくて、あくまで、それぞれの団体、あるいは、それぞれの愛好家等がみずから企画をしていただくことを私どものほうは切に望んでいるのですけれども、だんだん件数が少なくなっているということも現実でありますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 10和田委員。

10番（和田昭彦君） 今、もう一つ自主企画に取り組んでいるところで、予算の請求のお願いにあがるかと思っておりますけれども、今回、20年度は10万円しかないということで、もっと事業を企画しようかという希望といいますか意見もあったのですけれども、限られた予算しかないということで、中止というか、できなかったということもありますので、10万円という予算ではなくて、来年度に向けてもう少し余裕を持った予算計上をしていただきたいということなのです。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 今、10番和田委員の御質問にお答えしたいと思います。

今年度については、和田委員御指摘のとおり、10万円という予算の中で運営をさせていただき予定を進めてございます。

ただ、今、来年度にということでございますけれども、当然また、愛好者、あるいは各団体とも協議をさせていただいて、状況等を踏まえた中で、また再度、自主企画事業の予算化については検討を進めてまいりたいと思いますので、またよろしくお願

します。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 教育長の交際費の関係でお尋ねいたしたいと思います。いただいた資料の45ページでございます。

まず一つは、町長の交際費等も見ましたのですが、香典等を含めてこれらは氏名を消すということで代替措置をされていると思うのですが、今回のを見ますと、ナンバー27のところそのまま個人の名前が入っているということで、これは消し漏れだろうと思いますが、それで、例えば、私が感じたのは、ナンバー1の上川管内教育委員会連合会、教育長部会負担金というのがあるのです。これは、ナンバー1、ナンバー6、ナンバー25、最後はナンバー29は懇談会となっているのですが、これらは一応どういう性格の会議なのか、ちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 今、9番中村委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、教育委員会連合会の教育長部会の負担金という関係で、前段で27番、名前の消し忘れについては私どもの消し忘れということで、大変申しわけございません。今後気をつけていきたいと思えます。

それから、次に、教育長部会の負担金の関係でございますけれども、上川管内の教育委員会連合会につきましては、教育委員長の部会、それから教育長の部会、それぞれ教育委員さんの連合会を持っている中で構成されてございます。

なお、教育長部会におきましては、それぞれの情報交換、国の教育三法の関連ですとか、その中の教職員評価、あるいは、学校評価、対関係団体対応の仕方、それから学力テストの対応の仕方等々の情報交換等が主な議題になってきてございます。

そういう形の中で、ある程度回数が多くなってきているのも事実でございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 今後もそうしたら、こういう形で交際費の中で支出をして、というのは、5,000円、5,000円、5,000円ということで、平成18年度も5回、平成17年度は6回あるのです。だから、その後、終わった後、懇親会等をやるのかなと。それで、現実にこの教育長の交際費の支出基準の中には、これらのことは何も触れていないのです。これで最後の注の4に、文面でちょっと書いてあるので、これを摘要して出しているのかなということでございますけれども、一つは、情報

交換等も含めてということですから、これはある面で必要な会議だろうと思えますけれども、その点で、交際費で出すのが適切なのか、もしくは別な形でそういうことで出す手だてがあるのかということで、これはそうしたら、これに基づいた出張旅費等は当然ついていくわけでしょう。そうすると、交際費でなくて別の形のほうが僕はいいのかなという感じは受けたのですけれども、その点どうでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 9番中村委員の御質問にお答えしたいと思います。教育長会議等における会費等の関係でございます。

当然、出張の中で、本来、会議負担金ということであれば、19節の負担金補助金等になります。ただ、こういう部分の中では、逆に私どものほうでは社会教育委員の会議等においては、19年度においては会議負担金という形で予算化をさせていただいて支出をさせていただいておりますけれども、今後、20年度におきましては、すべてそういう会議負担金等々につきましても、交際費の中で支出をするという意思統一を含めて、あっちで出しこっちで出しというわけではなくて、きちっとした窓口一本化した形で、今、会議負担金等についても交際費で支出するように進めさせていただいております。

委員長（長谷川徳行君） 10番和田委員。

10番（和田昭彦君） 文化振興対策でもう1点、提出いただいた資料23の66番、文化振興対策で文化祭の事業についての評価がされているわけなのですが、ここで必要性、効率性、公平性がAときて、評価がBとなっておりますのですけれども、この辺がどういうことかお聞かせ願いたいのと、それとその前の町民芸術劇場の事業について、これはオールBということで、学校現場での受けとめ方、考え方などを把握し、次年度で評価するということになっています。

上富良野町は子供たちにとって、生の舞台とか演奏とかを鑑賞する機会がほかの町に比べて少ないと僕は思っていますので、この町民芸術鑑賞事業は大変重要な事業ではないかなと思っているのですけれども、その辺ちょっと評価が低いので、どのような話し合いがなされたか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 10番和田委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、この事業評価の関係でございます。当然、評価の中にはA、B、C、Dという形の中で評価基準として出されてございます。

ただ、1点、まず最初、文化祭事業においてでございます。当然、必要性、効率性、それから公平性、その部分については、当然、大変重要で、これは私ども事業課の担当課の評価としてでございますけれども、その中でも必要でございます。

ただ、今後の評価のBにしている理由づけとしては、当然まだ事業内容等がすべてこれが完璧ではないと、まだもっと事業内容について、もっと効率的なもの、もっと有効的なもの、そういうものも常日ごろから、そういう発展性を含めて期待をしていく意味でBをしてございます。Aですべて終わりだということではなくて、次の進展性を含めてAという、それで2次評価の中で政策調整会議の中で、すべてAという形の評価をしていただいております。

なお、町民芸術劇場におきましては、Bにした理由としましては、当然、それぞれの芸術劇場、小学生を対象、あるいは幼児を対象、それから中学生を対象、高校生を対象という、その中で進めてきてございますけれども、いかんせん、そういう中で高校生の部分をちょっと除外をしたりしてきておりますので、そういうことも含めてB評価をさせていただいたということでございます。

ただ、2次評価の中で評価をしてないのは、当然、町としては必要な部分があるので、あえてこれを評価するまでもなく事業を実施していくということも含めて、考え方をもう一度確立した中で、次年度に評価をするというふうな形をいただいております。

以上でございます。

委員長（長谷川德行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 213ページの放課後子どもプラン事業、これにつきまして、ちょっとお尋ねしたいと思います。

今、この児童クラブ、それから放課後スクール、一緒のところを使っているということで、非常に手狭でひしめき合っております。土曜日は、公民館を使っているわけですが、これについては、どうなのでしょう、どこかほかの場所、736の方が利用しているわけなのですが、一緒の場所、片一方でドッジボールをやっている、片一方で本を読んでいる、非常に何か、私は1回行って見たのですが、大変だなと思っておりますけれども、ほかの場所というのは考えられないのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川德行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） それでは、2番村上委員の放課後子どもプラン事業に関する御質問にお答えさせていただきます。

今、委員御指摘のとおり、場所等についてはそれぞれ、上富良野小学校においては体育館の2階の部分、あるいは、西小学校におきましては特別教室を利用してそれぞれ放課後プランをしています。それから、東中、江幌小学校におきましては、週1回の形で放課後スクールという形で事業をさせていただいております。

ただ、委員御指摘のとおり、当然、西小学校、それから上富良野小学校におきましては、登録人数がそれこそ我々の想像を超えた形の中で実は登録人数が大変多くなってきた。

ただ、放課後プランの大原則を申し上げますと、大原則がすべてではないのですけれども、基本的には学校の空きスペースを利用した中でこの事業を推進していくという大原則を持ちながら我々も進めさせていただいております。

こうした中で、各学校においてもそれぞれ授業に支障のない範囲、あるいは、放課後のクラブ活動、部活動等に支障のない限りの中で、学校のほうからも譲っていただくような形をとりながら今進めております。

ただ、委員御指摘のとおり、本当に人数が多い中では、ちょっと手狭な部分も正直言っております。それから、ほかのスポーツ少年団の活動とか等ともぶつかり合いながらこの事業を進めてきております。

そのような中で、年度途中ではありますけれども、今年度も土曜、それから日曜日につきましては、場所をちょっと学校から変えて、今、公民館で土日については対応できるような形をとり、さらに、西小学校の児童、それから上富良野小学校の児童についても、お互い違う学校でも交流をできることも含めて、今、公民館で事業を進めてきておりますが、これについては、大変好評を得ているところでございます。

以上でございます。

委員長（長谷川德行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） いろいろ現況をよく承知してござっておりますけれども、公民館ですね、和室が全然余り今使われてないのです。今、土曜日に使っているところは、あそこ場所はいいと思うのですが、横の和室のところは余り使用がないものですから、場所としたらあそこら辺がどうかなという感じがしているのですけれども、そういったことでひとつ検討のほどをよろしく願いたいと思います。

委員長（長谷川德行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 2番村上委員の御質問にお答えしたいと思います。

公民館の利用につきましても、基本的には他の公民館の利用者に迷惑のかからないような、それから、委員御存じのように下は図書館でございます。そういう意味も含めたときに、当然、本来の目的を失わないような形で、この事業がまたそういう利用できる部屋はできる限り利用した形の中で進めていければなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(「関連」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) 5番米沢委員。

5番(米沢義英君) この事業評価の中で、効果も高く持続的な可能な事業で、今後、十分整備が必要だということと、コーディネーターとサポーターなど指導委員体制のあり方を大幅に見直しが必要というふうに書かれておりますが、具体的にはどういうことを指しているのか、お伺ひしておきたいと思ひます。

委員長(長谷川徳行君) 教育振興課長。

教育振興課長(前田満君) 5番米沢委員の御質問にお答えしたいと思ひます。

放課後プランの事業評価の関連でございますけれども、特にこの効率性のところは、一次評価においては我々担当所管課が評価をしている形の中では、すべてAという評価をさせていただいております。

ただ、2次評価の中で、効率性の部分でB評価が出てございます。そのような中で、指示事項等の中にも書いてございますけれども、コーディネーター、それから指導員等々について、なかなか報酬を含めて今お手伝いをいただいているということでございますけれども、さらにこのお手伝いしていただける方の拡大も含めて、今後、指導員等のあり方についてもう少し拡大して、さらに人数も確保できるような方法を今後とっていくべきであるということも御支持をいただいた中でのB評価という形で、効率性の部分についてはまたさらに改善していく必要があるということで我々はとらえております。

以上でございます。

委員長(長谷川徳行君) 5番米沢委員。

5番(米沢義英君) この事業は、学童保育、あるいは放課後児童という形の中で一つになりました。

そういうものが今の手狭になっているという背景的にはそうなのです。けれども、これは大切なことですから、当初からこういうことが起こり得ると、一つになった場合、そういうことがまさにそういうふうになっているのですが、しかし、やっぱり指導員の方の苦勞だとか、やっぱりこれから指導員の方も一定年齢に達しておりますので、自動的にそ

ういうことを考えれば、指導員の確保というのは本当に大変なことだと思いますので、賃金体系も含めて考え等はどうかという点と、それと、やはり保護者にとっては非常に高い評価を得ております。やはり働くお母さんにとっては、ああいう事業があることによって本当に助かるという、やはり言葉が評価がされておりますので、こういう評価も含めてもっとそういう親の保護者の心に沿った運営のあり方や指導員の確保というのが一層求められてきていると思ひますので、これらの点について改めてお伺ひしておきたいと思ひます。

委員長(長谷川徳行君) 教育振興課長。

教育振興課長(前田満君) 5番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

今、委員御指摘のとおり、本当に保護者の方にも当然感謝をいただいておりますし、そういう形の中で、本当に私どももまだ指導員が十分な配置というふうには考えてございません。

ただ、もちろん指導者の中にも高齢者の方もいらっしゃるし、本当はもっと若年層の方も参加をしていただけるような体制がとればなという期待は常にしているのですけれども、なかなか人材が集まってこないというのが今現状でございます。

そうした中で、特に、ボランティアの活用だとかも含めて、今後さらに検討を進めてまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

委員長(長谷川徳行君) 6番今村委員。

6番(今村辰義君) ページ、221ページ、成果報告書の49ページ、図書の購入費というところなのですけれども、18年度から19年度に際して約半額になってますよね。まず、この理由からお聞きしたいなというふうに思ひます。

委員長(長谷川徳行君) 社会教育班主幹。

社会教育班主幹(菊池哲雄君) 今村委員の御質問にお答えいたします。

一昨年よりも図書の購入費が削減といいますが減少しているのは、一昨年、図書館の開館ということもございまして、そのときに多く予算を配置したところがございまして。

昨年度につきましては、その予算を平常どおりの予算のほうに戻したという経過でございます。

委員長(長谷川徳行君) 6番今村委員。

6番(今村辰義君) わかりました。

あと、寄贈もあるのですけれども、新書購入に際して、どういった基準でもって買っているのか、例えば、思想だとか、あるいは出版社だとか、そういったものを何か基準にして均等割になるようにしているのか、例えば、思想的には右とか左とかありますよね、そういったものを考慮の中に入れて

のかどうか、まず確認したいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 社会教育班主幹。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 今村委員の御質問にお答えいたします。

図書の購入に当たりましては、上富良野町の図書館の現状からいきまして、一般書が主になっております。通常の文学書といたしますが、一般書が主になっておりまして、特に思想等を多く含むような書物についてはなかなか購入できないところもありますので、今村委員の言われた右とか左とかということには余り左右されない、ほぼベストセラーに近いような状態、一般の方に読みやすいような本を中心に購入しているところでございます。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村委員。

6番（今村辰義君） 特に考えないで購入していると、どうなのですかね、例えば出版社だとか新聞社だとか、どういう出版社がどういう思想を持っているかというのは大体押さえてはおられるのですか。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 6番今村委員の御質問にお答えしたいと思います、図書購入に当たった考え方については、先ほど主幹のほうから御説明をさせていただきました。

ただ、今、出版社の思想、あるいは、発行者の思想等々については、実は私どものほうでは一切把握していない状況にあります。あくまで本の購入については、そういう出版社名にこだわるとかでなくて、あくまでその書物の内容、ベストセラーですとか、そういうものの内容で購入をさせていただいております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村委員。

6番（今村辰義君） 私、金曜日、膨大な資料だということで、新書購入の資料を私だけいただいたのですが、全部もちろん読んではいないし、どういうチェックをしたかということ、出版社だとか、あるいは新聞社も結構本を発行していますので、どういう新聞社があるかとチェックしたのです。

偶然かもしれませんが、例えば、ある新聞社は10冊、要するに、本の種類は10買っていますよね、ある出版社は2冊買っていると、残りの、言ってもいいと思うのですよね、今のはレフト寄りですよ、右よりの新聞社であるところの2社については1冊もないです。これは、ただの偶然の一致なのかどうか。そこをお聞きしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 社会教育班主幹。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 今村委員の御指

摘がありました新聞社等の冊数の関係でございますけれども、特に新聞社とか出版社に応じて購入に対して意図を持って購入したことはございません。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村委員。

6番（今村辰義君） わかりました。非常に安心をしているところです。

私は、反面教師になるためにも、いろいろな出版社の本が平等にあったほうがいいだろうと、偏ってはいけないと思います。例えば新聞社、日本人というのは、まだまだ活字を読む民族でありますから、例えば、某新聞社が主力をなしている県であれば、大体そこはやっぱりその新聞の考え方というのは染まってくるのですよね。それと同じように、公共の機関である図書館に偏った思想のものを置き過ぎると、どうしてもやっぱりそうなる可能性がありますよね。

今は、いろいろな本を売っているところがいっぱいありますから、図書館だけを頼りにしている人は余りないかもしれませんが、そうならないようにやっぱり努める必要があると思うのです。そのように考えています。

これは去年も言ったのですが、もうずっと中国の時代の秦の時代ですよ、焚書坑儒事件というのがありましたよね。非常に暴力ですよ。自分の主義に合わない儒教学者を全員穴埋めしたり、自分の主義に合わない本を全部燃やしてしまったわけですよ。この平成の民主主義の日本の世の中において、そういうのはあってはいけないというふうに私は思うのですよね。

ぜひ、いろいろな出版社のこの出版社はどういう思想を持っているのか、反日的なのかどうか、そういったものをいろいろやっぱり調べて、均等に置くとかというふうにしていかないとはいけません。今後は図書購入の要領というのですか、図書購入に当たった考え方というものがもしあれば、また教えていただきたいなと思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 6番今村委員の御質問にお答えさせていただきますが、図書購入に当たりましては、先ほど御答弁させていただきましたように、思想ですとか、そういう部分については全く我々も意識をしない中で、当然、ただ利用者のリクエストですとか、あるいは希望ですとか、そういうものも含めながら購入に至っている経過がございます。

そうした中で、今後、我々もそういう出版社の傾向的なものも含めて勉強しながら、購入に努めてまいりたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村委員。

6番（今村辰義君） もう一つだけ、この新書購入は、教育長とか課長ではないと思うのですが、だれが決定権を持って、印鑑を押して買っているか、そこを教えてくださいたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 当然、図書の購入に当たりましては教育費の執行でございます。この執行に当たりましては、最高責任者につきましては教育長でございます。そうした中で、専決事項だとかの中で私どもで専決で終わる場合、あるいは主幹で終わる場合、あるいは教育長まで決裁をいただいてそれぞれ決定をしていくというふうな、今の財務規則にのっとった中で購入をさせていただいております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村委員。

6番（今村辰義君） もう一つ、寄贈の蔵書といえますか、ありますよね。これは寄贈されたものを全部閲覧させているのか、そこからまたピックアップしているのか、そこを教えてください。

委員長（長谷川徳行君） 社会教育班主幹。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 今村委員の御質問にお答えします。

御寄贈いただいた本につきましては、重複しているものですが、既に古くなった本等で処分しても構わないというふうな寄贈者のほうから承諾を受けたものについては処分させてもらっております。それ以外のものについては、できるだけ多く皆さんに読んでいただきたいということで、図書館のほうに収蔵させていただいております。

委員長（長谷川徳行君） 11番渡部委員。

11番（渡部洋己君） 学校給食のことでちょっとお聞きしたいと思います。

資料の26番のアレルギーの代替食、これが18年は63人中25名対応で、19年度は8名ふえているのです。これは、ことしもまたさらにふえているのか、年々ふえてきているのか、そこら辺をちょっと教えてほしいと思います。

それと、代替食なのですけれども、そのメニューというのは、アレルギーに対応している人は全員が同じものなのか、それとも個人ごとに食材が違うのか、そこら辺も教えてくださいたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 11番渡部委員の御質問にお答えしたいと思いますが、まず、アレルギーの対応の子供についての対応策でございますけれども、まず18年、19年で、今、委員御指摘のとおり比較した中は8名ふえてございます。今後、

ことしについてはちょっと申しわけございません、また何人が対象になっているかは私どもは把握してはございません。ただ、傾向としている中では、徐々にふえつつあるのかなという認識の中で、それぞれ、当然、親御さんの御意見も聞きながら、アレルギーの対応に図っているところでございます。

当然メニューの内容につきましても、それぞれアレルギー自体がさまざまなアレルギーがございます。例えば、そばのアレルギー、小麦のアレルギー、それから牛乳へのアレルギー、あるいは本当に米に対するアレルギーまである子もいますし、そういう形の中で、できる限り個々に合った対応を進めさせていただいております。

例えば、牛乳であればアレルギーのある子につきましては豆乳を使ってみたり、いろいろなそういう対応を含めながら個々に対応させていただいているということで、御理解いただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 11番渡部委員。

11番（渡部洋己君） 間違ったりして事故やなんかはないものですか。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 私が教育委員会に行って3年目になるのですけれども、現在、今のところはそういうアレルギーの事故があったという報告は受けておりません。

（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 10番和田委員。

10番（和田昭彦君） 成果報告書の51ページ、社会教育体育施設利用実績についてなのですが、公民館の利用はふえているのですけれども、公民館の利用はふえているのですけれども、そのほかの施設、西小がふえていますけれども、それ以外はかなり減っているのですけれども、この原因とか傾向というものをつかんでおられるか、それと、ことしはまだ半年しか経過しておりませんが、その傾向はどうなのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 10番和田委員の御質問にお答えしたいと思いますが、傾向、あくまでこれは数字の話でございますが、基本的に、今、和田委員が御指摘のとおり、少なくなっているのが現状かと思っております。

ただ、私どものほうで、少なくなった原因、それから、なぜ少なくなったのか、正直言って私ども把握していない状況でございます。ただ、なかなかこれにつきましても、さまざまな利用形態を含めて、夏季、冬季、それぞれでございますけれども、ただ私どもの利用調整会議やなんかを実施させていただいておりますけれども、スケジュール的にはある程

度埋まっております。

そうした中で、各それぞれの団体等が少なく利用したりという形にもあるのかなと、今のところではありますけれども、そういう状況であるのかなということで、把握しているところであります。（「ことはどうですか」と発言する者あり）

ことしの利用調整会議においても、利用団体等については通年どおり変化は特にございません。最終的な利用ニーズについてはまだ把握できておりませんので、最終的な延べ人数等については、ちょっと今のところお答えできない状況にあります。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 成果報告書の49ページ、図書蔵書の実績の関係です。

この数字を見ますと、前年度3万9,456冊、これに購入数792冊、寄贈数1,105冊ということになりますと、4万1,353冊という数字になるのです。

しかし、この今の蔵書数からいけば、3万9,554冊ということで、恐らく、文化の日等で廃棄処分をしている本があると思うのです。それで、その廃棄処分の数字もこの中に入れておけば数字的に合うのかなと。それで、資料をいただいたナンバー17の中にもそういうことで入れていただいて、整合性が合うような形に報告をしていただくということですべきだと思うのですが、その点。

委員長（長谷川徳行君） 社会教育班主幹。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 中村委員の御質問でございますけれども、蔵書実績につきましては、除籍数が昨年度で2,170冊となっております。委員御指摘のとおり、除籍数についても次年度以降掲載するようにしていきたいと考えております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 199ページの教育振興費についてお伺いいたします。

小中学校における教育振興費という形で、消耗品等の購入等についてお伺いしたいのですが、上富良野小学校等においては、消耗品等においては山代だとか上川学校協会、アサミツという形の中で、多くはやはり町外業者から購入するという形になっておりますが、昨年度も申し上げましたが、この点、一向に改善されておられません、この点はどのように指導されているのか、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 5番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

それぞれ学校活動費等々によりまして消耗品等に関する利用の状態でございます。委員御指摘のとおり、当然、山代ですとか、あるいは上川学協ですとか、それぞれ町外の業者も含めてございます。

ただ、基本的に、私どもも学校のほうには、同じ値段で同じものを買うのであれば町内の業者を利用させていただくようにということでのお願いをしながら運営を進めてございます。

ただ、学校側としても、それぞれ利便性も含めて学校の先生方の教材の購入、もちろん、町内にない教材もございしますが、そういう形の中で学校側との調整を含めて、今後においても町内の有効利用を含めて指導を進めてまいりたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 指導した割に変わっていないというのが現状で、ここの背景に何があるのかということなのですが、各学校に配当金という形で、予算内ということもあったのですが、A学校は上小は何ぼですよという形に、それぞれ配当されているわけです。

そういった中で、予算が無尽蔵に使えるというわけではありませんが、比較的利便性がきくという形の中で、こういった感じになっているのかなと思えます。

しかし、やはり地域振興ということを考えれば、全部が全部それぞれ地元で調達できないものもあるにしても、やはり地域振興という形を考えれば、やはり地元をある程度利用するというのも当然配慮として必要だと思いますが、この点きっちり指導する余地があるのではないかなと思っております、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 5番米沢委員の御質問にお答えさせていただきますが、委員御指摘のとおり、この学習活動費等におきましては、それぞれ町の予算と同じように枠配形式を使いながら、それぞれの学校に配当をさせていただいております。

そうした中で、学校側としても、まず、本当に予算の範囲内でできるだけ有効な教材の利用を含めたときに、当然、価格がまず第一点になってくるのかなと思っております。

ただ、そうした中で、当然、私どものほうとしても、毎年、年度初期には事務担当者会議という形の中で事務職員、それから、各学校の教頭等を集めて予算編成、それから運営会議をさせていただいております。その中でも常日ごろより町内利用者の利用の配慮、それから、当然、地域振興も含めて述べさせていただいております。また、毎月開かれております校長会、それから教頭会におきましても、私どものほうから御依頼をしながら進めておりますが、ただ、当然、そういう事情の中でどうしても利便性

の中で購入をしているというのが実態であると我々も伺っております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 地域振興という形から見た場合、仮に、1割、あるいは2割高になったとしても、地元にお金が落ちて、それが所得になって納税をしてくれば、それはそれとしていいのだと思います。このままいくと、全く地元、全くとは言いませんが、もうこの7割、8割がやはり地方に流れていくという状況になっているのではないかなと思うのです。

そのことを考えたら、全く地域振興にはなっていないとは言いませんが、振興になっていないという状況の方向に向かっているのではないかなと思うのですが、この点、教育長、見解として伺いたしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育長。

教育長（北川雅一君） 5番米沢委員の今の御質問でございます。

私も実態的にまだ完璧に把握してございません。今、課長が申し上げましたように、ある程度指導という形にはなってくるかと思えます。私も地域振興ということについての判断というのは当然と考えております。その中で少しでも地域の振興に対応できるように努力してまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 配付をいただいた資料26で、学校給食会の決算報告書の関係で、お尋ねをいたしたいと思います。

まず、4、その他の給食費の収納内訳です。未収があります。食数693、金額16万4,938円と。内容はどうなのか、ちょっとわかりませんが、とりあえず単純計算で西小学校、238円を693掛けますと16万4,934円になるのですね。それからもう一つは、上富良野中学校、279円で食数610を掛けると17万190円ということで、合計で143円合わないのです。これ何かがあるのか、ちょっと確認をして答弁をいただきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 学校教育班主幹。

学校教育班主幹（藤田敏明君） ただいまの中村委員さんの質問でございますけれども、平成19年度の未収の単価と総体が合わないというふうな御指摘でございますが、これにつきましては、ちょっと今私ども資料持ち合わせございませんので、後ほど答えさせていただきますので、よろし

くお願いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） それでは、それは後ほどということ。

それであれば、前のページの収入の部で、給食費、一番上のほうです、17年、18年度給食費、備考の欄で25万5,021円ということは、恐らく、未収金の部分が入ったということで判断をしているのですけれども、この中で25万5,021円の以外に未収金等があるのかということで、ちょっとこの表ではわかりませんので、もしあれば教えてくださいたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 学校教育班主幹。

学校教育班主幹（藤田敏明君） 中村委員の収入の部の給食費の中で、17、18年度の給食費25万5,021円の、これは未収でないかというふうなことでございますけれども、これはそのとおり未収の中に入る予測で決算に入れているものでございます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 決算に出てるから、その分が入ったことはわかるのです。それで、それ以外にまだ未納があるのかどうかということでお尋ねしたのです。これはもう満額入ったというのであればよろしいのですけれども。

委員長（長谷川徳行君） 学校教育班主幹。

学校教育班主幹（藤田敏明君） ただいまの中村委員の御質問ですけれども、17年度、18年度の未納につきましては、17年度が9万3,256円、それと18年度の未納につきましては8万1,512円ということでございまして、これが未納の額となっております。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 今言われた数字の合計が25万5,021円ということではないのですね。その分だけまだ残っているということですね。

委員長（長谷川徳行君） 学校教育班主幹。

学校教育班主幹（藤田敏明君） はい、そのとおりです。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） それでは、その残った未収金の収納方法は、どう今措置をされつつあるのか、されているのかということで、お尋ねします。

委員長（長谷川徳行君） 学校教育班主幹。

学校教育班主幹（藤田敏明君） ただいまの中村委員の未収の対応の方法でございますけれども、19年度においては33万5,267円の未収がございます。これは5月末現在でございまして、過年度分合わせまして51万1,035円ということでご

ざいます。これは5月までの未収でございまして、その後収入がございまして、それは2万8,000円ということで収入がございまして、今現在のところ4万8,303円という未収状況でございまして。

その回収方法でございまして、電話による督促等、あるいは、戸別訪問をしながら徴収に歩いているということでございまして、御理解いただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 私も学校給食の関係、関心を持って見ておりましたのですが、この今入った金額と4万8,303円がまだ未収として残っているということは、結構金額がふえていっているという感じがするのですけれども、その点どうなのでしょう。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 9番中村委員の御質問にお答えします。

今、中村委員御指摘のとおり、徐々にではありませんけれども、今までは過年度分になった金額においても翌年度については回収ができた状況にございまして。今、この17年度分から徐々にこういう形の中で未納が、そのままの状態になってきているというのが現状でございまして。

そうした中で、本当に未納者も含めてどういう方も含めてお話し、やっぱりすべて給食費だけではなくて、その他の税金やなんかも含めてこの方について滞納をしている状況にあるような中で、なかなか私どものほうも、先ほど主幹のほうから御説明を申し上げていただきましたように、本当に夜間の戸別訪問ですとか、さまざまな方法で納入については御依頼を申し上げているのですけれども、いかんせん、それはもう原因自体も私どものほうの状況の中では、ただ単純に家の収入が少ないからだけではないような状況の中で、今対応をしているところであります。

ただ、学校給食費の中で強制執行ができない状況の中で、今、担当者の努力によって少しずつではありますが、回収に向けて努力をしているところでございまして、御理解賜りたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 私が知った範囲では20万円前後が大体未収で、繰り越して出てきたなという感じがするのですけれども、今回見ますと倍以上ということなので、一つは、いろいろなテレビやマスコミの関係で、義務教育だから食べさせてもらうのが当たり前だというふうな風潮もある程度報道されている面もあるし、それから、今、課長のお話のように、その他の滞納等もある家庭がふえているとい

うことで、非常に徴収するのに苦勞をされている部分があるかと思っておりますけれども、できるだけ学校給食会の健全運営のために頑張っていただきたいと思っております。

次に、この資料26の前のページに、地場産の活用について初めて上富良野水田農業推進協議会の協力により、上富良野産小麦「はるよこい」というようなことで、実施をして非常に好評だったというような評価が出ております。

富良野地区学校給食センターでも、富良野地区ふるさと給食ということで、例えば、10月14日は背割りパン、牛乳、樹海中農園のカボチャ、10月15日は、平原さん、東小5年カレー、牛乳、富良野の牛乳、富良野のカレンジャー娘だとかということで、こういう形で非常に富良野も第5回を迎えて、1カ月かけてふるさと、富良野沿線で採れたものを使っているということで、非常に好評だということでございまして。

したがって、これらの関係について、特に給食のメニューの中に別枠でこういうことを書いた形で入れているのかどうか、単純に何々ということであれしているのか、その点ちょっとお伺いしたと思うのですが。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 給食メニューの表示の仕方の御質問かと思っておりますけれども、私どものほうと給食センターにおいては、各学校においては、まだ原材料の、例えば購入者、要するに生産者の名前だとか、そういうところまでは実は至っておりません。

ただ、委員も御承知かと思っておりますけれども、地元の野菜、それから地元の米、それから地元の小麦ではないですけれども北海道産の小麦だとか、そういう地場物を使う努力も十分させていただいてございまして。

そうした中で、今後の表示の仕方については、また担当とも協議をさせていただいて、できる限り上富良野町のもが使われているのだよというのを、逆に子供たちのほうに知らせるような方法もとればなと思っておりますので、また検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 今、課長がおっしゃるように、できるだけ地産地消、それから安全安心な給食ということで、特に上富良野産の小麦、はるよこいを使ったラーメンだとかというふうな頭の出しをした形の、やはり給食メニューカレンダー等を出していただいて、できるだけやっぱり地元産でこう

やっぴいものがあるのだということが保護者も理解できるような方法を考える形で、富良野地区学校給食センターでもそういうことをやっているということで、それぞれ占冠から届いた山菜うどんだとかいろいろな項目で書いてありますので、できるだけそういうものを参考にし、将来は来年4月から学校給食が一元化広域連合になると思いますけれども、そういう中でもやはり上富良野産を使うような形を含めて、なお保護者にも理解をいただく、それから食べる児童生徒にも、これは上富良野のものか、ここの農家のあれだなとかというような形を、やっぴり身近に感じるような施策を考えていただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 答弁よろしいですか。

9番（中村有秀君） よろしいです。

委員長（長谷川徳行君） お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事が5時30分以降に及ぶことが考えられますので、あらかじめ延長いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間をあらかじめ延長することに決しました。

ほかに質問ありませんか。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 17ページ。公民館、一般管理費、これは、ここのところ、また負担金でございますけれども、北海道公民館協会の負担3万8,500円、それから、北海道公民館協会上川支部負担5,000円、これのところは統合ということではできないのでしょうか。それと、加入していることの必要性についてお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 社会教育班主幹。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 2番村上委員の御質問にお答えいたします。

公民館協会の負担金の件でございますけれども、北海道公民館協会がございまして、その下部組織に上川支部がございまして、全道の公民館で組織しております協会ですけれども、そちらのほうは、全道の公民館の研修ですとか、公民館に関する情報の提供ですとか、そのようなことをいただいて協会に加盟しているところでございます。

同じく、北海道の公民館協会の上川支部でございますけれども、こちらの協会のほうは、道の公民館協会のほうから助成金を受けまして、実際に私たち公民館に勤務する者の研修ですとか、公民館の運営委員さん等の研修会等の開催をしております。

会費については、5,000円ということになっておりますけれども、北海道公民館協会のほうから交付金が参りますので、上川管内で実施しているところでございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 北海道公民館協会ですけれども、研修会をしておられるということなのですが、どこにあるのですか、札幌ですか。それで、研修会は何回ぐらいしていらっしゃるのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 社会教育班主幹。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 2番村上委員の御質問にお答えいたします。

研修会についてでございますけれども、全道の研修会につきましては、札幌市等で以前開催されておりました。近年、なかなかこの旅費等の支出が難しいということで、札幌開催ができなくなりまして、現在、北海道を3地区に分けて公民館協会の研修をしているところでございます。

今年度は、中富良野町で開催されることになり、来月になりますけれども、研修会を実施するようになってございます。

あと、それ以外にも公民館運営審議会委員の研修会につきましては、管内大会でございますけれども、先月9月に占冠村で開催されてございます。その前、一昨年になりますけれども、19年度については、士別市で全道大会を開催しているようなところでございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 事業成果のこの調書の中で、清富小学校跡の多世代交流センターという形で、利用者数が1,046人という形になっております。教育委員会のほうでは、この清富小学校の跡地利用という形で、具体的な活用の方向性としては、まだ示せていないという状況になっているのではないかなと思います。

もう廃校になってから2年ぐらいになると思いますが、そうすると、この時点において、そういう交流センター的なものにするのであれば、内装だとかを含めてきっちりとした対応をしなければなりません、この点どういう考えなのか、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 5番米沢委員の清富多世代交流センターの今後の見通しも含めてございますけれども、御質問にお答えしたいと思います。

委員御承知のとおり、多世代交流センターという

名の中で、今、社会教育施設として利用をいただいております。利用内容につきましては委員も御承知のとおり、中学生吹奏楽部の合宿ですとか、あるいは、自衛隊さんの銃剣道の練習等に使っていただき、その他につきましては、当然、清富の住民会の方々にも利用をしていただいているところでございます。

そうした中で、今後の見通しが今のところ、当然、企業ですとか、あるいは補助金返還のないような跡利用等につきましても町の担当部局とも、今、協議をさせていただいている最中でございますけれども、現在のところはなかなか、そういう相手があるの社会でございますので、見つからないという状況でございます。

こうした中で、今後についてもまた再度、町のほうと協議をさせていただいた上で、また多世代交流センターの今後の将来的なあり方等についても、今後協議を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） そうしますと、これは大体いつごろまでにそういった方向性という形で位置づけされるのか、全く内装を変えないでお金がかかるからこのままいくのか、きちりとした方針というのは持たなければならないのだらうと思っております、この点お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 今後の見通しも含めて、時期的な話については、まだ私どものほうも町部局とも協議をさせていただいてございません。そういう形の中で、今後の活用、将来的な見通しも含めて、必要な部分についても今後の協議をさせていただくということで、明確な時期を今お答えできないということを御了承していただければと思っております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 学校給食の問題でお伺いいたしますが、今いろいろな、中国製の餃子から始まって、汚染米がつなぎという形で焼き卵等に混入されていたという問題があります。

そういった種の問題というのは、なかなか状況が把握でき得ないという状況もありまして、何にどういものが入っているのかということになって、加工してしまえば、やはりそれすらわからないという、今本当に食の安全という点では、改めて食の安全というものが浮き彫りになったのだらうと思っておりますが、この点、今後こういったものが混入されない、入っていない食材を求めるといふ点での、点検

といっても大変だらうと思うのですが、その点、事前にそういうものをやっぱり調べられるような体制ができるのかどうなのかというのは非常に重要だと思いますが、この点。

さらに、今後こういうものに対する安全の食材という点では、焼き卵等以外は使われてないということではありますが、この点、確認しておきたいというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 5番米沢委員の御質問にお答えさせていただきますが、今、委員御指摘の厚焼き卵の関連でございますけれども、既に前定例会のとき以来、それぞれ御報告をさせていただいておりますが、その中で当然、厚焼き卵については6回使われているという御報告をさせていただきます。

ただ、この中でさらに確認した結果、1回、平成17年の2月15日の賞味期限の卵焼きについてはいまだ使用した可能性があるという形の中で、全面大丈夫ですよという形の中では私どもお知らせをしていない状況にあります。

ただ、この時には960個材料を使っていたのですけれども、その中の割合としては960のうち、当該する品目、それからもう一種類、賞味期限が違う卵を使ってございます。そういう形の中ではちょっと割合的なものが現実に把握できない状況でございます。

ただ、こうした中でも、以前にも御説明をさせていただきましたけれども、今、現時点においても、健康被害ですとかそういうものが私どものほうには連絡が入っておりません。

委員御指摘のとおり、今後、こういう食材の使用に当たってでございますけれども、当然、私どものほうで検査機能を持っているわけではございません。

そうした中では、納入業者との連携の中で、使用材料のチェックですとかについて今後検討していかなければならないということで、今準備を進めているところでございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） やはり今後、広域化になればなるほど大きく、身近な食材の提供をしても、購入していてもこのような状態ですから、さらに広域化になるということになれば、いろいろな不安材料があります。だけれども、そういったものはきちっと管理されるという前提で、お互い信用しながら運営をされておりますので、こういう問題についても、今後、十分体制とっていただきたいと思

ます。

次にお伺いしたいのは、学校給食における栄養管理指導員の給食の法が変わりまして、学校給食の食育推進計画の中身で、やっぱり学校給食におけるあり方というのは、学校教育の中できちり位置づけるという形になって、管理栄養士の方が月何回かという形で指導に学校に赴いて話されているというふうに思いますが、その実態等についてお伺いしておきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 学校教育班主幹。

学校教育班主幹（藤田敏明君） ただいまの米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

栄養士の指導の状況でございますけれども、昨年ベースで西小さんに年12回、給食指導ということでうちの管理栄養士が向うで食育等の説明並びに給食等をとってございます。

さらに、今年におきましては、江幌小に2回ほど給食指導ということで訪問させていただいております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 学校側との連携というのはスムーズになされているのかどうなのか。学校教育といいながら、その時間を割いて入ることになると、なかなか難しいという声も聞かれておりますので、学校現場と本当に管理栄養士との関係がきちと保たれるべきなのかなど。学校現場としては、当然、勉強のほうもありますので、いろいろと大変な部分もあると思いますが、なるべくそういったものをきちと定着させるためにも、やっぱり今後のあり方という点で、課題と問題点があるのではないかなと思いますが、この点を伺っておきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 学校教育班主幹。

学校教育班主幹（藤田敏明君） ただいまの米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

御指摘のように、確かに学校サイドと管理栄養士の連携がかなり必要ななと思っています。

今、西小の件で申しますと、西小の学校だよりも調整しながら、その学校だよりに載せながら月1回連携をとりながら栄養指導をしているというような実態でございますので、御理解賜りたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで、10款教育費についての質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度として、延会にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 御異議なしと認めます。

本日は、これにて延会とすることに決定いたしました。

本日は、これにて延会といたします。

今後の予定につき、事務局長から説明いたさせます。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 御説明申し上げます。

本日の予定の日程が延会となりましたので、明日10月15日も引き続き平成19年度上富良野町各会計歳入歳出決算の一般会計11款公債費からの質疑を継続していただくこととなります。

明日は、本委員会の3日目で開催は午前9時でございます。定刻までに御参集くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

午後 5時40分 延会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

決算特別委員長 長谷川 徳 行

平成20年上富良野町決算特別委員会会議録（第3号）

平成20年10月15日（水曜日） 午前9時15分開会

委員会付託案件

議案第 3号 平成19年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件

議案第 4号 平成19年度上富良野町企業会計決算認定の件

出席委員（10名）

委員長	長谷川 徳行 君	副委員長	渡部 洋己 君
委員	村上 和子 君	委員	岩田 浩志 君
委員	谷 忠 君	委員	米沢 義英 君
委員	今村 辰義 君	委員	中村 有秀 君
委員	和田 昭彦 君	委員	佐川 典子 君

（議長 西村昭教君（オブザーバー））

欠席委員（0名）

遅参委員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾 岸 孝 雄 君	副 町 長	田 浦 孝 道 君
教 育 長	北 川 雅 一 君	代表監査委員	高 口 勤 君
農業委員会会長	松 藤 良 則 君	議選監査委員	岩 崎 治 男 君
会計管理者	新 井 久 己 君	総務課長	服 部 久 和 君
産業振興課長	伊 藤 芳 昭 君	保健福祉課長	岡 崎 光 良 君
農業委員会事務局長	伊 藤 芳 昭 君	健康づくり担当課長	岡 崎 智 子 君
健康づくり担当課長	岡 崎 智 子 君	町民生活課長	岡 崎 智 子 君
田 中 利 幸 君			
建設水道課長	北 向 一 博 君	技術審査担当課長	松 本 隆 二 君
教育振興課長	前 田 満 君		ラベンダーハイツ所長
菊 地 昭 男 君			
町立病院事務長	大 場 富 蔵 君		

関係する主幹・担当職員

議会事務局出席職員

局 長	中 田 繁 利 君	主 査	深 山 悟 君
主 任	中 島 美 佐 子 君		

午前 9時15分 開会
(出席委員 10名)

委員長(長谷川徳行君) おはようございます。
御出席御苦勞に存じます。

ただいまの出席委員は10名であり、定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会第3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事について、事務局長から説明をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 本日の議事日程につきましては、きのうの予定の日程が延会となりましたので、本日の日程を変更し、きのうに引き続き、平成19年度上富良野町各会計歳入歳出決算の一般会計歳出からの質疑を継続していただき、以下、さきにお配りいたしました日程で進めていただきますようお願い申し上げます。

以上です。

委員長(長谷川徳行君) きょうの一般会計の質疑で答弁漏れがありましたので、担当者から説明をいたさせます。

学校教育班主幹。

学校教育班主幹(藤田敏明君) それでは、きのうの9番中村委員の学校給食会に対しましての未収に対する御答弁をさせていただきたいというふうに思います。

まず、きのうの学校給食会の19年度の未収の関係でございますけれども、これにつきましては、当該年度、平成19年度の未収世帯の中に、いわゆる内金としてお金を納入されている方があったというようなことから、この全体の金額、それと給食者の数が合わない、いわゆる端数が出たということでございますので、御理解いただければというふうに思います。

また、内訳につきましては、小学校の西小の部分で1世帯1名の部分で、内金が1万3,800円、それと中学校の部分で、これにおいても1世帯1名ということで3万9,479円という内金があったということで御報告させていただきまして、答弁とさせていただきます。

おくれて大変申しわけございませんでした。

以上です。

委員長(長谷川徳行君) 中村委員、よろしいですか。

9番中村有秀君。

9番(中村有秀君) 今後もこういうことがあり得るのかなという気がいたしますので、もし、この欄外にでも、そのことをちょっと書き加える説明を入れていただければよろしいかなと思います。わかりました。

委員長(長谷川徳行君) 次に、きのうの中村委員の農業委員長への質問を行います。

9番中村有秀君。

9番(中村有秀君) きょう、農業委員長さんが出席をされなかったという関係で、一応、農業委員会事務局長として判断のしかねる部分もあるということも含めて、きょう御出席をいただいたことをお礼を申し上げたいと思います。

それで、非常に会議や決算委員会の会議進行がおくれておりますけれども、若干申し上げたいと思いますけれども、日の出公園臨時駐車場の関係で、昭和62年の段階で5年間ということで、平成4年の4月で終わっているということで、本来的には、この平成4年4月以前の転用期間が切れる前に復元をすべきだ、もしくは、できていなければ復元命令をすべきだったということなのですけれども、このときの農業委員会の会長は森口さん、それから局長は中原さんということでございます。そういうのが、まず第1点が、スタートの段階で大きなミスがあったのかなと。

それから、平成18年の段階で、やはり北海道農業会議に諮問書を提出した。町長が議会でも答弁されており、町長は平成18年3月に知ったと。しかし、6月28日、農業委員会にかけたということで、そのことはある程度もう農地法5条の関係はクリアされて諮問されたからという考えで、町長はそのまま僕はいたと思うのですよね。それから、農業委員会の会長もそういうつもりでいたと思うのです。しかし、現実に現地を見た段階で、復元がされていないということは、もう、だれもが見てわかるわけだから、そのときに、これは再度、5条の申請はできないよという判断が本来的にはなされるべきであったのかなという気がしますけれども、その点についてもまた大きなミスがあったのかなと。

それからもう一つは、平成18年、北海道農業会議から許可不相当というような状態で、その一覧表の中に入ってこなかった段階でどうするか、対応がですね、一部担当者が承知をしていたけれども、事務局長、それから農業委員会の会長も知らないまま来たのが事実でないかなと私は判断しているのです。

ですから、それらの関係、それから、平成20年

は、これはもう農業委員会の議決もなくて、5条申請が出されたということで、これは今度は許可になってきているね、許可相当というようなことで、私はこの一連の中で、非常に農業、農地の番人と言ふべき農業委員会が適切な活動というか、本来の業務を適切にやっていってなかったかというようなことを感じます。

したがって、今さらあれがどう、これがどうということと言っても、私はある面で、しょうがない面があるかもしれませんが、やはり18年度から20年度が絡んで、松藤農業委員会会長が会長であったわけだから、そういう点で、私は非常に、農業委員会自体が農地法を熟知した形で指導、それから活動をやっていただきたかったなという感じがいたします。

したがって、これらの一連のあれの中から、農業委員会の会長として、私はこれらを含めて、どう今後生かしていくかということ、農業委員会の会長の立場で、きょうの決算特別委員会で明らかにしていただきたいとともに、もう一つは、農業委員会の規則、それから上富良野町農業委員会の会議規則、これには議事録のことも書いてあるのですね。議事録は2回出ただけですね、松藤さんが会長になってから。ですから、これらも事務局へ来れば縦覧、閲覧ができるよというのではなくて、それらを見直し、改正も必要だろうし、それから農業委員会の事務局へ来て、この中には事務の処理、文書決裁、それから専決、それから公印の取り扱い等も明記をされています。公印の関係は、監修、管理、守るところということで、農地係ということになっているのですけれども、これはこのことでもいいのかどうかも含めて、この見直し、検討等、再確認をお願いしたいと思います。そういうことで、農業委員会の会長の見解を受けたいと思います。

委員長（長谷川德行君） 農業委員会会長。

農業委員会会長（松藤良則君） 9番中村委員の御質問について、説明をさせていただきます。

18年に現地を見て、当時の6月の総会で審議をしたと。このときに6月12日に転用申請が上がってきております。これの転用申請を受けたこと自体も誤りでありまして、基本的に農地法について、特に一時転用の部分について、農業委員会として会長自身、私もきちっと熟知をしていなかった。それでいろいろな判断が、大きな誤りが発生して多くの方に御迷惑をおかけしましたことに対しまして深く改めておわびを申し上げます。

それで、今後、このことについての再発防止という部分につきましては、文書で議長、町長等に提出しておりますけれども、それらについて8項目、

今、ちょっと朗読させていただきますけれども、それら、10月20日にまた、ことし農用地パトロールを行います。その中で、このことについて、その対応策、今後どうするのか、こういう部分についても改めてまた協議をさせていただき、その内容については報告をさせていただく必要があるなというふうに受けとめております。

まず、その対応策といたしましては、署名委員は、総会のたびに2名選出しているわけですが、その議事録内容を確認して、きちっと署名、押印をすること。

二つ目が、農業会議に諮問された事案は答申内容を直近の農業委員会総会で報告すること。

三つ目として、許可指令書を交付する際には、決定書に農業委員会議決日、農業会議への諮問及び答申を記載し、その写しを添付するもの。

4番目は、農地パトロールを強化して違反転用事案防止に努め、法令に基づき適正な農地行政に努めてまいります。

それと、公印の管理につきましては、これまで次長が管理しておりましたけれども、現在は局長に管理をさせております。これらについても、公印の取り扱いのあり方についても農業委員会できちっとらえて、適切な判断、これらについてもまた、協議の内容については報告させていただこうと思っております。それから、農地台帳をきちんと整理をする。例えば、あっせん申出書のあったものは、その許可申請のあったもの等、いろいろなものについて、きちっと整理をして、いつでも確認できるようにして、期限の近づいたものについての対応等についても、忘れるというか、対応が出来ることのないような対策をどのようにするのか、こういう部分についてもきちっとしていかなければならないと思います。

それと、7番目になりますけれども、総会等での打ち合わせ事項については、きちっと文書化して記録にとじる、議事録に掲載して、はっきり確認できるようにするというところに心がけたいと思います。

それから、地区の農業委員の現地の巡回、巡視、いろいろなことを皆さんにそれぞれ、逐一それを見ていただく、現状をよく把握してもらう、こういうことが大切でないかなと思って、それらについても10月20日の日、農地パトロールの際についても皆さんにきちっとお願い、周知をしたいなど、こういうふうに考えております。

それから、18年の総会の諮問の結果で、事務局次長が農業会議から諮問内容についての確認を受けて、内容のずれから答申が得られなかった部分についての報告は受けておりません。これらについての

対策についても、諮問内容、それから答申内容をきちっと精査するというので、こういうことは防げるのではないかなと、今後に向けた対応はこういうふうにとってまいりたいと思います。

それと20年の総会の部分で、私どもの総会にかかっていない部分で、その諮問書が出て、答申が出てという、こういう結果がございます。これらについても、もっとその内容について、公印の扱い等、それから諮問内容の確認、そういう文書の動きをきちっととらえることによって、こういうミスを防いでいこうと考えております。

それから議事録につきましては、先ほど申し上げましたように、総会が終わりましたら、それぞれ委員の方々には議事録署名の指名を受けた方々については、次の総会のときに印鑑を持参していただいて内容について確認をし、署名捺印というふうにやっいていこうと、こういうことで申し合わせは現在しております。そういうことから、議事録の内容についての精査は、これから間違いなく行っていきたいと考えております。

まだ十分、その対応策がとられていない部分はわかっておりますが、それらについても20日の日に十分協議をして、対策をきちっと立ててまいりたいと思いますので、今回のこの不祥事に対しては、改めておわびを申し上げ、説明とさせていただきます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 農業委員会の松藤会長の、本当に苦しい答弁だろうと拝察をいたします。

一応、今までの経過等を含めて、今後、いかにその反省の上で、新たな形で農業委員会としての活動を期待をいたします。

それで次に、町長にお伺いをいたしたいと思ます。

先ほど僕申し上げた、町長は18年3月には知ったけれども、農業委員会がそうやって、18年の農業委員会でやったということで、6月28日にやった、その経過で、その後は町長は知らなかったのは私は事実だろうと思います。農業委員会の皆さん方さえ知らなかったのだから、町長も知らないような状況で、その結果の報告、措置等が報告をされなかったというのは事実だろうと思います。しかし、一応、町政の最高責任者として、一連の経過の中での責任問題等ということで出てまいるかと思ます。先ほど全員協議会の中でお話がされましたけれども、会議録の残るような形で、一応、町長のほうから、この調査等を含めて、その経過を今、精査中だということでございますけれども、それらの関

係について改めて御答弁をいただきたいと思ます。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 9番中村委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、中村委員お話のように、18年度の件につきましては、既に農業委員会さんが承諾して、道のほうに上申したという報告を聞いておりますが、その後の経過につきましては、私としては、残念ながら状況を掌握することができてなかったということでございます。また、農業委員会のほうからも、そういった連絡事項もなかったということで御理解いただきたいと思ます。

過般の定例議会におきます中でもお答えさせていただきましたけれども、この件につきましては、本当に私ども、行政を携わる者としても、不適切な対応をしてきたということにつきましては、まことに申しわけないなというふうに深く反省をいたしてあるところでありますが、さきにもお答えさせていただきましたように、このような事案がどうして起きたのかという、その原因究明は十分にしなければならぬということから、私どもは組織を挙げて、この原因究明の対応を図っているところでございます。

その究明された結果をもとに、今後、二度とこのような事案の発生しないように、再発防止を全力で対応していかねばならないというふうに認識しておりますし、また、この原因究明の段階で、いろいろな事務処理の手落ち、あるいは過ち等々が出てくることと思うわけですが、これらにつきましては、私どもの組織の中であって適切な対処をしていきたいというふうに思っているところでありますし、そういったことを含めながら、この種の再発防止のために全力を尽くして対処していかねばならないという深い反省を持っているということで、御理解をいただきたいと思ます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 再発防止のために全力で尽くすということでございます。それで、それであれば、平成20年度の日の出公園臨時駐車場の補助金の関係で、あくまで町は現況の中から見れば幾らかということで、払わざるを得ないというのは、私は、都市公園として9月15日まで利用していたという実態があるわけです。9月16日から工事着工をされております。したがって、それらの関係で、平成20年度分は、ある面で日割、月割、いろいろな方法があるけれども、払わなければならないのではないかというのは、これが違法だから払わないということになると、それであれば、以前、平成13年から

以降1,043万5,000円ですか、その部分の関係も私は出てくると思うのですけれども、そういう状態を起こさせないためには、平成20年度分は月割か日割かということで、基本的に9月定例会の中ではとりあえずストップさせているということをごさいますけれども、私は平成19年度の決算を不認定というような状況は、できれば避けたいと。尾岸町長の12年の最後の中で、そういうような状態を、やはり我々としても起こしたくないなど。それであれば、ある面で昭和62年から使っていた経過があるし実態がある。それからもう一つは、このことの起きた要因の中では、ある面で、やはり、やらなければならないという仕事の使命感、日にちを追っていくと6月28日に申請するという事になると、ラベンダーまつりが控えているという現実の問題を考えれば、ある面でやむを得なかったのかなと。ただ、それをそれぞれ上司等に報告し、最後は町長の指示を仰ぐというようなことがあればよかったのになという気持ちがあります。したがって、平成20年度の補助金150万円ということでは出ていますけれども、現実はどう処置をするのかということでお伺いをいたしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 9番中村委員の御質問にお答えさせていただきますが、まず、20年度の予算決定をいただきまして、補助決定をして通知をいたしております。これにつきましては、私ども予算の中で御説明申し上げておりますのは、12カ月間の契約に観光協会と地権者との賃貸契約に基づく補助金として150万円の補助金交付決定を通知いたしておりますところですが、委員も御承知のとおり、9月末で農地に復元されて、駐車場としての機能を果たさなくなったということから、言うならば、契約変更を当然にしてしなければならないというふうに認識をいたしております。それらの契約変更が地権者と観光協会とで対応されると思うわけですが、その対応をされた段階の中で、どのような契約がなされるかは、私承知しておりませんが、そういう中で観光協会が再び補助金申請をしてくるのかどうかはわかりませんが、例えば補助金申請をしてきたとしても、私としては、今回12カ月の賃貸は、都市公園としての対応の中で駐車場として補助金の採択決定をいたしましたけれども、6カ月間の対応につきましては、こういう実情の中で公金を使用するという事は、いささか課題があるのかなという認識をいたしておりますので、この契約変更に伴います以降の公金の使用につきましては、対応を差し控えさせていただきますというふうに認識をいたしております。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 現実の問題として、町長、平成20年度の契約は当初6月2日だったのですけれども、これは4月1日からということが正規だということで報告を受けております。したがって、私は町民感情として150万円相ならんよということでは当然だろうと思うのです。そうすると、私なりにちょっと試算をしてみたのです。4月1日から、9月16日に工事を開始しています。そうすると9月15日までということになると168日なのです。それで、150万円を365で割りますと、1日当たり4,110円になるのです。そうすると、4,110円掛ける168日ということで69万480円になるのですよね。ですから、私としては都市公園として、あそこはもう4月から使っている、それから9月15日で、16日は工事開始ということであれば、その金額を払うべきだろうと私なりに判断しています。ただ、地権者と観光協会の契約は契約で、それは別な形で当事者同士の話だと思うのです。補助金という公金を出す以上は、そういうような形でやったほうが町民にも理解をしてもらえるのではないかと気がするのですけれども、その点いかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 契約変更につきましては、さきにお答えさせていただきましたように、また委員も御質問にありますように、地権者と観光協会との対応でありまして、私どもがそこに携わるものではありません。その中で金額がどうなるのか、契約内容はどのようになるのかということは、まだ私は承知しておりませんが、そういう中にありまして、さきにお答えさせていただきましたように、契約変更に伴います補助申請が出てきたとしても、私としてはこういう実情の中で、これは地権者と対応の中で対処していただきたいと。ただ、私どもといたしましては、御承知のとおり、観光協会というのは、私どもの町の観光行政の主たる中心を果たしていただいております法人格を持った組織であります。この組織というのは、行政としても育て上げていかなければならないし、これからの観光行政の推進に当たっても、当然にしてこの観光協会がより活性化していただかなければならないということから、町の観光行政の主翼をなすこの法人格の観光協会に対しましては、行政としての支援、バックアップ、その体制というのは、いささかも緩むものではないということで御理解を賜りたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですね。

9番中村有秀君。

9番(中村有秀君) 20年度補助金の関係は、そういうことということで一応理解をしまいたいと思います。

ただ、現実に関、日の出公園臨時駐車場が復元されたあの状態で、町民の皆さん方が、あれ、ということを感じておりますし、これから冬に向かう関係等もある来年度以降、どうなるのかという関係もございませう。

したがって、今後の日の出公園の、都市公園としての駐車場を含めて、町長のお考えをお尋ねしたいと思ひます。

委員長(長谷川徳行君) 町長。

町長(尾岸孝雄君) 9番中村委員の御質問にお答えさせていただきます。

このことにつきましては、さきの定例議会でもお答えさせていただいておりますが、町としては、日の出公園の都市公園としての機能を対応していくために、駐車場というものが不十分であったと。その駐車場につきましては、観光協会の御努力によりましてお力添えをいただひて、今日までその対応を図ってきて都市公園の機能が果たされてきていたということでありまして、このことに対する観光協会の御苦勞には心から感謝を申し上げたいと。

しかし、それに甘えて今日まで行政はその対応を怠ってきたということについては、十分反省をしなければならぬと。しかし、これにはやはり、財政的な面、いろいろな面がありまして、対処できなかったということもあるわけでありませうが、今後におきましては、もう既に農地復元されたと同時に、子供たちの父兄のほうから、冬のスキーに、子供を乗せて、スキーを持ってあそこまで行っていたと、あれがなくなったら、今後どうするのというようなお話が、既に私のところに届いております。そういった観点からしても、都市公園の機能を充実させるということからしても、駐車場というものは必要不可欠なものであると。観光協会さんからも、いろいろな駐車場として必要な面積等々につきましても要望が出てきておりますので、私としましては、都市公園日の出公園としての駐車場として、どのように位置づけできるのかということと、それぞれの関係機関の皆さん方の御意見を承りながら、また、都市公園としての位置づけに向かつて、十分検討していきたいというふうに思っているところであります。

委員長(長谷川徳行君) よろしいですか。

それでは、次に11款公債費の236ページから12款の諸支出金、13款の給与費、14款の予備費、15款災害復旧費の241ページまで、一括して質疑を行います。

なお、委員各位並びに説明員に申し上げます。質問は要点をまとめ、簡略をお願いいたします。

また、説明は簡明をお願いいたします。

2番村上和子君。

2番(村上和子君) 237ページ、11款公債費ですけれども、公債費比率は18.8%で、昨年と比べますと下がっている状況がありますが、実質公債費比率は21.4%ということで、昨年と比べて非常に上昇しております。

それで、公債費の償還額がピークを迎えているということなのですが、将来においてどうなのか、ちょっとお尋ねしたいと思ひます。

委員長(長谷川徳行君) 総務課長。

総務課長(服部久和君) 2番村上委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、実質公債費比率が大きな数字になっている理由なのですが、これにつきましては18年度に地方債が協議制度へ移行されまして、それにより実質公債費比率が導入されております。昨年より大きく上がりましたのは、今回財政健全化判断比率の算定様式が示されまして、それによりまして国営土地改良事業負担金が算入されたことによりまして、21.4%という数字になっております。

それと今後、どういうふうになるかという数字が変わっていくのかということにつきましては、さきに資料として提出させていただいております資料ナンバー41の実質公債費比率の推計という資料、お渡ししているかと思ひますけれども、今後においては段階的に指数が下がっていくと思っております。

ただ、こちらの推計の中の資料の下のほうに、試算条件をクリアして、地方債であれば2億円程度というような前提条件を設けております。そういう中でいけば、徐々に下がっていくということでございます。

以上でございます。

委員長(長谷川徳行君) 2番村上和子君。

2番(村上和子君) 私もこれ、見させてもらったのですが、19年度の決算から財政健全化にかかわる指標を公表することが義務づけられたわけなのですが、それで、四つの項目を見ますと、実質赤字比率は黒字になっております。それから、凍結赤字比率も黒字になっておりまして、実質公債費比率のところは21.4%ということで、将来負担比率も135.7ですから、あれですけれども、ただ、このところ、新聞で、この各市町村の財政健全化指標のこの記事が大変多いわけでありまして、つい1週間前にも、実質公債費比率が上富良野町は21.4%であると、それで18%の基準を超えるという地方債が自由に管理ができないのだと、こういう

ふうにして、愛別が第1位で、第2位が上富良野町だと、それで6市町村、危険水域にあるというようなことが道新に出ていたわけなのですけれども、そういったことで、そういったものが出るものですから、やはり行政側としては健全化の判断を大丈夫であると、来年もこのパーセンテージになるけれども、来年以降は下がっていくということを書いておられるわけなのですけれども、新聞の記事がそういったことを書くものですから、それで、健全化の判断がちょっとどうなのかなということに心配あるものですから、こういう記事が出ますとまた町民も非常に不安だと思うものですから、ちょっとお尋ねしたいと思って、またもう一度確認させてもらいたいのですけれども。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（服部久和君） 2番村上委員の御質問にお答えします。

委員おっしゃるように、新聞に出まして、大変御心配をおかけしているところでございますが、現在地方債の発行につきましては、協議制という形で北海道と協議して発行ができるということになっております。公債費比率18%を超えますと、許可制度、許可をいただくということになります。そして、この指数が25%を超えると、地方債の単独事業にかかわる起債に対して発行制限がかかるというような仕組みになっております。現在21.4%の実質公債比率でございますので、これにつきましては許可をいただくということになっております。先ほど、18年から地方債許可制度が協議制度に移行したというお話をさせていただいたのですけれども、いわゆる18%超であれば、とりあえず許可をいただくという措置をしなければならぬと。今後については、資料で示しておりますとおり、下がっていくということで御安心をいただきたいと思えます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 今、総務課長の説明で、「あいだ」が抜けていたと思うのですよね。18%から25%の「あいだ」は公債費負担適正化計画の策定が必要であるということになっていきますよね。19年、始まって、気がついたのはことしになってからだと思えますけれども、この作成状況はどうなっているのかというふうに思います。私としては、この比率推計の資料をいただいて、22年度までは18%以上になるのですけれども、それ以降は減っていくということで、資料に基づいて安心はしているのですけれども、その計画の策定状況について、ひとつよろしく説明をお願いしたいというふう

に思います。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） 6番今村委員の御質問にお答えしたいと思います。

今、委員の御指摘のように、実質公債費比率が18%を超えた場合には、公債費負担の適正化計画を北海道のほうに提出をして、それをお認めいただくような形になっております。

今現在、御承知のように、今年度21.4%という数値になりましたので、適正化計画を現在策定をしております。適正化計画の基本的な方針につきましては、これまで道とのヒアリング等の中でお示しをして御理解をいただいておりますので、最終的な今、適正化計画書というものになって、まとまるのがもう数日、今月中ぐらいには道のほうにお示しできるような内容になっておりまして、そこで試算している、今、将来の状況等につきましては、きょう、先般お示しした資料のとおりとなっております。

その適正化計画がお認めを北海道のほうでいただくということで、18%以下であれば、今までは協議をして同意をいただくという制度ですけれども、許可申請をして許可をいただくという形で、適正化計画自体がこういう計画ではだめよということであれば、許可申請してもなかなか許可できないよということがあるのかもしれませんが、適正化計画が北海道のほうではお認めをいただけることというふうに御理解をしておりますので、許可申請をして許可証をいただきながら、これまで同様な起債の発行が認められるものというふうに理解をしているところであります。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 実質公債費比率の比率推計であります。仮に毎年2億円の借入れを仮定とした場合ということになっておりますが、これは当然、交付税率等が少なくなったり変動したりすれば、当然、公債費比率も上がるという状況あると思えますが、この点はどうか。

将来的には上富良野小学校等や、あるいは老朽化している施設等がこれから出てきます。そういった変動があれば、当然そういった部分も変わる要素も出てくるかというふうに思いますが、この点確認しておきたいのが1点です。

次にお伺いしたいのは、今回の償還の中で、政府の借入れというのが比較的多いという状況になっておりますが、現状としては利率は何%ぐらいのものが一番償還の中で多いのか。大まかではよろしいです。わかればお伺いしたいと。

次にお伺いしたいのは、やはり自治体ですから、その自治体の住む環境によって、当然政策の展開というのは変わってくるのだらうというふうに思います。その中で、公債費比率等が、建物建てたらとかいろいろな中で変動し得ることはあるというふうに思います。ただ、そういう中で、国は単純に実質公債費比率を基準にして、簡単に言えば施策をやるなど言っているのに等しいような、そういう締めつけを行っているのではないかと。本来、交付税と算入すべきものを一般財源化するなりだとかしながら、他方では、地方自治体に節減、無駄なものは当然省かなければならないし節約しなければなりません、しかし、国では、財源措置というのは、きちりやってくれないということになったら、いろいろ地方自治体の政策展開としても、やれないことというのが当然出てくるのではないかなというふうに思いますし、この点で交付税の、毎年といいますか、算入の仕方というのは、実態に合った交付税の算入の仕方を地方自治体としても要望すべきだというふうに考えます。この点、まずお伺いしておきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員、一問一答で、もし差し支えなかったら、よろしく願います。

企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） 5番米沢委員の御質問にお答えをしたいと思います。もし、答弁漏れがあれば、再度お願いしたいと思います。

推計の仮定の条件の話だと思いますが、お示した資料のように、毎年度の起債の発行額を2億円程度に抑えるよというのを条件に推計しているのは事実でありますし、これまでもさまざまな行政改革の取り組みの中で、地方債の発行については、これぐらいのペースの中で抑えてきて行政運営してきたということも事実かというふうに思います。

また、算定の分母になります、要するに標準税の収入額なり交付税の入ってくる額につきましては、これは将来推計なかなかできませんので、現行の額を分母に置いた場合で推計をしてございますので、当然、入ってくるお金の毎年の変動によって若干の比率の変化が出てくるものというふうに考えておりますが、基本的に、交付税の償還自体が18年度でピークを迎えましたので、3カ年の平均をとって数値を出しますので一気に下がることはありませんけれども、要するに、それであれば3年以降、単年度のペースは18年度をピークに下がってきますので、その18年度から3年を経過した以降は、大きく数値は改善に向かって動くものというふうに理解をしております。

あと、御質問の中にもありましたように、今、例えば町の中での懸案の事業であります上富良野小学校の建設等が、いざ着工の時期を迎えれば、当然、自主財源といいますか、自分のところのお金ですべて賄えるだけの財力はないものというふうに判断しておりますので、またそのときに補助制度なり、また一定程度の起債をお願いしながら、そういう事業のゴーサインになるものというふうに理解しておりますけれども、その上富良野小学校の事業がなされて、その償還の時期を迎えるころがいつぐらいになるのかということもありますけれども、そういう時期に、当然これまでの償還が大きく終わっていくもの、その中には、例えばしろがねの土地改良事業の部分につきましても、29年度でその償還が終わりますので、それらとの時期の見合いで、また当然、上富良野小学校の着工に向けては、その前段の準備がありますので、いつごろにそういう時期を迎えられるのかということも含めながら財政運営をしていく必要があるのかなというふうに思っております。（「利率」と呼ぶ者あり）

現在の借り入れ状況の中での大まかな利率は、ほとんどのものが1%から2%の前半台になっているものというふうに理解しております。若干それ以上のものも数件残っていると思いますが、逆にそれ以上の、5%以上のものにつきましては、御承知のように19年度から繰り上げ償還の対応を図っているところであります。ちなみに縁故債につきましても、昨年度の決算委員会でも御説明したように、ほとんどのものが今、ゼロ%台から高いものでも2.5%ぐらいのものに、すべて借りがえを終わってまですので、ほとんど金利的にはかなり低利のものに、すべてが置きかわっているというふうに理解しているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 今、借り入れ、あるいは繰り上げ償還等をしました。19年度の予算見ましても、8,000万円ぐらいでしたでしょうか、繰り越しが出るという状況です。それにしても、これは、多くは、次年度の財政を維持するためという形の積み立てだとか償還だとか、いろいろな形に置きかえられるという状況になっています。例えば、きのうの決算委員会で申しましたけれども、この剰余金等も含めて、もっと本当に必要なところにつけたいのだけれども、町の財政が大変だということで、なかなかそういったところにつかないという状況も起きてきています。例えば、教育予算振興費の消耗品なんかについては、現場が悪くないのだと思うのです。例えば、そういう予算の配当予算が、いわゆる配当という形の中で一定枠を分配すると決め

られた配当額になりますから、その中で購入しなければならぬと。そうすると、地元でなかなか安いものは購入できないから、地方にお金が回るというような、こういうような矛盾が生まれるのです。私、こういう繰り上げ償還だとかしながら、財源も努力した、その努力は大変私は評価しますし、国もそれを認めて、今度はこういった繰り上げ償還等という形で認めてきたかと思いますが、そういう財源の苦しさという点では、交付税措置をきっちりしてもらおうという点と、より今後、住民に開けた財政運営するという点では、きちっと住民との対話の中で、今後どういうところに住民の皆さんには予算をつけてほしいのかということも含めて、改めてこの財源の確保や償還に当たっての町全体の予算を確保するという点で一層の透明化を、住民とのトークの中で、この財源の使い道を、少ない限られた中でどう使うのかという接点を、よりよいものを求めていかなければならぬ、そういうような、私は考えを持っておりませんが、この点はどのように考えておられるのかお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 今の米沢委員の御質問に私のほうからお答えさせていただきますけれども、交付税制度については、もう、制度で、行政の財源確保と、それから自治体間の財源の調整という二つの機能を果たしているわけでありまして、地方6団体ござって、この現制度の堅持について国に訴えているところであります。

今後とも、国におきましても、いろいろ国は国の事情があるようでありまして、地方へのそういうつけ回しをするような形での削減はあるべきでないというふうに考えてございますので、いわゆる北海道町村会等を通じまして、さらに運動展開をするということでございます。

ただ、今、地方分権が進められてございますので、地方におきましても自己責任、自己決定ということで、お金をどう使うか、これはそういうことが、これからの求められていることでございますので、そういうことも含めたバランスが必要であろうというふうに考えているところであります。

いずれにしても、私ども、政策を決定するには組織内での制度設計等を行います、やはりいろいろな形で影響を受ける住民との合意形成が極めて重要でございますので、私どもも今、行政評価という名のもとに事務事業の評価調書を住民の方に公開をしております。多分いろいろなりアクションが起きまして、いろいろ批判もあるでしょうし、いろいろな形があるでしょう。そういう形の中で、我々としましては十分耳を傾け、直すところは直してい

なければならぬということでございます。

また、新しいこの時代に合うような政策を立案しなければならぬということでございますので、言い方を変えれば、地域のいろいろな諸課題をどう解決するかについては、町民とひざをつき合わせて、いろいろと解決する、それに必要な予算を、町長において組織決定するということが理想であるというふうに考えてございますので、そういう過程の中に町民との合意をどうできるか、新しいシステムをつくり上げる必要があるというふうに認識してございます。

今申し上げましたように、事務事業評価等の成果につきましても、多分、ひいてはそういう議論につながるだろうという期待を込めてやってございますので、もっともいろいろな議論をしながら、理想的な行政運営に努めてまいりたいというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで11款の公債費、12款の諸支出金、13款の給与費、14款の予備費、15款の災害復旧費についての質疑を終了いたします。

以上をもって、一般会計についての質疑を終了いたします。

説明員が交代しますので、少々お待ちください。

次に、特別会計につきましては、審議の進行上、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、ラベンダーハイツ事業特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計の順で質疑を行います。

最初に、国民健康保険特別会計全般の245ページから285ページまでの質疑を行います。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） 281ページ、国保のヘルスアップ事業の件でございます。

これは、この事業に取り組んで、ことしは3年目になっておりまして、医療費の抑制が図られているかどうか、私もこれは一般質問をさせていただいたところでございますが、この健康実態評価謝礼、それから評価健診等の委託、これはどこの業者なのでしょう。ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 健康づくり担当課長。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 2番村上委員の御質問にお答えいたします。

健康実態評価助言者につきましては、長野県の飯田女子短期大学の講師をされておりまして、今、全

国の国保連合会の、特に医療費の高い地域、福岡ですとか沖縄ですとか、徳島ですとか10カ所ぐらいの国保連合会の助言をされている講師に委託をいたしております。

もう1点の健診につきましては、町立病院のほうで健診の委託を行っております。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 町立病院で、この健康診断を受けた後、評価を仰いでいるのでしょうか。これは、間違いはないですか。

委員長（長谷川徳行君） 健康づくり担当課長。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 申しわけありません。委託料につきましては、19年の住民健診の折に、眼底検査ですとか心電図検査ですとか、国保の方の追加の部分に対しましての助成になっておりますので、結核予防会と厚生病院に健診を委託した部分になっております。先ほど、以前18年に行っていた二次検診の部分と勘違いをいたしました、申しわけございませんでした。

委員長（長谷川徳行君） 総合窓口班主査。

総合窓口班主査（及川光一君） 村上委員の御質問の御回答なのですが、今言った町立病院の健診とかは平成18年度に実施した内容で、今、保健担当課長からお答えしたとおりであります。19年度につきましては、ここで言う委託料の健診等委託ということで、決算書のほうに載っているのですけれども、健診等委託136万8,000円につきましては、19年度では保健指導の一環として、かみんに水中運動プールがあるのですけれども、そちらの水中運動教室の開催に関する委託料として支出しております。

備考欄の記載でございますが、健診等委託という表現が、ちょっと不適切であったことをおわび申し上げます。保健指導における水中運動教室の委託でございます。よろしくをお願いします。

委員長（長谷川徳行君） 総合窓口班主査。

総合窓口班主査（及川光一君） 備考欄の表示の訂正をお願いいたします。

保健指導における水中運動教室の委託ということで、訂正のほう、よろしくをお願いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） それでは、評価健診等委託でよろしいんですか。今のお話聞くと、何かわからなくなってきました。どちらのお話があれなのか。これでよろしいのでしょうか。

今、及川さんのお話ですと、かみんの教室の何か、ちょっと……。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 大変失礼をいたし

ました。

先ほどの表記の関係でございますが、先ほど説明いたしましたように、やっている内容につきましては、かみんの水中運動にかかわる指導及び評価健診を委託した内容でございますが、この決算書に正式な表記といたしまして、保健指導評価等委託ということで正式に訂正をさせていただきたいと思いません。大変不手際ございましたことを、おわび申し上げます。（「何をそういうふうにするのか」と呼ぶ者あり）

評価健診等委託を、保健指導評価等委託、健診を消して保健指導評価等委託の字句に変更させていただきたいと思いません。大変申しわけございません。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） わかりました。

それで、健康実態評価の助言者の謝礼ですけれども、これは長野県で国保連合会に入っている方の方のあれだということですが、これは何回、90万円の内訳というのはどのようになっているのでしょうか、ちょっとお尋ねします。

委員長（長谷川徳行君） 健康づくり担当課長。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 回数につきましては、3日間を1回としまして年に3回ですので、合わせて9日間の実態です。交通費が12万円と、あと、3日間の指導を受けるということで6万円の積算根拠を行いまして、ほかの国保連合会の指導の実態とかは、実際はもう少し高いのですけれども、町の場合は、長年指導をお願いしているということもありまして、ちょっと費用を下げさせていただいているという実態であります。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 90万円の内容が、13万円ぐらいは旅費だということで、あとは3日間においてやられたということですが、それはわかりました。

それで、今、評価健診のほうで保健指導評価等委託という言葉に変わって、これ何か、かみんのプールの水中指導だということをお聞きしたのですが、じゃ、ヘルスアップを受けている人に、どのような効果がもたらされるのか、この水中指導はヘルスアップ事業でなくても、ほかの方もプールを利用して自分の健康づくりをやっているわけですが、そういったところはヘルスアップ事業の方だけを対象にしてやっておりますか。お尋ねします。

委員長（長谷川徳行君） 健康づくり担当課長。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 今回の特定保健指導の中で、運動指導を行う場合には、お一人お一人に体の状態、筋肉の状態とか、体脂肪の状態とか、その状態の測定を行いまして、そしてお一人

お一人に1回ずつの個別メニューを立てるようになっております。

それで、実際に個別メニューを、例えば農業者であれば、筋肉があるので最初から筋肉をつける運動をしても脂肪は燃えないとか、実際に筋肉のない方に関しましては、まず筋肉をつけるトレーニングを行うとかというふうに、お一人お一人の運動メニューが時間的にも変わってきますので、そのお一人お一人の運動メニューを毎回立てていただいて、その人に合わせた運動実態を行う。さらに、必要な方については、別に筋肉トレーニングを実施するというような形で、この事業につきましては10分の10の補助事業でありましたので、補助事業を使って、お一人お一人にどういうメニューが必要かというのを実際に立てていただくというような作業を繰り返して行っているということで、水中運動に来ている方のトレーニングとは、また全く別な形で、個別メニューのトレーニングを立てていただくということで委託料を組んでおります。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） それでは一般の人とまじって、その方たちは個別メニューなのでしょうけれども、まじってやっているのではないですか。その人だけやっておりますか。

委員長（長谷川徳行君） 健康づくり担当課長。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 一般の方とは全くまじっておりませんで、国保ヘルスアップ事業の参加をされる方ということで募集をかけまして、その方たちについては条件設定もされておまして、腹囲の設定、それからBMI、体重の設定、それから健診データの異常の有無の設定とか、さまざまな設定をかけまして募集をかけまして、ですから、ほとんどの方が、私たちのほうがお声をかけさせていただいて、生活習慣の改善によって健診データを改善させていただきたい人で国民健康保険の方ということで設定をさせていただいて、その方たちについて食と運動のメニューを立てて実践をしていただくという形でヘルスアップ事業の中では取り組んでいます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 個別にやっているとありますが、私、たまたまあそこへ行ってあれしているのですけれども、何か一般の人の中に入ってやっている感じがしまして、あその指導員の方に、全く委託、丸投げとは言いませんけれども、何かそういうようなことがちょっと見えなわけなので、この国保ヘルスアップ事業は3年目を迎えてまして、その効果はということで質問させても

らったのですが、効果はあったというような、国保で言えば、一般も退職者もすべて全道平均を下回っていると、一定の効果はあったというようなことを評価されていらっしゃるわけですけれども、私はもう3年目で、そうはいいつつも、また課題も見えていますから、この国保ヘルスアップ事業、あと2年残しておりますけれども、もう少しちょっと内容を検討をする必要があるのではないかと、こういうふうに思っているのですけれども、いかがですか。

委員長（長谷川徳行君） 健康づくり担当課長。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 国保ヘルスアップ事業につきましては、当初17年に補助申請をしましたときには5年ということだったのですけれども、19年の年に補助メニューが変わりまして、20年の特定健診、特定保健指導のモデル事業という形で、姿を変えております。

本年度につきましては、町は補助申請を行わなかったのですけれども、医療に受診をされているにもかかわらず、健診結果が、きちんと目標数値、医師が示すガイドラインに示された数値に、血圧値が例えば140までのところを160とかとあるふうに、きちんと治療目標に達していない方たちの保健指導を、医師と連携をして計画を立てて実施をなさというふうな形で、20年に関しましては補助の全くメニューが変わりましたので、違う形で町のほうは特定保健指導の中で実施を行うということで、今年度に関しては補助申請は行っておりません。

あともう1点、今年度のメニューになっていますのが、未受診の方への支援ということで、そこに関しても、医療と連携を行って、未受診の方の支援を行うということになっておりますけれども、そこに関しまして、実際にうちの町は未受診対策を保健師の訪問等で進めているということで、わざわざ補助金を使ってほかの保健師の雇用を行って実施するという必要はない、現有の中で未受診対策を行いたいということで、補助申請は行っていない状況にあります。

それで、17、18、19年までの間の事業効果につきましてはすけれども、その3カ月間のヘルスアップ事業に参加された人たちが、翌年に腹囲もなくなり、血圧や血糖、それから脂質の異常がなくなる割合は17%減になります。1項目でも効果があったというふうな割合の方は8割です。現状維持の方を含めると、ほとんどの方が効果が上がっているという状況にあるということで、その方たちの短期のかかわりについては、その3年間の中で事業効果は見たのですけれども、やはり次の課題として今抱えている課題は、その3カ月が終わって翌年

はいいのですけれども、その翌年、2年後にどうもリバウンドをする可能性のある人たちの割合がふえているということで、そのリバウンドをする方たち2年目のときのかかわりということは、今年度、またさらに工夫をしながら1回やったからいいではない、やはり繰り返し繰り返しかかわることで、生活習慣が定着していくという支援を行わなければならないというところで、今一番の課題と考えております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 今、いろいろと御説明いただきまして、どうも、一生懸命取り組んでいらっしゃるということはよくわかったのですけれども、正味の4割が国保に加入しておりますし、それで5割が減免を受けておりますし、それから、今まで老人健康保険だった方が前期高齢者として今度国保のほうに入るといことになりましたし、それで今度、後期高齢者の医療制度ができたために、そちらのほうに受診が21名で、あと65%を超えるということを知っておりますけれども、それを超えませんと1割以上の負担になりますし、よほどこの事業で効果を上げていかないと、この国保の運営は大変だなということを考えておりますので、しっかりよろしくお願ひしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） ほかにないですか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） まず、国保税の資格証明書と短期証明証の交付の問題についてお伺ひいたしますが、近年、決算の意見の中でも言われておりますが、社会的要因も含めて非常に生活環境が変わってきました。定率減税の廃止によって課税所得がふえたという、いわゆる国の政策によって追い詰められている、そういう実態が上富良野町でもあります。

そういう中でお伺ひしたいのですが、資格証明書、短期証明証の発行に当たって、今の子どもさんがいる家庭で、そういう資格証明書や短期の証明証の発行がされているというのは、実態としてあるのかお伺ひいたします。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 5番米沢委員の、保険証の資格証明書と短期証明証の関係の御質問にお答えをしたいと思います。

資格証明書につきましては、昨年19年度におきまして3世帯に交付をしたところであります。18年度は20世帯に交付をいたしておりますので、2カ年で合計23世帯の方に交付をさせていただいたところであります。

しかし、その後完納されたり、あるいは確実な分

納等がされまして解除した結果、現在12世帯21名の方の資格証を交付させていただいているところであります。年代で言いますと19歳がお一人ございますが、既にお勤めになっておられます。あと60歳以上が3人、そのうちおられますが、この方につきましても働いております。

したがいまして、新聞報道等でありました、学生、乳幼児、児童の医療機関への受診ができない、あるいは、しにくいような状態というのは、本町においてはありません。

ただ、短期交付のところではありますが、19年度は44世帯短期証、主に3カ月を中心に発行させていただきましたが、こちらのほうの乳幼児、児童の数字はつかまえておりません。この短期証につきましては、ご存じのように医療受診が可能でございますので、そちらのほうにつきましては承知をしないということで御理解をいただきたいと思ひます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 納税がおくれるという形の中で、もしくは、なかなか督促、催促しても納めないという形の中で、そういう状況になっているかと思ひますが、60歳以上の方あるいはそうでない方にしても、生活の実態はどうなのかという点、もう一つは、今言われているように、生活が困窮して払えないのか、本当に払える能力はあるのだけれども払う意思がないとか、そこはどういうふうになっているのかお伺ひいたします。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 5番米沢委員の御質問でございますが、実は資格証の交付につきましては、平成12年、国民健康保険法の改正によりまして、1年以上の国保税の滞納がある場合に、保険者は漏れなく資格書を交付しなさいという法律に改正されたところであります。

本町におきましては、それまで短期証の交付を中心に納税督促勧告をしまいたところですが、何分悪質な滞納者も中にはおられます。このようなことから、平成18年から国保の法律に基づきまして資格書を交付をさせていただいたところであります。ただ、あくまでも悪質な滞納者ということを前提に交付をさせていただいておりますことを、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思ひます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 何度も言いますが、あくまでも、いろいろな社会的要因も出てくるかと思ひます。明らかに、これは悪質だという事例もあるのかもしませんが、行政側としては納税を実施されて

いますけれども、今後さらに納税を促す働き、行動というのは当然必要だとは思いますが、国の指針においてもきっちりと納税をしてもらうという対話を通じて、そういう人たちにも働きかけるということを怠ってはならないというふうに思いますので、この点確認しておきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） ただいまの御質問でございますが、委員おっしゃるとおりでございます。

基本的には、私たちはおくれながらも、その方の経済状況にもよりますが、いろいろな選択肢、いろいろな相談を重ねましてのきめ細かな対応をさせていただきたいなと思っております。特に上富良野町ぐらいの規模でありますと、ひざをつき合わせながら、それらの対応は十分できるかなというふうに考えてございますので、この資格書の交付を最終手段といたしますが、ただ、前段での相談あるいは生活実態での把握、これらを十分きめ細かに行っていきたいというふうに考えてございますので、御理解をいただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 今回のヘルスアップを含めた中での医療費の、引き続き抑制はされているという話であります。動きが、制度の変更によって、老人医療の人たちが国保に入るという形になっております。この資料を見ましたら、19年度から18年度見ましても、保険給付の療養費等の給付が引き上がるという状況になっております。成果調書の中には、要因として相変わらず特定疾患や高血圧等や、それにかかわる生活習慣病に伴う高額な医療があって、この1件当たりの費用もかさんできているというふうに感じております。

今、社保から退職されて国保に入るという方がおりますが、国保に加入している方と比べて、社保から退職されて国保に入った場合の、前回は聞いたことがあるかと思いますが、そういう日常的な住民健診がなされないで、医療費が上がる要因となっているという部分は見受けられるのかどうか、お伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 健康づくり担当課長。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 今おっしゃったように、こちらのほうに、ほかの保険のほうから加入された方たちが、健診自体の説明をきちんと受けていない方が多い。自分が何のための血液の検査をとっていて、その検査はどれぐらいの間にコントロールされていなければいけないかということを理解していない方が多い。あと、健診を受けていない方もいらっしゃるという、さまざまな状況が

見られます。そういう中で、国保のほうに加入された段階で、多額な費用につながる方というのが見られます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） そうしますと、住民健診等における特定健診という形で今後進められますけれども、メタボリック症候群という形の中で、今、新しい健診制度にのっとって、今のこの間の質疑の中でもありましたけれども、その効果も出ているという形であります。

そういうことを考えると同時に、それだけでは当然一定の限度はあるかというふうに思います。国保税の医療費の高騰の原因あるいは医療費の高騰の原因というのは、薬価が高いという問題と、国のほうでもそういう見解を示していますけれども、一定、医療器具の高いという、そういうものが研究費にかかる予算が高いという問題も含めて、自治体あるいは病院にかかったときの医療費の高騰にもなっているという一つの要因でもあります。

また同時に、健診をきっちり受けていなかったということも含めて、従来のいわゆる予防健診がなかなかされないという状況の中で、今回最近になってここ数年になってから、こういう予防健診を強化するというところに位置づけられてきております。

同時に、国保税の交付税の算入率の問題が、やはりあります。前回は述べましたけれども、交付税の算入率そのものが引き下げられて、もう数年前になると思いますが、こういう状況の中で、もともと財政基盤が、自営業者であったり、退職をされた方が入るという形になりますから、財政基盤が非常に弱いということもあわせて、そういう意味で、国保の国庫負担率の引き上げというのやってもらわないと、予防給付はきっちりするけれども、予防医療はするけれども、一方ではこういった措置もしてもらわないと、地方の財政はパンクするという状況になります。これから、いわゆる65%という形の受診率が上限するかどうかによってペナルティーも来るという状況になりますから、その受診率の低下どうのこうのによってペナルティーというのもおかしいのですが、そういうものも含めて、国庫負担率の引き上げというのも主要な地方自治体の財源としては、重要な位置づけになってくるのだらうと思っておりますが、この点をお伺いしたいというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 5番米沢委員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

上富良野町の実態を、まず御説明をさせていただきたいと思っておりますが、委員御承知のように、一般医

療、老人、退職者含めまして、全道の平均医療費を大きく下回っている現状にあります。ここにつきましては、予防を中心とした連携のもとに、ある程度の予防体制が整ってきたのかなというふうに感じているところであります。

また一方、委員のおっしゃるとおり、国保の構成するメンバーは、いわゆる退職、失業、無職、これらの方々も含めましての基盤は、まさに脆弱な状況にあります。また構成人数も少ないわけですので、一人二人の高額な医療費が発生したときには、保険会計に大きな影響を受ける現状にあるところであります。

委員おっしゃるように、国庫負担率のある程度の基盤を整えていただくということは、大変、私たち国保を運営する立場にあっても、おっしゃるとおりだなというふうに考えているところでありますし、また、機会を見ながらこれらの要望活動もぜひさせていただきますというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、委員会を再開し質疑を続けます。

先ほどの国民健康保険特別会計は質疑がないようですので、これで国民健康保険特別会計の質疑を終了いたします。

次に、老人保健特別会計全般の305ページから319ページまでの質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで老人保健特別会計の質疑を終了いたします。

次に、介護保険特別会計全般の343ページから375ページまでの質疑を行います。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 介護保険のところでお伺いいたします。

介護における決算においても、一定の余剰金が出ておりますので、その点、介護保険料等の引き下げ分に今後対応するようなことも当然必要ではないかと、この2年間見ていましてそういう状況になっておりますので、この点お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 5番米沢委員の、介護保険事業にかかわります余剰金の状況、それから介護保険料の御質問でございます。

現在、今計画中の最終年を、この3カ年の最終年ということで、私どものほうで21年からの3カ年間の計画の策定に今、協議会を設けまして策定に当たっているとところであります。

その中での見通しとして、この今計画中の財政の状況、この収支のバランスというものが非常に良好な状態ということでございまして、この次期計画におけます介護保険で3,500円という額につきましては、ただいま検討中でありまして次期計画についての計画策定の中で決定をするわけですけれども、この大幅な値上げ等に今結びつかないというふうに考えているところでございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） そうしますと、十分引き下げのほうで検討するという形ではよろしいものか、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 引き下げかどうかにつきましては、十分今後の3カ年間の見通しというものを勘案した中で、そういうふうに至るかどうかにつきましては、何とも現状では、今の段階では申し上げられませんが、十分検討させていただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） ぜひ、引き下げていただきたいというふうに思います。

今、本当に先ほども、何回も繰り返しますが、高齢者の方々あるいは加入されている方に至っても、この保険料というのは生活の中でも相当、税の負担も含めてなのですが、ウエートを占めるという状況になってきております。ここに来て、製品や食料品等の値上げ、あるいは安全性の問題なども取りざたされて、生活が本当に追い込まれるという状況になってきておりますので、この点、ただ、確かに3カ年の介護給付の動向を見て、財政的な判断も当然必要かというふうにも思います。それは否定いたしません、やはり実態として介護保険料等における引き下げというのも望まれる方もいますので、その点確認しておきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） ただいまの御質問でございます。

委員の御発言のように、会計全体として、引き下げても運用ができるということが理想とするところかもというふうにも思いますけれども、やはりこれから先3カ年の高齢者の状況、それから要介護者の状況の中で、そういった保険給付の状況を見ますときに、果たしてそういうふうな状況になるかどうかといえますか、その点は十分深く追求をして検討

をして、決定をしたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君）では、ぜひその点、検討していただきたいというふうに思います。

次の問題なのですが、今、要支援、予防給付に該当された方なのですが、従来は、病院あるいは医院行く場合等においては、移動サービスという形の中で、社会福祉協議会の車を利用して病院等に出向く条件がありました。しかし、制度が変わりまして、予防等に該当する方については、その制度がなかなか受けられないという状況になっております。

今、たんぼぼの会で行っている移動車を使って利用するという方もあります。やはり介護に当たっては、そういうものも含めて具体的にこれから高齢化になりますと、今ずっと、まだ10年20年になると、また明らかに高齢化率が高くなりますから、そうしますと、そういった、車が持てない、あるいは乗れない、免許を返上しなければならない、身近に頼れる人がいないという状況に今でもなりつつあります、なっています。そういう場合の対処として、予防給付に該当するからということで、それを利用できないということがあってはなりませんので、その点、今、実態としてどういう状況になっているのかお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 5番米沢委員の、ただいまの移送サービスの状況でございますけれども、御指摘のような課題というものがあるというふうに思っております。

上富良野町におきまして、高齢者の増加とともに、そういった移送手段の確保というのは非常に大切だというふうに感じているところであります。そういった状況の中で、社会福祉協議会の移送サービス、それから、NPO法人でありますたんぼぼが実施しております移送サービスという、この両面の使い方でありまして、現状においても非常に需要といいますか、使用の度合いが非常に高いのかなというふうに思っているところであります。この両者に現在のところは限られていますけれども、何とか枠の拡大であるとか将来的には新たな担い手という状況も大きな課題というふうに受けとめているところであります。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 例えば、こういった余剰財源をそういったところに充てるだとか、いろいろ工夫があるので、ただ余ったから繰り越しという

のではなくて、実態にそういった課題があるとなれば、そういったところにきちっと予算措置をするというような対策をとらなければならないと思うのですが、この点どのようにお考えなのかお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 余剰財源につきましては、やはり介護保険会計で担うべき部分についての使途ということになりますので、そういったことを十分考慮しながら、この会計全体の運営に当たっていくというものと考えております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） もう一度確認いたしますが、改善というだけではその方向性がわかりませんので、実態も調べて、そういう方が、本当に困っている方も今は少数かもしれませんが、おりますので、実費負担になれば富良野でも恐らく4,000円かそのぐらいかかるのだと思う。旭川だったら1万円とか9,000円ぐらいかかりますから、往復でその倍になりますから、やはりそういう対策というの、NPO法人であれば、そこに、そういう対策をとれるような支援をすれば、福祉協議会でも、そういう車がある体制があるわけですから、もしも人がいなければ、そういうような実態調査もしながら、そこに手だてをしていくと、具体的なところまで煮詰めて考える必要があると思いますが、そういうことを実態調査も含めてされるのかどうなのか、お伺いしておきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 米沢委員のただいまの御質問でございます。

この移送サービスにつきまして、過去にも、事業者であります社会福祉協議会、それからNPO法人たんぼぼと話し合いをしてきている状況もあります。その中で、非常に需要が多くて対応が非常にいっばいな状況だということも聞いておりますけれども、さらに対話を深め、利用者と事業者の連携のもとに対話を深めた中で、課題の解決方法を見出していくように我々も努力をしてみたいと思っております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） この平成19年度の、上富良野町の高齢者等の福祉事業の進捗状況というのが出されております。これで、中にホームヘルパーのかかわる派遣という形の中で、福祉協議会等が行っている、ホームヘルパーの確保と質の向上あるいは新

規利用者の開拓という形になっております。実態として、恐らく今の新規利用者の開拓というのとヘルパーの確保の質の向上というものは、どういうことを指しているのか、その現状を照らしてみても、何を言わんとしているのかよくわかりませんので、この点をお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） ただいまの御質問の訪問介護、ヘルパー事業の関連でございますけれども、訪問介護におきましては、現状において使用料が減少傾向にあるという課題に直面しているというふうに我々もとらえているところであります。

そういった意味で、ヘルパー個々のサービス提供に対します質の向上でありますとか、また、新たなニーズの確保というのは、この現状において潜在的な、ヘルパーが訪問して、そういった必要とする方々のために、この事業を行っていることに対しましてPRした中で、真に必要としている要介護者の方々のためのサービスの提供というもののあり方を追求して、サービスの適切な提供に努めるべきだというふうに感じているところでございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） これは私だけの考え、見方かもしれませんが、例えば今回の制度が変わりまして、介護認定者数から見ても、大体変わらないという状況になっています。別にこれは、相手ですから、これは介護認定されるかどうかは本人との病状との関係です。ただ、今後、こういう状況の中で、福祉協議会が、利用者数が減っているという話も聞きます。そういうことを考えた場合、この社会福祉協議会の運営そのものにも、あるいは、ヘルパーの確保にも大変苦慮しているというふうに聞きます。やはり臨時対応だとか、あるいは新規の利用者が少ないという状況の中で、また、介護報酬等が変化するという事の中で、そういった実態が見受けられるような気もしますが、状況としてはどのような状況になっているのかお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 訪問介護にかかわりますヘルパーのかかわりでございますけれども、現状において、上富良野町で唯一の事業所であります社会福祉協議会の訪問事業所、ここの我々が受けとめている状況といたしまして、ヘルパーの体制として、一時、大変需要が多い時代は人材難も含めて大変だったということもありましたが、現状において、提供する側のヘルパーの確保が、今は大変だという状況には至っていないというふうに聞いております。サービス提供を受ける側である被要介護者といいますが、そういった方々との人数的なバランス

といいますが、そういった面では現状では確保されているというふうに認識をしております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 十分その現状についても、福祉協議会の運営等における支援体制についてもぜひ進めていただきたいというふうに思います。

次にお伺いしたいのは、全体の保険給付費の中の推移の中で、施設サービスという形の中で年々ふえる傾向があります。同時に、固定化して長期滞在、入院されるという方がふえるというような状況にあるかというふうに思います。上富良野町にはグループホーム等が一つあるかというふうに思います。これから、認知高齢者支所という形の中で、既存のそういった高齢者施設に入りたいという方もふえてきているのではないかなというふうに思いますが、そういったグループホーム等の待機者というのは、実際、上富良野町でいらっしゃるのかどうか、その点お伺いしておきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 米沢委員の、グループホーム入所希望者の状況であります。現在の把握している状況におきましては、グループホームに関しましての待機者はおりません。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで介護保険特別会計の質疑を終了いたします。

次に、ラベンダーハイツ事業特別会計全般の379ページから399ページまでの質疑を行います。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） 386ページ、入所率は95%ぐらいだと思っておりますけれども、通所介護費は、これの収入につきましては、これは少し高めの介護報酬でないかなと。それと、居宅介護サービス、ここのところと、それから施設の介護サービス、ここのところでございますけれども、今、特養の今後の運営、検討が必要だと思っておりますけれども、これは、特養は今度は介護度の、介護4、5、重度者の方が入所されていますよね。国のほうでもそういうふうに変えましたので。だから、その医療のニーズにも対応しなければいけませんし、介護職では対応できないような作業も多いと考えられるのですけれども、そういった点はいかがでございますか。

委員長（長谷川徳行君） ラベンダーハイツ所長。

ラベンダーハイツ所長（菊地昭男君） 2番村上委員の御質問にお答えいたします。

重度化、最近してきてまして、4、5の利用者が入所者の話かと思えます。これらにつきましては、介護職で緊急の場合等の対応、これにつきましては、日中につきましては看護師がおりまして、即、診察といいますが、様子を見まして救急で対応しているという状況でございます。

なお、上富良野町立病院との救急の提携の中で、即、救急車に乗って町立病院で診察をしていただけるという状況で、重度化しても、これらにつきましては即対応できるものと考えております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 今、そういうことでやっておられるということで、間に合っている。間に合っているというのはおかしいですけれども、そういう状況だということですが、今後におきましては、やはり携わる人、なかなか大変になってきます。その働いている方も高齢化になってきますし、それで、そういう重度の方が、介護度の高い4、5の方が入所されていますので、いろいろな面で大変だと思いますので、少しこの介護報酬がすごく低いのですよね。だから、今後については介護報酬の見直しも少し考えていかないと、国のほうでまた来年変わるようではすけれども、そういったことはどのように考えておられるか。やはり今後については、携わる労働力というのですか、そこら辺がちょっと私、大変になってくるのではないかと思うのですけれども、いかがお考えでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） ラベンダーハイツ所長。

ラベンダーハイツ所長（菊地昭男君） 2番村上委員の御質問にお答えしたいと思います。

介護職、現在、平均年齢が35歳程度でございます。介護職につきましても、現在いる介護職につきましては5年から6年、ハイツで経験しているというのが実態でございます。なお、最近、介護職を募集しましても、高齢者50歳以上の方の応募もございまして、これらに対応すべく利用者に対して3対1の介護職の配置となつてございますけれども、今後は重度化することによって2対1等の状況も生まれてくるものと考えております。これらに対して、今後、賃金等も含めまして給料面の処遇等、あと、なるべく体力等の減退によります利用者への対応等も考慮に入れながら、状況判断の中で介護職の負担のかからない利用者のサービスの低下のないような体制で、今後は対応していくことも必要かと考えております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） ラベンダーハイツの看護師さんの確保の実態といいますが、それと、今後の確保の可能性、見積もり、それらについてちょっとお聞きしたいというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） ラベンダーハイツ所長。

ラベンダーハイツ所長（菊地昭男君） ただいま、今村委員の御質問に対してお答えをさせていただきます。

現在の介護士の実態、施設におきましては、臨時職員14名の介護士等職員7名の体制で介護体制をしておるところでございます。先ほど申し上げましたように、介護施設につきましては3対1の介護体制、これが基準でございまして、ことしの春に新人4名が、職員がやめたということもございまして、採用してございまして、現在やっと安定した介護体制をとれている状況であります。（「看護師」と呼ぶ者あり）

大変失礼いたしました。看護師につきましては、当施設につきましては、職員2名、臨時1名という体制で、今、看護体制をとっておるところでございます。

実際、今の看護体制で余裕がないという、多分職員に何かが、病気等がありましたら余裕のない状況ではございます。それに伴いまして、利用者のサービスの低下を招くわけにはいきませんので、今後臨時の看護師等の体制もとっていかねばならないとは考えております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 本当にサービスの低下というものは防がなければいけないと思うのですよね。

准看でもよろしいのですよね。その確保にぜひ努めていただきたいなというふうに思いますし、自衛隊の定年退職者、年齢はいつてますけれども、准看護師の資格を持っている人たちもおられると思いますので、そこら辺も考慮されたいのではないかとこのように思います。

今のやつは終わるのですけれども、一たん座らなければいかんのですかね。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですよ。

6番（今村辰義君） 19年度ラベンダーハイツの給食部分の民間に移譲という件でありますけれども、19年度は996万円の繰り越しができる。そのときの町長の話では、黒字のときに給食部門を

民間移譲したいということではありますが、この資料によりますと、次年度への繰り越し額も年々減ってきているというふうなうたわれております。一部修正可決されたのですけれども、今後の民間移譲という件についてどうお考えなのかお聞きしたいというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 6番今村委員の御質問にお答えします。

今言われたような経過にあるところでありますが、私どもは事業を運営する立場として、経営の改善についてはたゆまぬ努力をしているわけでありませう。その中で、部分的な業務の委託についても検討課題となつてございませうし、もう少し言えば、事業全体を民間移譲、要するに完全民営化ということも行政課題の位置づけにしてございませうので、これらも双方をにらみながら、どういう時期がいいのか、我々としてどういう判断がいいのか、また、そういう受け皿となる、そういう組織が容易にあるのかわからないのかを十分見きわめて、その実現に向けた努力をする予定となつてございませうので、御理解をいただきたいと思ひます。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 非常に厳しい財政運営の中で、合理化、効率化、あるいはスリム化ということをお考えますと、私は必要ではないかなというふうな思ひています。

また、一部修正可決はされたのですけれども、そういったいろいろな問題点がありますけれども、それを解消していけば、また賛同も得られるのではないかなというふうな思ひてますので、ひとつよろしく努力のほどをお願ひしたいというふうな思ひます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 今、入所者1人当たり、大体、介護報酬というのですか、それはどのくらいになつておるのかお聞ひいたします。

委員長（長谷川徳行君） ラベンダーハイツ所長。

ラベンダーハイツ所長（菊地昭男君） 5番米沢委員の御質問にお答えいたします。

平均で1万1,600円ぐらいたと思ひます。介護度が重度化してまして、7割の方が介護度が4、5でございまして、高い人では介護報酬として1万3,000円、安い人でも8,000円強の報酬となつてございませう。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 大体1人当たりにかかる経費というのは積算されたことはありますか。現状で

わかればお聞ひしたいのですが。

委員長（長谷川徳行君） ラベンダーハイツ所長。

ラベンダーハイツ所長（菊地昭男君） ここにちょっと資料の持ち合わせございませうので、後ほど資料として要求があれば提出したいと思ひます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 委託の話で出ましたけれども、委託はだめですよ、これは。なぜかといつたら、やはり行政がきちり守るものは守らないと、これから、いろいろなところで問題になつていませうけれども、介護報酬等の変化によつて事業が成り立たないという問題も出てきていませうので、私はこの給食の問題も含めて、保育所もそうなのですが、きちりその状況も踏まえて、何をその柱として、上富良野町が介護と子育て支援という形でもっとサービスも充実してやる努力だとか、もっとやる必要があるのだと思ひます。やはり、そういうところをきちり見ないで、ただ委託すれば物事が終わりというような、それはならないと思ひますので、この点ちょっとお聞ひしておきたいと思ひます。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 5番米沢委員の御質問にお答えします。

御理解いただいていませうと思ひますが、私どもはどんどんどん、行政のスリム化という観点で何でも切つてきていませうことではございませうので、ぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

いずれにしても、行政の守備範囲、大変広がつていませう。今、福祉部門についても、特に特養などにつきましては、全国的に見ても自治体が運営している施設もあるでしょうし、多くが法人の経営であります。そういう意味では、民間がそういう機能をしっかり支えているという実態がございませうので、私どもが経営して民間に移譲したときに、大きくサービスが低下することについては、当然あつてはいけなわけでありませうので、少なくとも現状維持、もしくはそれをさらに超えて向上させるという、そういう方向性をしっかり出して、そういうものを判断しながらやつていくということでありませうし、特にあえて言うまでもないと思ひますが、私どもはどうしても民間にゆだねることができない分野もあつていませうし、民間と競合している分野もございませうので、その辺を後手ないようにしっかりと見定め進めていかなければならないと思ひますし、いずれにしても、町民の多くの方の合意がないとなかなかできないわけでありませうので、そういう説明責任もしっかり果たして、後世のないように、禍根の残らないような形で取り進めてまいりたいという

気概でございますので、御理解をいただきたいと思
います。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） その問題については、また
後で論議しますが、とりあえず、その効率化という
点で、国の方針とおりですよ、副町長。いつも縦
割りで物事を押しつけるようなやり方では、幾ら自
治基本条例つくった云々かんぬんと言っても、つい
てこないですよ、それは。もう古い手法なです
よ、それは。だから今、自民党、公明党政治の流れ
が変わって、求める方向が、住民はそれはいけませ
んよという形になっているわけですが、この点述べ
て、次にお伺いしたいのは、この働いている方の労
働条件の改定の問題なのです。

今、賃金体系も変えるということではありますが、
働いている方に聞きましたら、若い人でも介護現場
について働いて、仕事してても十五、六万円、せい
ぜいそのぐらいだと。それで、私は結婚をして家庭
を持つとしても、なかなかそれでは本当に厳しい。
だからアルバイトまで行っているというような、そ
ういう話も聞こえてきます。やはり働いている方が
少しでも意欲を持てるように賃金体系を変える、少な
くとも、正職員にせよとは言いませんが、一人一人
の資質を見抜いて嘱託準職員だとか、そういうレベ
ルに引き上げる、あるいはボーナスを給付するとい
うような喜びがないと、本当に働いても働いても、
その報いが得られないという状況では困りますの
で、介護現場というのは、今本当にひどいです。ラ
ベンダーハイツだけではありませんけれども、この
点、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） ラベンダーハイツ所
長。

ラベンダーハイツ所長（菊地昭男君） 5番米沢
委員の御質問にお答えしたいと思います。

非常に過酷な賃金体系の中で、現在、臨時介護士
等が就労されているという現状は私も認識してござ
います。

当施設の臨時介護士の賃金につきましては、本年
9月に改正しまして臨時職員の介護士の賃金体系
を、毎年賃金が上がりますよと、今、米沢委員が言
われました、ボーナス等の手当等の支給にはなりま
せんけれども、毎年賃金が何千円か時給が上がると
いう賃金体系を9月に賃金表をつくらせていただい
たところでございます。金額的には何十円、時給に
して50円、60円単位でございますけれども、こ
れが毎年上がることによって、また来年上がるとい
うことで、就労意欲がわくという状況で改正させて
もらっておりますので、その辺御理解いただきたい
と思います。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） ぜひ改善していただきたい
と思います。恐らく雇用形態は有期雇用だと思うの
ですが、例えば、1週間休んで契約をまた再開する
ということだと思いますが、本来継続性があるわけ
で、制度上そういうことになっているということ
でありますけれども、やはりこういった点も改善する
必要があるのだと思うのです。せっかく通年で働け
るのに、そこで1回雇用が終わって再雇用というよ
うな、変則的な雇用体系になっています。この点も
含めて、働いている人たちが本当に喜び持てるかど
うかは別としても、意欲がわいて、それが質の向上
にもつながる話ですから、財政的な事情もあって、
私は全部そういった正職員だとか準職員にしるとは
言いませんが、少なくとも改善して、介護している
んだと自分が自負を持てるような、そういう介護労
働の現場をつくっていかないと、今、崩れつつある
のですよ、上富良野町でも。

そこを町長、どのように実態として知っておられ
るのか、よく、そこをちょっとお伺いしたいと思
うのですが、町長として、その介護現場で働いてい
る人たちの処遇の改善という点ではどういう考えを
持っているのかお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 私のほうから、お答えさ
せていただきます。

今、担当の所長から申し上げましたように、この
間もいろいろな人材の確保が非常に困難だという職
場、そういう実態がございますので、今、委員が言
われるように、そういうことを容易にするための改
善策として、今申し上げたようなことが今現在行わ
れているわけでありませぬ。

今後におきましても、そういうことがどの程度必
要なのかについてはしっかり実態を見定めてまいり
たいと思いますが、いずれにしましても、私ども
は、町営でありながら一つのそういう福祉の、老人
施設の事業をする立場でございますので、事業とし
て支えることがどの程度できるのか、それがまた、
将来に向けて持続をできるのかどうかということ
をしっかりと見定めて、構造的に直していくとい
うことが必要だろうというふうに思いますが、いかんせん
私ども自治体がそういう事業展開をするときに、地
方公務員法だとかいろいろな縛りがございませぬ
ので、なかなか思うようにいかないというのも現実
でございますので、その点いろいろ、そういうフレ
ームの中で可能性の追求をしながら実態の課題の解
決に向けてまいりたいというふうに思っていますの
で、私どもも、少なくとも町長を含めて、実態がど

うだかというのは承知しているつもりでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。
ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これでラベンダーハイツ事業特別会計の質疑を終了いたします。

説明員が交代しますので、少々お待ちください。

次に、簡易水道事業特別会計全般の289ページから301ページまでの質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで簡易水道事業特別会計の質疑を終了いたします。

次に、公共下水道事業特別会計全般の323ページから339ページまでの質疑を行います。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） 335ページ、ここの水洗化等改造補助金17万円と、こうあるわけですがけれども、現在水洗化率が84.2%ということで、ことしは何軒かあったのでしょうか。まずその点、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 上下水道班主幹。

上下水道班主幹（水島雅夫君） 現在のところ、ことしについては1件でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） ことしは1戸ということはわかりました。それで、今後の見込みとしては、どうなのでしょう。ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 上下水道班主幹。

上下水道班主幹（水島雅夫君） 現在、申し込みは、届け出はある状態でございます、それはまだ取りまとめございません。申しわけございません。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 今後については、努力をするというようなことを、この成果表にいただいております。報告書になっておりますけれども、私はちょっとなかなか、これ、もう頭打ちに来ているのかな、なんていう感じを受けたりするのですけれども、どういう見通しなのでしょうかね。

見通しとしまして、ちょっとお尋ねしたいと思います。このパーセンテージは現在84.2%ですが、そこら辺り、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 上下水道班主幹。

上下水道班主幹（水島雅夫君） 現在町内においては、新築、改築20件程度あるのかなと思っておりますけれども、そういう場合におきましては、下水道受益区域内におきましては、すべて下水道に接続していただいているものと思っておりますし、これまででもそうございました。

また、区域外につきましても、そういう状態の場合、新築、改築の場合には、合併浄化槽なりの申し込みをいただいているということでございます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 水洗化の普及で処理区域内であっても、例えば、利用されていない、水洗化されていない方というのは、生活状況で言えば、どのような方がそういうようになっているのかお伺いいたします。

これは、するしないというのは、特に本人の、世帯主というか、本人の判断なのかなというふうに思いますが、そこら辺はどういうふうになっているのかお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 上下水道班主幹。

上下水道班主幹（水島雅夫君） 下水道につなげていない方は、高齢者の住宅、高齢者のみの住宅、あるいは古いアパート、あとはごく少数ですが、もう既に浄化槽をおつけになっている方も一部いるのかなというふうに思っております。

なかなか高齢者の方、かなり費用がかかりますので、その辺はちゅうちょされていると、また、古い住宅もなかなか入る人がおりませんので、現在そういう状況になっておりますので、なかなか水洗化にならないという状況でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） そういう意味では、公営住宅は前にも質問しましたが、率先して、公共施設でありながら、これに協力してないという形になるのではないかなというふうに思うのですが、その点、今後の対応等についてお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 5番米沢委員の御質問に、私のほうからお答えします。

今までもいろいろ、そういう角度の御意見いただいております、町長におきましても、できるだけそういう生活改善とか様式改善をしなければならぬという認識でいるところでありますが、いずれにしても、その実現のためには多額の税金を投下しなければならぬというようなこともありまして、なかなか整備ができないと。

一般質問でも答弁させていただきましたように、今現在の住宅を、どう今後もストックしていくのか、そういうことも21年に明らかにして、年次的にどうできるのかを定めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで公共下水道事業特別会計の質疑を終了いたします。

以上をもって、各会計歳入歳出決算についての質疑を終了いたします。

説明員が交代しますので、少々お待ちください。

続いて、企業会計についての質疑に入ります。

最初に、水道事業会計全般の質疑を行います。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） 水道事業会計の17ページ、このところの配水管整備、これは当年度2,956万円増加をしているわけですが、有収率を上げるためにやむを得ないかなとは思っておりますけれども、一番最後のページ、17、18ですね。

それで、今後においては老朽管取りかえ等の配水管の計画の見通しというのはいかがなんでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） 水道事業につきましては、昭和47年から現在の水道事業に切りかわっておりますけれども、長年経過しておりますので、標準の耐用年数が38年ということになっておりまして、もう間もなく当初計画の設置の部分の耐用年数に到来しつつあります。

この耐用年数に到来いたしましても、場所場所によりまして、まだまだ使える部分、それから予想より早く修繕を要する部分がもう発生しておりますので、この部分については随時漏水検査を行って対応を図っておりますけれども、今後、第5次の総合計画の中で一定の計画的な更新作業を行うということで、現在計画しております。

長年使ってきておりますけれども、その中で既に更新が終わった部分もありますし、あと、どうしても道路部分に埋設するという関係がありまして、二重の投資を防ぐために道路整備の計画と合致していく必要がありますので、今後の検討の中で計画的なものを遂行したいと考えております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 47年からやっていて、耐用年数が38年ということで古いのが大分あるとい

うお話ですけれども、それであれば毎年3,000万円ぐらい予算立てましても増加になっていくのかなと、こういうふうに思うのですけれども、今回5,407万円ですが、これ、繰り上げ償還いたしております。それで、これ、古いのが、利率が7.2%から6.7%、5.5%、こういう利率の高いのを借りておりますので、こういった結局、今後老朽管を、配水管を取りかえていかなければいけない財政のこともありますので、こういった高いところの利率を借りかえというのですか、こういうこともお考えになられてはどうかと思うのですが、いかがでございますか。

委員長（長谷川徳行君） 上下水道班主幹。

上下水道班主幹（水島雅夫君） 村上委員の御質問にお答えいたします。

実は昨年、補助金免除繰上償還の制度が19、20、21の3年間で5%以上について認められております。ただ、それは段階を追って19年度、例えば6.8%以上だとか、そういうふうになっておりますので、それに基づいて繰り上げ償還していくとしております。

それと、水道会計は今、内部留保を持っておりますので、借りかえをしないで返すことも実は考えております。

そのほかにあと、借りかえについては、何億円かの借りかえは当然しながら、借りかえはしていきたいと思っております。20年と21年度は内部留保で返す分と、それから借りかえするものということを進めたいと思っております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 漏水対策でお伺いいたしますが、これは老朽化した管を埋設するということになれば、これは単費になるのか補助対象になるのか、その点はどのようになっているのか、それと耐震性の問題では、もう既にこれがクリアされているのか、ちょっと前、1回、十勝沖だとかいろいろなのが発生したときに、それに対応しているという話もありましたが、現実はどうなっているのかお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） この水道管につきましては、まず耐震化の関係ですが、基本的に耐震性能があるかどうか分からない部分があるというのが実態です。基本的にはあるはずだという発言しか申し上げられないところがづらいところではありますけれども、随時、更新作業の中で安全性を確保していくという計画で進めております。

以上です。（「単費か補助か」と呼ぶ者あり）
失礼いたしました。

あと、更新につきましては単費で行っております。すべて起債事業で、後年度に負担するというところで平準化を行っております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで水道事業会計の質疑を終了いたします。

次に、病院事業会計全般の質疑を行います。ございませんか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 近年、病院の経営状況も、繰り入れなど町が行って、何とか黒字に転換するというような状況になってきております。

お伺いしたいのは、特交あるいは普通交付税、ベッド分において、大体19年度においては1床当たりどのぐらいの交付税が算入されているのか、この点お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 病院事務次長。

病院事務次長（山川護君） 5番米沢委員の御質問にお答えします。

交付税につきましては、ベッド数と主に特別交付税と普通交付税に分かれまして、普通交付税については、1床当たり49万円ほど、そして特別交付税については1床当たり68万円ほどございますので、1床110万円の交付税が算入されてきております。そのほかに公債費比率分と、それから救急に関する分がございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 近年、やはりこの部分の実態と合わない交付税の算入という形の中で、なかなか、いわゆるふえてきていないという実態も見受けられるかというふうに思います。

15年度で見た場合、4万円ぐらいのベッド分という形になっておりますし、それから比べて下がってきているように思うのですが、この辺は過去の算入率から見て、どのように変化しているのかお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 病院事務次長。

病院事務次長（山川護君） ただいまの5番米沢委員の御質問でございますけれども、交付税及び普通交付税、特別交付税との合算額で一番多かったのが、平成9年の1億5,755万7,000円でございます。その後低下を見まして、19年度においては1億3,076万7,000円というように、ここ

約10年間で2,700万円ほどの減少になっております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 病院経営が苦しくなっている要因というの、こういったところにもあるのではないかなと思います。

確かに地方病院で、なかなか高度の医療が、機器がないという形の中で流出する場合があります。しかし、そういうものも含めて、地域医療を守るという点で大切な役割があるのではないかなと思います。

そういう中で、今、介護予防給付あるいは予防医療が上富良野町で実施されております。ヘルスアップ事業だとかいう形の中で、こういうつながりの中で、町立病院の予防医療における拠点病院としての位置づけという点でも、もっと改善すべき点があるのではないかなというふうに思いますが、そのかわり方という点で、病院の方針としては地域の健康を守り、福祉の増進のために、向上のためにという位置づけはされておりますが、そこら辺が、医師の確保の問題、看護師の確保の問題があったりだとか、作業療法士さんが介護予防で必要だけれども、その体制がとれていない、そういった中で病院が派遣するだとかいうことも一部やられている部分もあるかと思いますが、そういったつながりをもっと目指す必要もあるのではないかなと思いますが、この点どうでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 病院事務次長。

病院事務次長（山川護君） 5番米沢委員の御質問にお答えいたします。

病院経営につきましては、大きく分けまして、御質問のとおり医療の部分、それから上富良野町における医師の確保、看護師の確保で言う医療機関としてのサービスの部分というのがあるというふうに思っております。

医療の部分におきましては、上富良野町立病院においては旭川医大からの派遣もございまして、胃カメラ、大腸カメラ。消化器官につきましては、富良野沿線で医療の供給をできる部分では最高のレベルではないかということで、常勤医につきましても、患者さんが午前中に80人から100人来るような体制で今臨んでいるところです。

今御質問にございました、医療のサービスを他の分野、例えば福祉とか介護の部分、地域の保健のほうに進めていくということにつきましては、これから行われます特定健診におきましても、医大からの先生とはまた別に医師を確保しながら、どうしても健診業務につきましては、御承知のとおり、午前中

食事前の検査が主になりますものですから、午前中の医師の確保ということになりますと、かなり厳しいでございますけれども、医師を確保しながら、随時10月からまた進めていくという中で、保健福祉課との協議を進め、うちの病院でやれる部分の医療のサービスの提供ということにおいては、協議しながら進めているところでございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） 今回19年度は高金利起債の繰り上げ償還をやっておりまして、健全化に向けて進められているのですけれども、もう少し、580万円、これは総務省の資金を使って、それから429万円は7.2%から2.4%借換債発行してやっているのですけれども、どこの自治体も今、経営が大変だということで、ことしに限って認められる病院特例債、これは利子の半分を交付税で補てんしてくれるメリットがありますので、そういったこともどのように、これからの健全化に向けて考えておられるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 病院事務長。

病院事務長（大場富蔵君） 2番村上委員の御質問でございますけれども、19年度におきましては7%を超えるもの2件につきまして、約5,100万円繰り上げ償還をさせていただいたところでございます。

特例債の関係でございますけれども、いろいろな要件がございますけれども、いろいろな要件がございます、町立病院につきましては該当しないものというふうを考えているところでございます。その要件に合致していないということで。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 何か58市町村で、そういう申し出があるということを出ておりましたけれども、どういう条件で、うちの病院が、それがかなわないわけですか。条件に沿わないわけですか。ちょっと、どんな条件なのですか、お尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 病院事務次長。

病院事務次長（山川護君） 今回の特例債につきましては、新聞紙上でも報道されているように、赤字病院、うちも赤字なのですけれども、赤字病院の、本当に経営が悪化している病院に対する資金のめどということですので、うちの病院、18年度については不良債務出ましたけれども19年度は不良債務出ていなくて黒字ということになっております。経営体質的に、その制度的に乗らなかったということで、これらの特例債のほうについては申請ができなかった、該当ならなかったということござ

います。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） 未収金のことでちょっとお聞きしたい。企業会計ですから、1カ月おくても未収金になってしまうのですが、これも水道と同じなのですか、ただ、その中で19年度も不納欠損処理を行っているのですけれども、この実態といいますが、どうなのか。入院患者とその外来というか、その比率だとか、あと、悪質な者はいないのか、そこら辺ちょっと教えてほしいなと思います。

委員長（長谷川徳行君） 病院事務次長。

病院事務次長（山川護君） 11番渡部委員の御質問にお答えします。

19年度におきましては470万円ほどの不納欠損をさせていただきました。中身につきましては、平成3年からの不納欠損で15年まで。そして16、17、18については、死亡者等におきまして約97名の不納欠損をさせていただきました。16年度、17年度、18年度の未収金につきましては、今現在の9月3日現在のデータでございますが、16年度は23件で23万5,000円、17年度は20件で18万円、18年度は12件で13万7,000円、19年度は22件で12万7,000円が、今現在、町立病院の未収金ということになっておりまして、催告並びに分割を含めまして、徴収をしているところでございます。

以上です。（「悪質な状況」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 病院事務次長。

病院事務次長（山川護君） 悪質なものは、確かにありますといいますが、これにつきましては、町のほうの徴収と一体となりまして、病院だけでなく、ほかの部分もあればそこと一体となって徴収を今進めておりますので、今申し上げました10万二、三千円の金額といえますのは、今入院いたしますと、1カ月で七、八万円かかってまいります。そういう中においては、大変手前勝手な言い方ですが、徴収が、まだほかの病院から見るとスムーズに行われているのかなと、未収金が少ないのかなというふうには思っております。今後も町のほうの徴収担当と連携をとりながら、徴収に進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 看護師宿舎のあり方の問題ですが、もう既に償還は終わっているかというふう

にと思いますが、この点については、予防接種の会場に使われているという形ありますが、あそこをもうちょっと有効的に活用をできないものかというふうに考えております。そうしますと、中を改造するだとかということも考えられますけれども、もっと、建っているものを、施設を有効的に活用できる方法というのを、もっともっと検討していただきたいと思うのですが、そこはどうでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 病院事務長。

病院事務長（大場富蔵君） 5番米沢委員の御質問でございますが、看護師宿舎、今、1週間に1回予防接種に使われているという状況でございますが、過去におきましてもいろいろと検討をして、何かに使えないかという部分はもちろんあったわけでございますけれども、構造が壁で支えられているということから、例えば、小さな部屋を二つを合わせて大きな部屋にするとかという部分ができないために、なかなか有効活用ができてこなかったという部分がございます。

ただ、確かに委員が言われますように、建っているものを有効に使っていくということは、当然大切なことでございますので、検討は進めてまいりたいというふうには思います。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで病院事業会計の質疑を終了いたします。

以上で、企業会計についての質疑を終了いたします。

説明員の方は、町長の所信表明から議場にお入りください。

昼食休憩に入ります。

午後 0時12分 休憩

午後 1時15分 再開

委員長（長谷川徳行君） 昼食休憩前に引き続き、委員会を再開します。

これより、分科会ごとに審査意見書の作成を行います。

分科会ごとに審査意見書案が作成されましたら、委員長まで提出願います。

会場については、事務局長より説明をいたさせます。

事務局長（中田繁利君） 分科会の会場は、第一分科会は第2会議室、第二分科会は議員控室といたします。

なお、分科会で審査意見書案の取りまとめが終了いたしましたら、議長室で正副委員長と分科長により成案を作成しますので、ほかの委員の方は休憩しててください。成案がまとまりましたら、議事堂で成案の報告、審議を行います。

それでは、会場に移動をお願いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 暫時休憩いたします。

午後 1時16分 休憩

午後 4時01分 再開

委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

審査意見書案の整理を行いましたので、事務局長に朗読させます。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 平成19年度上富良野町決算特別委員会審査意見書を朗読いたします。

一般会計。

1、町税等の収納について。

町税等の滞納者に対する行政サービスの制限条例や、コンビニ収納、管理職による滞納プロジェクトにより、職員の収納努力が見られるが、滞納者の状況分析に基づいたきめ細やかな督促と納税相談を実施するとともに、悪質な滞納者には強制執行を含め、より一層の努力を図られたい。

不納欠損処分については、処分に至る前に十分な方策を図り、対処されたい。

2、需用費について。

経費削減に努め、特に燃料費については単価の動向を見きわめて購入するなど、節減に努められたい。

3、物品の購入について。

物品の購入に当たっては、地域振興の観点からも町内業者を利用するよう強く進められたい。

4、防災について。

自主防災組織の計画的な組織化と総合防災訓練は、一部地域が限定しマンネリ化しているため、今までの成果を生かし、自主防災組織と連携するなど組織活動の充実に努められたい。

5、定住化対策について。

住んでみたくなるようなサービスの提供も視野に入れ、さらなる施策の充実に努められたい。

6、補助金負担金について。

補助金負担金については見直しの成果が見られるが、統合化も考慮し、さらに精査して削減に図られたい。

7、日の出公園臨時駐車場について。

日の出公園臨時駐車場の農地転用に不適切な面が

あったので、速やかに適切な措置をし、再発防止に努められたい。

国民健康保険特別会計。

短期保険証及び資格証明書の交付については、分納相談を受けながら適切な対応を図られたい。

特定健診、特定保健指導については、生活習慣予防、住民健診の個別指導の充実に努め、より一層の医療費の軽減に努められたい。

介護保険特別会計。

介護予防対象者の移送サービスを実施されたい。

ラベンダーハイツ特別会計。

看護師、介護士の労働意欲向上のため、労働条件の改善を図られたい。

裏面をごらんください。

公共下水道事業特別会計。

町営住宅の水洗化については、道路整備とあわせて計画的な整備を図られたい。

水道事業会計。

耐用年数を経過した水道管については、計画的な更新整備を図られたい。

病院事業会計。

病院運営については、地域医療を守るために医師の確保に努め、予防医療を充実し、町民に信頼される病院であるように努められたい。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） これより、審査意見書案の審議を行います。

ただいま朗読した審査意見書案について、御意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） お諮りいたします。

審議が終わりましたので、決算審査意見書は、これで決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 御異議なしと認めます。

よって、決算審査意見書は、ただいまの審議のとおり決定いたしました。

以上で、決算審査意見書の審議を終わります。

理事者に意見書を提出してきますので、暫時休憩いたします。

午後 4時05分 休憩

午後 4時30分 再開

委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

理事者より所信表明の申し出がございますので、発言を許します。

町長尾岸孝雄君。

町長（尾岸孝雄君） ただいま、決算特別委員長さん、副委員長さんが、3日間にわたりまして委員の皆さん方が慎重に審議していただきました審査意見書を御持参いただきまして拝読させていただきました。

それぞれの会計におきます決算特別委員会におきます委員の皆さん方の審査意見書、どれもこれも、私どもが行政執行するに当たりまして、当然にしてそれを呈した執行をしなければならないというような、重要な課題を含めた御意見でございます。

今決算特別委員会に当たりましては、監査意見書並びに審査期間中に各委員から賜りました各種の御意見等々につきましても、十二分に対応した今後の行政執行をしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

今平成19年度の決算特別委員会に当たりましては、委員の皆様方に私どもの一部不適切な対応の中にありまして、慎重な御審査を賜りましたことにつきましても、重ねて心から寛大な対応をしていただきましたことを感謝申し上げたいというふうに思っております。

しかしながら、これらのことは私どもは十二分に反省をした上で今後の執行をしていかなければならないというふうに強く感じているところでございますので、何分にも委員の皆さん方の特段の御配慮を賜りまして、平成19年度各会計の決算に当たりまして、御認定を賜りますことを心からお願いを申し上げ、先ほども委員長から申し渡されましたが、私にとりましては最後の決算特別委員会ということでもございますので、何分にも特段の御配慮を賜りまして御認定賜りますことをお願い申し上げ、所信表明とさせていただきますと存じます。

3日間にわたりまして、大変ありがとうございました。

委員長（長谷川徳行君） お諮りいたします。

ただいまの理事者の所信表明により、今後の町政執行において十分その意見を尊重し、最善の努力をいたしたいとの確認が得られましたので、討論を省略し、議案第3号平成19年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び議案第4号平成19年度上富良野町企業会計決算認定の件を採決いたしたいと存じます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、議案第3号平成19年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び議案第

4号平成19年度上富良野町企業会計決算認定の件
を起立により採決いたします。

最初に、議案第3号平成19年度上富良野町各会
計歳入歳出決算認定の件は、意見を付し、原案のと
おり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(長谷川徳行君) 起立多数であります。

よって、本件は意見を付し、原案のとおり認定す
ることに決しました。

次に、議案第4号平成19年度上富良野町企業会
計決算認定の件は、意見を付し、原案のとおり認定
することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(長谷川徳行君) 起立多数であります。

よって、本件は意見を付し、原案のとおり認定す
ることに決しました。

お諮りいたします。

本委員会の決算審査報告書の内容については、委
員長及び副委員長に御一任願いたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) 御異議なしと認めま
す。

よって、本委員会の決算審査報告書の内容につい
ては、委員長及び副委員長に一任されました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の
審議は全部終了いたしました。

終わりに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げ
ます。

19年度の決算特別委員会が、委員各位、理事者
の御協力をいただきまして終了することができまし
た。まことにありがとうございます。

進行上の不手際も多々あり、皆様には大変御迷惑
をおかけいたしました。これもおわび申し上げま
す。

非常に厳しい財源の中、また、税等、住民の大き
な負担の中、議会の権能を十分に生かし、住民の立
場に立った審査、審議であったと思っております。

執行部におかれましては、今委員会での意見を十
分に踏まえ、来年度の予算編成に向けて最小限の財
源で最大の効果があるように努力していただきたい
と思います。

町長におかれましては、12回目の決算特別委員
会、どうも御苦労さまでした。

皆様の御協力を得まして委員会がスムーズに運営
できましたことに感謝を申し上げまして、委員長退
任のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

これをもって、決算特別委員会を閉会いたしま

す。

御苦労さまでした。

午後 4時35分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容
の

正確なることを証するため、ここに署名する。

平成20年10月15日

決算特別委員長 長 谷 川 徳 行